「東日本大震災みやぎこども育英募金」等への寄附目録及び「ご当地WAON」のギネス世界記録公式参加認定書の贈呈式を行いました。

（担当課：総務課）

イオングループ様から「東日本大震災みやぎこども育英募金」等への寄附目録及び「ご当地ＷＡＯＮ」のギネス世界記録認定に伴う公式参加認定書の贈呈式を行いました。

なお、本ギネス記録は「電子マネーの寄附金プログラムで提携している自治体数の記録」として「提携自治体数１９３」が認定されたもので、県としては初めての認定となります。

【概　要】

□ 日　時　令和8年9月10日（木）
　　午後2時30分から午後2時45分まで
□ 場　所　県行政庁舎4階　知事応接室
□ 相手方　イオン東北株式会社　代表取締役社長　西垣　幸則　様





令和8年度全国高等学校総合体育大会において優勝した選手等が、副知事を表敬訪問しました。

（担当課：保健体育安全課）

令和８年７月２２日から８月２１日までの日程で、近畿地方各府県において開催された「令和８年度全国高等学校総合体育大会」に、宮城県代表として出場した選手のうち優勝に輝いた選手及び関係者が、報告のため副知事を表敬訪問しました。

【概　要】

□ 日　時　令和8年9月10日（木）
　　午後4時から午後4時20分まで
□ 場　所　県行政庁舎4階　特別会議室
□ 出席者
　東北高等学校【ソフトテニス　女子個人】
　　関係者　中津川　澄男　総監督
　宮城県農業高等学校【ウエイトリフティング　女子63kg級】
　　生　徒　佐々木　瑠那　さん
　　関係者　浅野　伸一　校長、佐藤　隆行　監督
　宮城県仙台二華高等学校【アーチェリー　女子個人】
　　生　徒　関口　結唯　さん
　　関係者　関口　裕樹　監督、中村　功　教諭





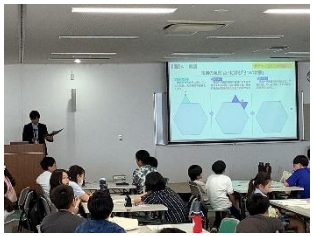
「算数チャレンジ大会（算チャレ）2026」（本選）を開催しました。

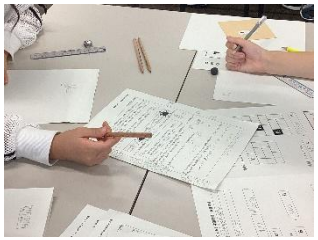
（担当課：義務教育課）

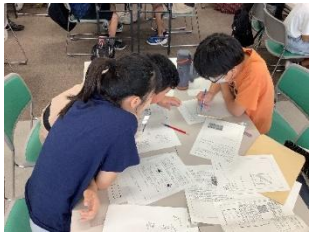
今年で１２回目となる「算数チャレンジ大会」の本選出場を果たした３２チーム（１チーム３人）が、協働して算数の難問に挑戦しました。本大会は、県内の児童が、算数の様々な問題に挑戦することを通して、算数を学ぶことの楽しさや有用感を感じたり、算数に対する興味や関心等を高めたりしながら、数学的な思考力や表現力を高めることを目的に実施しています。

【概　要】

□ 日　　時　令和8年9月12日(土)　午前9時15分から正午まで
□ 場　　所　宮城県総合教育センター
□ 予選参加者　527チーム・1，581人
□ 本選参加者　32チーム・96人
　※本選第1位チーム　学 校 名：大河原町立大河原小学校
　　チーム名：S・M・S
　　得　　点：100点満点中80点







宮城県美術館セレモニー「カンディンスキー　世界は鳴りひびく―日本のコレクションでたどる画業と反響―」開会式を開催しました。

（担当課：生涯学習課）

宮城県美術館で「カンディンスキー　世界は鳴りひびく―日本のコレクションでたどる画業と反響―」の開会式が行われ、小野寺教育長が出席しました。会期は９月１２日から１０月２８日までとなります。

本展覧会は、日本各地に収蔵される作品により、ミュンヘンでの模索から「青騎士」、ロシアへの帰郷、バウハウスでの指導、そしてパリでの円熟に至る画家の足跡をたどるものです。また日本人とカンディンスキーの出会いにも焦点を当てております。

【概　要】

□ 日　時　令和8年9月12日（土）
　　午前9時から午前9時20分まで
□ 場　所　宮城県美術館エントランスホール
□ 次　第　主催者挨拶、来賓挨拶、展覧会紹介、テープカット
□ 特別展開催期間
　　令和8年9月12日（土）から10月28日（水）まで




青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）宮城県選手団結団式を開催しました。

（担当課：保健体育安全課）

令和８年１０月１０日から１０月２０日までを主会期として、青森県で開催される「青の煌めきあおもり国スポ（第８０回国民スポーツ大会）」に向けて、宮城県選手団の士気の高揚を図るため、結団式を行いました。

【概　要】

□ 日　　時　令和8年9月17日（木）
　　午後4時30分から午後5時まで
□ 場　　所　県行政庁舎1階　ロビー
□ 参 加 者　選手、監督、知事、議会議長、教育長、本部役員
　　合計130人
□ 大会概要　主会期　令和8年10月10日(土)～10月20日(火)
　　正式競技数37競技





第63回宮城県芸術祭の開会式が開催されました。

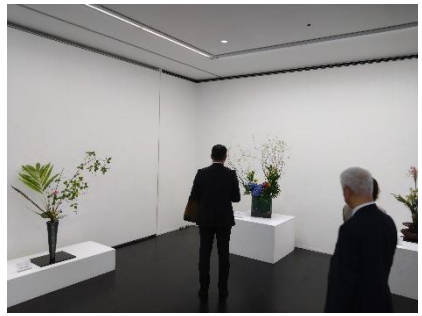
（担当課：生涯学習課）

令和８年９月２６日から令和９年３月２２日までの日程で、県内の各会場において行われる「第６３回宮城県芸術祭」の開会式が、共催８団体の代表や関係者が集まって行われました。

【概　要】

□ 日　時　令和8年9月26日（土）　午前9時30分から午前10時まで
□ 場　所　せんだいメディアテーク
□ 出席者　宮城県芸術協会会長、県環境生活部長、
　　仙台市文化観光局長、河北新報社代表取締役社長、
　　県教育庁副教育長、仙台市教育局副教育長、
　　宮城県文化振興財団理事長、仙台市市民文化事業団理事長
　　ほか
□ 概　要　9月26日（土）～：華道展、書道展
　　10月　3日（土）～：写真展・フォトサミット、彫刻展、絵画展 等
　　2月　7日（日）～：音楽コンクール　ほか





令和9年度（令和8年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考の実施概要

資料配布（２）

１　実施概況

○　第１次選考で基礎的な能力実証を行った上で、第２次選考において、宮城県が求める教師像に基づき、人物重視の選考を行った。昨年度からの変更点としては、電子申請システムによる書類提出や個人面接等の評価の観点の見直しを行った。

（1）第１次選考　期日　令和8年7月11日（土）
会場　仙台二華中・高、工業高、第二工業高
東京大学駒場キャンパス

（2）第２次選考　期日　令和8年8月26日（水）～28日（金）、
9月1日（火）　実技試験　9月3日(木)
会場　総合教育センター

（3）実施結果　　（　）内は昨年度の数値

校種	出願者数 ①	1次受験者数及び1次免除者数	2次受験者数	合格者数 ②	選考倍率 ①÷②
小学校	341人 (304人)	322人 (283人)	284人 (275人)	146人 (178人)	2.3倍 (1.7倍)
中学校	266人 (285人)	248人 (263人)	132人 (154人)	66人 (91人)	4.0倍 (3.1倍)
中・高※1	264人 (286人)	252人 (269人)	85人 (127人)	18人 (53人)	14.7倍 (5.4倍)
高等学校	273人 (353人)	251人 (320人)	187人 (215人)	86人 (91人)	3.2倍 (3.9倍)
養護教諭	131人 (154人)	122人 (147人)	29人 (37人)	9人 (7人)	14.6倍 (22.0倍)
栄養教諭※2	0人 (13人)	0人 (13人)	0人 (9人)	0人 (2人)	－ (6.5倍)
計	1,275人 (1,395人)	1,195人 (1,295人)	717人 (817人)	325人 (422人)	3.9倍 (3.3倍)

※1　中学校、高等学校の区別なく一括しての採用【保健体育、音楽、美術、家庭】
※2　栄養教諭の今年度の採用枠は県内公立学校の現職の本務栄養職員を対象

２　今年度選考試験の特徴

○　出願者数は減少したものの、選考倍率は上昇。
合格者の男女比は男性47.7%（155人）、女性52.3%（170人）。

３　令和9年度採用に向けた取組

○　入職前に参考となる情報をWebページで発信。
採用予定者対象の情報交換会を12月に実施予定。

○　中学校・技術の出願がなかったため、臨時選考を実施予定。
試験日　　令和8年11月14日（土）
採用校種・教科　　中学校・技術
採用予定者数　　若干名
選考内容　　筆記試験、面接（2回）

４　令和10年度選考について

○　大学推薦による大学3年生特別選考（令和8年度実施）
試験日　　令和8年12月12日（土）
受験区分　　小学校
選考内容　　筆記試験、面接（2回）、集団討議
推薦を依頼する大学　県教育委員会が指定する県内大学

○　令和10年度教員採用候補者選考（令和9年度実施）
第１次選考　令和9年7月10日（土）
※ 全国の自治体協議会による共同実施を予定
第２次選考　令和9年8月下旬～9月上旬（予定）
合格発表　　令和9年9月下旬（予定）

令和9年3月高等学校卒業予定者就職内定状況（9月末現在）

資料配布（3）

	R8.3月末	R8.9月末	前年同月	増減（当月－前年同月）
内定率	99.4%	53.2%	54.4%	−1.2
男子	99.5%	57.5%	56.8%	0.7
女子	99.2%	46.7%	50.7%	−4.0
全国平均	97.9%	—	—	

【内訳】

卒業者	17,277	16,917	17,374	−457
進学希望者	14,060	13,630	14,094	−464
就職希望者	3,008	3,160	3,156	4
臨時的仕事希望者	171	45	33	12
進路未定者	38	82	91	−9
計（人数）	17,277	16,917	17,374	−457

就職【希望者】詳細

				前年同月	増減（当月－前年同月）
内訳	県内	2,221	2,506	2,494	12
	県外	787	654	662	−8
	計（人数）	3,008	3,160	3,156	4
内訳	職安・学校紹介	2,545	2,591	2,592	−1
	民間事業所紹介	8	2	7	−5
	縁故・自営	113	84	83	1
	公務員	342	483	474	9
	計（人数）	3,008	3,160	3,156	4

就職内定者	2,989	1,682	1,718	−36
就職希望者のうち未内定者	19	1,478	1,438	40
月間受験者数	47	2,478	2,505	−27

就職【内定者】詳細

				前年同月	増減（当月－前年同月）
内訳	県内	2,205	1,245	1,268	−23
	県外	784	437	450	−13
	計（人数）	2,989	1,682	1,718	
内訳	職安・学校紹介	2,528	1,645	1,683	−38
	民間事業所紹介	7	0	4	−4
	縁故・自営	112	28	25	3
	公務員	342	9	6	3
	計（人数）	2,989	1,682	1,718	−36

【概況】※（ ）内は前年同月

① 就職内定率	：		53.2%（54.4%）			
② 進路希望の割合状況	：	進学	80.5%（81.1%）	就職	18.7%（18.2%）	
	：	臨時的仕事	0.3%（0.2%）	未定	0.5%（0.5%）	
③ 就職希望者の割合	：	県内	79.3%（79.0%）	県外	20.7%（21.0%）	
④ 県内外の内定率	：	県内	49.7%（50.8%）	県外	66.8%（68.0%）	
⑤ 内定者の割合	：	県内	74.0%（73.8%）	県外	26.0%（26.2%）	

⑥ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	福祉科	その他	総合学科
令和8年度	35.3%	55.9%	78.2%	59.3%	31.5%	47.9%	37.0%	27.3%	57.1%
令和7年度	38.8%	50.2%	75.6%	61.0%	49.4%	47.3%	68.4%	28.6%	57.9%

⑦地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
令和8年度	51.5%	58.4%	49.4%	47.1%	62.8%	56.5%	65.0%	47.4%	55.4%	32.6%
令和7年度	56.0%	55.7%	54.1%	49.8%	58.3%	49.6%	59.7%	44.3%	53.7%	46.4%

⑧宮城労働局発表　県内求人倍率（7月末現在）（職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む）

	R2年3月卒	R3年3月卒	R4年3月卒	R5年3月卒	R6年3月卒	R7年3月卒	R8年3月卒	R9年3月卒
県内求人数	10,522	8,392	8,605	9,083	10,072	10,282	10,051	9,691
県内求職者数	3,399	3,053	2,972	2,609	2,441	2,252	2,294	2,237
求人倍率	3.10	2.75	2.90	3.48	4.13	4.57	4.38	4.33

※令和７年度より労働局による高校生の職業紹介状況に係る公表は、７月末、９月末、３月末のみ。
令和７年９月末の公表は、１０月末の予定。

資料配布（４）

令和９年度

宮城県立高等学校入学者選抜方針
仙台市立高等学校入学者選抜方針
石巻市立高等学校入学者選抜方針
宮城県公立高等学校入学者選抜要項

出願書類

出願希望調査までの流れ

入試のフロー図

地区処理委員会

様式等一覧

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮 城 県 教 育 委 員 会

仙 台 市 教 育 委 員 会

石 巻 市 教 育 委 員 会

入　学　者　選　抜　事　務　日　程

事　　項		参照ページ	期　　日	登録者又は報告者	登録又は報告の方法
募　集　定　員		5	**５月21日(木)**	県教委、関係市教委	
入学者選抜一覧公表(実施方法等)			**５月21日(木)**	県教委、関係市教委	
出願希望調査	在籍生徒等の志願先登録	7	**12月10日(木)から １月11日(月)まで**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
	中学校の確認登録	7	**１月12日(火)から １月14日(木)正午まで**	中学校長	ウェブ出願システム
	結果の通知・公表	7	**１月20日(水)**	県教委、関係市教委	
第一次募集 連携型選抜 全国募集選抜 (上段) 社会人特別選抜 (下段)	分校における実施申請	11	**11月６日(金)まで**	高等学校長	電子メール等
	出願手続	8, 20, 29 22	**２月９日(火)から ２月16日(火)午前11時まで 基本情報の登録は１月18日(月)から可能**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
	中学校作成書類の提出	10, 20, 30 23	**２月９日(火)から ２月17日(水)午後３時まで 出願手続完了後から可能**	中学校長	ウェブ出願システム
	受験票の交付	10, 20, 31 24	**２月19日(金)午後３時以降**	高等学校長	ウェブ出願システム
	検査室数の報告	10, 20, 31	**２月16日(火)午後３時まで**	高等学校長	ウェブ出願システム
	特例措置による出願手続等	15, 27	**２月17日(水)から ２月25日(木) 申請受付：午前11時まで 出願受付：正午まで**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
	学力検査及び面接等	11, 20, 31 24	**３月３日(水) ３月４日(木)**		
	追試験	12, 20, 31 24	**３月９日(火) ３月10日(水)**		
	合否結果等の登録	14, 21, 32 25	**３月15日(月)正午まで**	高等学校長	ウェブ出願システム
	合否結果の発表	14, 21, 32 25	**３月15日(月)午後３時**	高等学校長	ウェブ出願システム
	実施状況等の報告	15, 21, 32 25	**３月29日(月)まで**	高等学校長	ウェブ出願システム
県外からの出願承認申請受付 (全国募集選抜を含む)		26, 28	**12月１日(火)から ２月15日(月)午前11時まで 特例措置による出願承認は ２月25日(木)午前11時まで**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
第二次募集	分校における実施申請	18	**３月10日(水)正午**	高等学校長	電子メール等
	実施予定の報告 (第一次募集合格発表日)	16	**３月15日(月)午後１時まで**	高等学校長	ウェブ出願システム
	出願手続	17	**３月16日(火)から ３月18日(木)午前11時まで**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
	中学校作成書類の提出	17	**３月16日(火)から ３月18日(木)正午まで 出願手続完了後から可能**	中学校長	ウェブ出願システム
	受験票の交付	18	**３月18日(木)午後３時以降**	高等学校長	ウェブ出願システム
	学力検査等	18	**３月19日(金)**		
	合否結果等の登録	19	**合格者の決定後直ちに**	高等学校長	ウェブ出願システム
	合否結果の発表	19	**３月19日(金)又は ３月23日(火)**	高等学校長	ウェブ出願システム
	実施状況等の報告	19	**３月29日(月)まで**	高等学校長	ウェブ出願システム
通信制課程	一期入学者選抜出願手続	33	**３月９日(火)から ３月17日(水)午前11時まで**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
	一期入学者選抜合否結果等の登録	35	**合格者の決定後直ちに**	高等学校長	ウェブ出願システム
	一期入学者選抜合否結果の発表	35	**３月25日(木)午後３時**	高等学校長	ウェブ出願システム
	二期入学者選抜出願手続	36	**令和９年 ９月２日(木)から ９月９日(木)午前11時まで**	志願者 (保護者)	ウェブ出願システム
	二期入学者選抜合否結果等の登録	38	**合格者の決定後直ちに**	高等学校長	ウェブ出願システム
	二期入学者選抜合否結果の発表	38	**９月16日(木)午後３時**	高等学校長	ウェブ出願システム

(備考)上記のうち宮城県教育委員会教育長、仙台市教育委員会教育長、石巻市教育委員会教育長宛てに提出又は報告を要する文書は、それぞれ以下において受け付ける。

宮城県教育庁高校教育課
(電話)(022)211-3649・3624(教育指導第二班)
〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目８－１
(FAX)(022)211-3696

仙台市教育局学校教育推進部高校教育課
(電話)(022)214-8422
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目５－12 上杉分庁舎
(FAX)(022)214-8962

石巻市教育委員会学校教育課
(電話)(0225)95-1111(代表)
〒986-8501 石巻市穀町14－１
(FAX)(0225)22-5160

－　目　　次　－

ページ

◆　令和９年度宮城県立高等学校入学者選抜方針　…… 1
◆　令和９年度仙台市立高等学校入学者選抜方針　…… 3
◆　令和９年度石巻市立高等学校入学者選抜方針　…… 4
◆　令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項　…… 5

Ⅰ　募集及び出願
1　募集定員　…… 5
2　出願資格
3　出願制限

Ⅱ　出願希望調査
1　手続　…… 7
2　結果の通知・公表

Ⅲ　第一次募集（全日制・定時制課程）
1　第一次募集の実施　…… 8
2　出願資格
3　出願制限
4　出願手続
5　受験票　…… 10
6　県外からの出願
7　検査会場
8　学力検査　…… 11
9　面接、実技、作文
10　追試験　…… 12
11　欠席者の登録　…… 13
12　選抜
13　合否結果等の登録　…… 14
14　合否結果の発表
15　実施状況等の報告　…… 15
16　第一次募集出願の特例措置
17　合格者の取扱い

Ⅳ　第二次募集（全日制・定時制課程）
1　第二次募集の実施　…… 16
2　実施予定の報告
3　出願資格
4　出願制限
5　出願手続　…… 17
6　受験票　…… 18
7　県外からの出願
8　学力検査等
9　欠席者の登録　…… 19
10　選抜
11　合否結果等の登録
12　合否結果の発表
13　実施状況等の報告

Ⅴ　連携型選抜
1　連携型選抜の実施 …… 20
2　出願資格
3　出願制限
4　出願手続
5　受験票
6　検査会場
7　検査内容
8　追試験
9　欠席者の登録 …… 21
10　選抜
11　合否結果等の登録
12　合否結果の発表
13　実施状況等の報告
14　合格者の取扱い

Ⅵ　社会人特別選抜（定時制課程）
1　社会人特別選抜の実施 …… 22
2　出願資格
3　出願制限
4　出願手続
5　受験票 …… 24
6　検査会場
7　学力検査及び面接等
8　欠席者の登録 …… 25
9　選抜
10　合否結果等の登録
11　合否結果の発表
12　実施状況等の報告
13　合格者の取扱い

Ⅶ　県外からの出願（全日制・定時制・通信制課程）
1　出願承認の申請 …… 26
2　出願承認
3　出願手続
4　第一次募集における県外からの出願の特例措置 …… 27
5　第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置

Ⅷ　全国募集選抜
1　全国募集選抜の実施 …… 28
2　出願資格
3　出願制限
4　出願承認の申請
5　出願承認
6　出願手続 …… 29
7　受験票 …… 31
8　検査会場
9　学力検査及び面接
10　追試験
11　欠席者の登録
12　選抜

13　合否結果等の登録 …… 32
14　合否結果の発表
15　実施状況等の報告

Ⅸ　通信制課程
第１　通信制課程の入学者選抜の実施 …… 33
第２　一期入学者選抜（令和９年春募集）
1　募集人数
2　出願資格
3　出願制限
4　出願手続
5　受験票 …… 35
6　県外からの出願
7　面接
8　選抜
9　合否結果等の登録
10　合否結果の発表
11　合格者数等の報告
第３　二期入学者選抜（令和９年秋募集） …… 36
1　募集人数
2　出願資格
3　出願手続
4　受験票 …… 38
5　面接
6　選抜
7　合否結果等の登録
8　合否結果の発表
9　合格者数等の報告

Ⅹ　その他
1　学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い …… 39
2　進路指導と助言
3　不正行為の扱い
4　合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付
5　入学者選抜に係る検査の得点の開示
6　海外帰国者等の取扱いに関する留意事項 …… 40
7　特別な事情を有する生徒の副申書に関する取扱い

◆　出願書類等 …… 41
◆　入学者選抜事務説明会 …… 42
◆　出願希望調査の流れ
◆　第一次募集の流れ（連携型選抜含む） …… 43
◆　県外からの出願の流れ …… 44
◆　全国募集選抜の出願の流れ
◆　特例措置の流れ（第一次募集）
◆　第二次募集の流れ …… 45
◆　通信制課程（一期入学者選抜）の流れ …… 46

◆　通信制課程（二期入学者選抜）の流れ　…… 47
◆　地区処理委員会　…… 48
◆　様式等一覧　…… 49
◆　県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）　…… 66
◆　仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
◆　石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）　…… 67
◆　県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて　…… 68
◆　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置　…… 70
◆　宮城県公立高等学校入学者選抜実施校一覧　…… 72

令和９年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

１　基本原則

(1)　各宮城県立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。

(2)　出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、宮城県立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

２　第一次募集

(1)　すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の２通りの方法により選抜するものとする。

(2)　学力検査

ア　学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

イ　学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

３　追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

４　第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

５　連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

６　社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

７　通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

８　全国募集選抜

全国募集を行う高等学校は、該当する市町村と生徒受け入れに関して連携して、全国募集選抜への出願者を対象とした選抜を実施する。

この場合、募集人数は、募集定員の外数とし、選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

９　ideal スクールにおける選抜

ideal スクールにおいては、第一次募集における選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）の結果及び面接の検査結果に基づいて、共通選抜と ideal 選抜の２通りの方法により選抜するものとする。

令和９年度仙台市立高等学校入学者選抜方針

仙台市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

１　基本原則

(1)　各仙台市立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。

(2)　出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、仙台市立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

２　第一次募集

(1)　すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の２通りの方法により選抜するものとする。

(2)　学力検査

ア　学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

イ　学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

３　追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

４　第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

５　社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

令和９年度石巻市立高等学校入学者選抜方針

石巻市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

１　基本原則

(1)　石巻市立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。

(2)　出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、石巻市立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

２　第一次募集

(1)　高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の２通りの方法により選抜するものとする。

(2)　学力検査

ア　学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

イ　学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

３　追試験

高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

４　第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における第一次募集及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、全国募集選抜、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定め（70 頁参照）、その他、留意事項は、必要に応じて別に定める。

Ⅰ　募集及び出願

１　募集定員

(1)　県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。

(2)　市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

２　出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は､次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び高等学園（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

(1)　中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は令和９年３月卒業見込みの者

(2)　義務教育学校を卒業又は令和９年３月卒業見込みの者

(3)　中等教育学校の前期課程を修了又は令和９年３月修了見込みの者

(4)　学校教育法施行規則第 95 条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

３　出願制限

(1)　県内の公立高等学校の入学者選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和 31 年宮城県教育委員会規則第 17 号。以下｢県通学区域規則｣という。)、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則(平成 12 年仙台市教育委員会規則第 4 号。以下｢仙台市通学区域規則」という。）及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 17 年石巻市教育委員会規則第 15 号。以下「石巻市通学区域規則」という。）に定める区域内の高等学校に限る。ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（以下「県境隣接協定」と

いう。）に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

(2)　全国募集選抜において出願できる高等学校は、宮城県中新田高等学校及び宮城県南三陸高等学校に限る。出願できる者は別に定める出願資格を満たす者とする。

(3)　出願できる課程及び学科・コース・部は、一つに限る。

ア　農業、工業、商業又は水産に関する学科等においては、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

イ　次の多部制をとる高等学校においては、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取　　扱　　い
貞山高等学校	昼間部、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」、「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部、午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、午前部、午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部（午前午後）、Ⅱ部（午後夜間）をそれぞれ一つの学科として扱う。

Ⅱ　出願希望調査

中学校に在籍する生徒及び過年度卒業生（以下「在籍生徒等」という。）の志願状況を把握することで、在籍生徒等の志願先選択及び中学校の進路指導等の参考資料とすることを目的として実施する。

１　手続

(1)　在籍生徒等は、宮城県公立高等学校入学者選抜ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」という。）により、志願先を登録する。なお、志願できる高等学校は、一人１校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。

(2)　中学校の校長（以下「中学校長」という。）は、ウェブ出願システムにより、在籍生徒等が登録した内容を確認し、確認済みであることを登録する。

※ 登録方法等については別に通知する。

２　結果の通知・公表

県教育長は、出願希望調査結果を公立高等学校長、中学校長、市町村教育委員会教育長及び教育事務所長等に通知するとともに、公立高等学校ごとの志願者数等を公表する。

	出願希望調査
在籍生徒等の 志願先登録期間	12 月 10 日（木）から １月 11 日（月）まで
中学校の 確認登録期間	１月 12 日（火）から １月 14 日（木）正午まで
結果の通知・公表	１月 20 日（水）

Ⅲ　第一次募集（全日制・定時制課程）

１　第一次募集の実施

(1)　全ての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、学科・コースの募集単位（以下「募集単位」という。）ごとに、選抜方法等（共通選抜と特色選抜の選抜順序及び募集割合等）を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。ただし ideal スクールにおいては、特色選抜に代えて ideal 選抜を実施する。

(2)　共通選抜の募集割合は、募集定員の 50%～90%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては 10%～90%の範囲内で設定し、ideal スクールにおいては 10%とする。

(3)　特色選抜の募集割合は、募集定員の 10%～50%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては 10%～90%の範囲内で設定する。ideal スクールにおいては、ideal 選抜の募集割合は、募集定員の 90%とする。

(4)　募集割合の設定は、５%区切りとする。

(5)　併設型中高一貫教育を実施する仙台二華高等学校及び古川黎明高等学校における共通選抜、特色選抜の募集割合は、併設中学校からの入学予定者を除いた人数に対して設定する。

(6)　各高等学校の募集単位ごとの選抜方法等（共通選抜及び特色選抜又は ideal 選抜の選抜順序及び募集割合等）については、「選抜方法等一覧」で公表する。

２　出願資格

第一次募集に出願できる者は、「Ⅰ　募集及び出願」の「２　出願資格」（５頁）による。ただし、県外の国公立高等学校に合格した者は出願することができない。

３　出願制限

(1)　出願できる高等学校、課程、学科及びコースは、一つに限る。

(2)　複数の学科・コースを併置する高等学校にあっては、当該校の他の学科・コースを第２志望とすることができる。

各高等学校の第２志望とすることを認める学科・コースについては、「選抜方法等一覧」で公表する。

４　出願手続

(1)　出願

ア　志願者の手続

（ア）　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願に必要な情報（以下、「出願情報」という。）の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

（イ） 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	２，２００円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー
定時制課程	９５０円	

（ウ） 広瀬 ideal 高等学校の志願者は、**志願理由書（ideal 選抜用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。**志願理由書（ideal 選抜用）**は、高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

イ 中学校の手続

（ア） 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

※ 広瀬 ideal 高等学校の志願者においては、**志願理由書（ideal 選抜用）**が添付されていることも確認する。

（イ） 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

ウ 期間

２月９日（火）から**２月 16 日（火）午前 11 時**まで

ただし、志願者が登録する出願情報のうち、基本情報については、**１月 18 日（月）**から登録できる。

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="2">内容</th><th>登録期間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">志願者</td><td rowspan="2">出願情報登録</td><td>基本情報</td><td>１月 18 日（月）から登録可</td></tr>
<tr><td>出願先</td><td rowspan="2">２月９日（火）～２月 16 日（火）午前 11 時

※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学者選抜手数料納付</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td colspan="2">出願情報等確認登録</td></tr>
</table>

(2)　中学校作成書類の提出

ア　中学校の手続

（ア）　調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

（イ）　その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ　期間

２月９日（火）から**２月 17 日（水）午後３時**まで

※　志願者の手続が完了した後から中学校の手続が可能となる。

(3)　高等学校の事務処理

ア　高等学校の手続

（ア）　出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

（イ）　出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

（ウ）　受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ　期間

２月９日（火）から**２月 19 日（金）午後３時**まで

※　中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

５　受験票

出願者は、**２月 19 日（金）午後３時以降**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

６　県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ　県外からの出願」（26 頁）による。

７　検査会場

(1)　学力検査及び 面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文（以下、「面接等」という。）は各高等学校において実施する。

(2)　実技を学力検査と異なる会場で実施する高等学校においては、実施会場について受験票交付時に当該高等学校長からウェブ出願システムにより出願者に通知する。

(3)　やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校又はキャンパスにおいて実施する高等学校にあっては、その旨を**11月６日（金）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メール等で申請し、承認を受ける。

(4)　高等学校長は、**２月16日（火）午後３時**までに、第一次募集等の検査室数を**第一次募集等の検査室数の報告（様式Ｓ）**により、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）にウェブ出願システムで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

８　学力検査

(1)　学力検査は、**３月３日（水）**に実施する。

(2)　学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。

(3)　学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 / 月日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
３月３日(水)	受付確認 諸注意	[1] 国　語		[2] 数　学		[3] 社　会	昼　食 休　憩	[4] 英　語		[5] 理　科	

(4)　学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む。）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む。）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

９　面接、実技、作文

(1)　全ての高等学校は、募集単位ごとに、それぞれの特色に応じて、面接等を実施することができる。

(2)　面接等は**３月３日（水）の学力検査終了後**又はその翌日の**３月４日（木）**に実施する。

(3)　面接等の実施日、実施時間等については各学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長からウェブ出願システムにより、出願者に通知する。

(4)　面接等を実施する高等学校は、問題作成委員会を設置し、組織的、計画的に問題作成及び点検を行うこと。また、出題の形式、内容、配点及び実施時間等について、適切なものとなるよう考慮すること。

(5)　面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

10　追試験

(1)　追試験の実施

第一次募集検査日当日に学力検査又は面接等をやむを得ない事由により受験できなかった者に対する受験機会の確保のために、追試験を実施する。

(2)　対象者

ア　追試験は、第一次募集検査日当日に学力検査、面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

（ア）　インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の罹患者

（イ）　本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない事由等のある者（風邪、月経随伴症、忌引き、自然災害、試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合など）

イ　学力検査と面接等を別日程で実施する高等学校において、いずれかの日程を欠席した場合には、欠席した日に実施された学力検査や面接等についてのみ追試験を実施する。

ウ　学力検査を１科目でも受験した場合には、学力検査の追試験を認めない。

(3)　実施日

ア　学力検査は、**３月９日（火）**に実施する。

イ　面接等は、**３月９日（火）**又は**３月 10 日（水）**に実施する。

(4)　実施方法

ア　追試験における学力検査及び面接等は、第一次募集に準じて実施する。

イ　追試験においては、学力検査と面接等を同一日に実施することも可能とする。

ウ　面接等の実施日、実施時間等は、当該高等学校長からウェブ出願システムにより、受験生に通知する。

(5)　実施会場

出願した高等学校等において実施する。

(6)　実施上の手続

ア　やむを得ない事由により第一次募集の学力検査及び面接等を受験できなくなった受験生は、在籍する又は卒業した中学校長へ速やかに電話等で申し出る。

イ　当該中学校長は、追試験の必要があると認めた場合には、**第一次募集検査日の午後４時**までに、出願先高等学校長へ電話等で連絡する。

ウ　当該中学校長は、**追試験申請書（様式Ｔ－１）**に証明書類等を添付し、**３月８日（月）午後３時**までに、ウェブ出願システムにより、出願先高等学校長宛てに提出する。

エ　申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という。）を受理した高等学校長は、申請書類を審査の上、追試験の承認の可否を判断し、その事由がやむを得ないものと認めた場合は、ウェブ出願システムにより、**追試験受験許可証（様式Ｔ－２）**を速やかに当該中学校長宛てに通知するとともに、ウェブ出願システムに追試験対象者の登録を行う。

オ　**追試験受験許可証（様式Ｔ－２）**を受理した中学校長は、当該受験生に追試験の受験が認められた旨を電話等で連絡する。

カ　追試験受験を認められた受験生は追試験当日、受験票を受付で提示し、受験する。

11　欠席者の登録

高等学校長は、第一次募集検査当日及び追試験検査当日の欠席者等の情報をウェブ出願システムに登録する。

検査名	登録期限
第一次募集（１日目）	①　３月３日（水）国語終了後直ちに
	②　３月３日（水）午後４時まで
第一次募集（２日目）	３月４日（木）終了後直ちに
第一次募集追試験（１日目）	①　３月９日（火）国語終了後直ちに
	②　３月９日（火）午後４時まで
第一次募集追試験（２日目）	３月 10 日（水）終了後直ちに

12　選抜

(1)　選抜は、調査書、学力検査の結果に基づいて選抜する共通選抜と、調査書、学力検査の結果及び面接等の結果に基づいて選抜する特色選抜の２つの選抜方法により行う。ただし ideal スクールにおいては、特色選抜に代えて ideal 選抜を実施する。

(2)　共通選抜と特色選抜の選抜の順序・方法等については、「選抜方法等一覧」による。

(3)　共通選抜

ア　調査書点は、調査書の「１　各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の４教科の評定値を２倍にして、国語、数学、社会、英語及び理科の評定値と合計して算出する。

イ　学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。

ウ　高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から審査し、共通選抜の募集人数分を選抜する。ただし、体育及び美術に関する学科にあっては、実技の評価を選抜資料に加えて選抜することができる。

なお、相関図での調査書点と学力検査点の比重は、各高等学校が募集単位ごとに次の割合の中から定める。

比　　重	調査書重視		同等	学力検査重視	
調査書：学力検査	７：３	６：４	５：５	４：６	３：７

(4)　特色選抜

ア　調査書点は、調査書の「１　各教科の学習の記録」の各教科・各学年の評定を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

倍率は、国語、数学、社会、英語及び理科については 0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0 から、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については 0.5、1.0、1.5、2.0、2.5、3.0、3.5、4.0 から定める。ただし、学校に登校していない生徒を積極的に受け入れるため

に、この倍率未満に設定することができる。

イ　学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

倍率は、0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0 から定める。

ウ　高等学校長は、調査書点、学力検査点、各高等学校が募集単位ごとに実施した面接等の得点を合計し、その合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

なお、特色選抜の審査対象者は、合計点上位の者から、各高等学校が募集単位ごとに定めた範囲内の者とする。

範囲は、募集人数の 120％から 200％のうち、５％区切りで設定する。

また、調査書の「１　各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮することとし、副申書以外のその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

(5)　ideal 選抜

ア　調査書点は、各教科・各学年の評定を、ideal スクールが、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

イ　学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を ideal スクールが、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

ウ　面接の形式は個人面接とし、出願者が提出した志願理由書を参考に実施する。配点及び実施時間等は、ideal スクールが定める。

エ　高等学校長は、面接重視方式、調査書重視方式及び学力検査重視方式の３方式によって選抜を行う。

（ア）　面接重視方式においては、学力検査点及び調査書点を用いず、面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

（イ）　調査書重視方式においては、学力検査点を用いず、調査書点と面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

（ウ）　学力検査重視方式においては、調査書点を用いず、学力検査点と面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(6)　第２志望の受験者の選抜については、原則として募集定員が満たされていない学科・コースにおいて、共通選抜の方法で行うこととする。

(7)　追試験を受験した者の選抜については、第一次募集に含めて行うこととする

13　合否結果等の登録

高等学校長は、合格者の決定後、**３月 15 日（月）正午**までに、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

14　合否結果の発表

合否結果の発表は、**３月 15 日（月）午後３時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式Ｇ）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式Ｈ）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

15　実施状況等の報告

高等学校長は、検査の実施状況等を、**３月 29 日（月）**までに、別に送付する様式により、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）にウェブ出願システムで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

16　第一次募集出願の特例措置

(1)　第一次募集の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、出願者はウェブ出願システムで必要な情報を登録の上、中学校を通して、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

(2)　上記(1)の申請期間は**２月 17 日（水）**から**２月 25 日（木）午前 11 時**までとする。

(3)　特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県内の特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、ウェブ出願システムにより特例措置の承認登録をする。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

(4)　特例措置の承認を受けた者は、**２月 25 日（木）正午**までに志願高等学校に出願の手続を済ませること。

17　合格者の取扱い

第一次募集による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅳ　第二次募集（全日制・定時制課程）

１　第二次募集の実施

(1)　第一次募集の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程、学科・コースについては、第二次募集を行う。

(2)　募集は、課程、学科・コースごとに行う。

(3)　各高等学校の募集単位ごとの選抜方法等については、「選抜方法等一覧」で公表する。

(4)　第二次募集を行う高等学校、課程、学科・コース及び募集人数並びに合否結果の発表日等については、別に公表する。

２　実施予定の報告

高等学校長は、第二次募集の実施の有無について、**３月 15 日（月）午後１時**までに、報告する。報告の方法については、別に通知する。

３　出願資格

第二次募集に出願できる者は、「Ⅰ　募集及び出願」の「２　出願資格」（５頁）を満たす者のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

なお、県境隣接地域に住所を有する者については、県境隣接協定に基づく高等学校のうち、第二次募集を行う高等学校に限り出願できる。また、県外からの出願については、「Ⅶ　県外からの出願」（26 頁）による。

(1)　本県の公立高等学校の第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜に出願したが、病気や不慮の事故等で受験できなかった者

この趣旨は、本県の公立高等学校の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受験できなかった者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにある。

(2)　国公私立高等学校等のいずれにも合格していない者。ただし、私立高等学校等の入学試験に合格し、最終の入学手続をとらない者を含む。

４　出願制限

(1)　出願できる高等学校は、第二次募集を実施する高等学校の一つに限る。

(2)　出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。

(3)　通信制課程との併願はできない。

５　出願手続

(1)　出願

ア　志願者の手続

（ア）　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

（イ）　志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	２，２００円	次の①～④のいずれかにより納付すること ①　クレジットカード決済 ②　コード決済 ③　コンビニ決済 ④　ペイジー
定時制課程	９５０円	

イ　中学校の手続

（ア）　志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

（イ）　県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

（注意）　中学校長は、「３　出願資格」及び「４　出願制限」を十分に確認の上、出願手続を行うこと。

ウ　期間

３月 16 日（火）から**３月 18 日（木）午前 11 時**まで

対象	内容		登録期間
志願者	出願情報登録	基本情報	３月 16 日（火）～３月 18 日（木）午前 11 時 ※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能
		出願先	
	入学者選抜手数料納付		
中学校	出願情報等確認登録		

(2)　中学校作成書類の提出

ア　中学校の手続

（ア）　調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書

の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

（イ） その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ 期間

３月 16 日（火）から**３月 18 日（木）正午**まで

※ 志願者の手続が完了した後から中学校の手続が可能となる。

(3) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

（ア） 出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

（イ） 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

（ウ） 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

３月 16 日（火）から**３月 18 日（木）午後３時**まで

※ 中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

６ 受験票

出願者は、**３月 18 日（木）午後３時**以降に、ウェブ出願システムにより印刷する。

７ 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」（26 頁）による。

８ 学力検査及び面接等

(1) 学力検査及び面接等の実施

学力検査及び面接等を実施する高等学校にあっては、**３月 19 日（金）**に行う。

(2) 学力検査の実施教科、実施時間等については高等学校ごとに定める。

(3) 面接等の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

(4) やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校又はキャンパスにおいて実施する高等学校にあっては、その旨を**３月 10 日（水）正午**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に申請し、承認を受ける。

９　欠席者の登録

高等学校長は、第二次募集検査当日の欠席者等の情報をウェブ出願システムに登録する。

検査名	登録期限
第二次募集	３月 19 日（金）終了後直ちに

10　選抜

選抜は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接等のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。

11　合否結果等の登録

高等学校長は、**合格者の決定後直ちに、**合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

12　合否結果の発表

合否結果の発表は、高等学校ごと、**３月 19 日（金）**又は**３月 23 日（火）**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式Ｇ）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式Ｈ）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

13　実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ　第一次募集」の「15　実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

Ⅴ　連携型選抜

１　連携型選抜の実施

(1)　連携型高等学校（宮城県南三陸高等学校）は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校、同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。

(2)　連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜の募集割合及び選抜方法等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

(3)　連携型選抜の募集割合等については、「選抜方法等一覧」で公表する。

２　出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の条件を全て満たし、連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

(1)　令和９年３月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。

(2)　連携型高等学校、学科を志願する動機や理由が明確で適切であること。

(3)　連携型高等学校、学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

(4)　中学校生活を意欲的に送り、入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

３　出願制限

出願できる学科は、一つに限る。

４　出願手続

第一次募集の出願手続（「Ⅲ　第一次募集」の「４　出願手続」（８頁））に同じ。

５　受験票

第一次募集の受験票（「Ⅲ　第一次募集」の「５　受験票」（10 頁））に同じ。

６　検査会場

第一次募集の検査会場（「Ⅲ　第一次募集」の「７　検査会場」（10 頁））に同じ。

７　検査内容

検査内容は、第一次募集に準ずる。

８　追試験

追試験は、第一次募集に準ずる。

９　欠席者の登録

第一次募集の欠席者の登録（「Ⅲ　第一次募集」の「11　欠席者の登録」（13 頁））に同じ。

10　選抜

(1)　連携型高等学校は、原則として調査書、学力検査及び面接等の結果に基づいて総合的に審査し、選抜する。

(2)　連携型高等学校長は、第一次募集の特色選抜による合格者の数があらかじめ定めた第一次募集の特色選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

11　合否結果等の登録

第一次募集の合否結果等の登録（「Ⅲ　第一次募集」の「13　合否結果等の登録」（14 頁））に同じ。

12　合否結果の発表

第一次募集の合否結果の発表（「Ⅲ　第一次募集」の「14　合否結果の発表」（14 頁））に同じ。

13　実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ　第一次募集」の「15　実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

14　合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅵ　社会人特別選抜（定時制課程）

１　社会人特別選抜の実施

(1)　定時制課程の高等学校は、社会人を対象とした特別の選抜(以下「社会人特別選抜」という。)を実施することができる。

社会人特別選抜を実施する高等学校にあっては、実施学科名、募集人数及び学力検査の教科等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受けること。

(2)　社会人特別選抜を実施する高等学校、学科等については、「選抜方法等一覧」で公表する。

２　出願資格

社会人特別選抜に出願できる者は、「Ⅰ　募集及び出願」の「２　出願資格」（５頁）による。ただし、次の(1)及び(2)の全ての条件に該当する者とする。

(1)　事業所勤務者については、合わせて３年以上勤務した者又は令和９年３月 31 日現在において合わせて３年以上勤務する見込みの者。また、自営業者、家事従事者等については、当該業務従事を「勤務」とみなし、上記の勤務年数に係る条件を満たす者。

なお、当該業務従事年数と事業所勤務年数とを合わせて勤務年数とすることができる。

(2)　次の条件を満たし、勤務先の所属長など責任をもって本人を推薦できる者(以下「所属長等」という。）の推薦を得た者。

ア　勤務態度等が優秀で、人物が優れていること。

イ　当該高等学校、学科等を志望する動機や理由が明確で適切であること。

ウ　当該高等学校、学科等に対する適性及び興味・関心を有すること。

３　出願制限

(1)　出願できる高等学校は、社会人特別選抜を実施する高等学校の一つに限る。

(2)　出願できる学科は、一つに限る。

４　出願手続

(1)　出願

ア　志願者の手続

（ア）　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

（イ）　志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
定時制課程	９５０円	次の①～④のいずれかにより納付すること ①　クレジットカード決済 ②　コード決済 ③　コンビニ決済 ④　ペイジー

（ウ）　志願者は、**社会人特別選抜推薦書（様式Ｊ）**（所属長等が作成し厳封したもの）を高等学校長に持参又は郵送により提出する。郵送により提出する場合は、簡易書留とし、封筒に「社会人特別選抜出願書類在中」と朱書した上で、**２月 16 日（火）午前 11 時**必着のこと。

イ　所属長等の手続

社会人特別選抜推薦書の作成

志願者から依頼のあった所属長等は、**社会人特別選抜推薦書（様式Ｊ）**を作成し、厳封の上、志願者を通して高等学校長に提出する。

ウ　中学校の手続

志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

エ　期間

２月９日（火）から**２月 16 日（火）午前 11 時**まで

ただし、志願者が登録する、出願情報のうち、基本情報については、**１月 18 日（月）**から登録できる。

対象	内容		登録・提出期間
志願者	出願情報登録	基本情報	１月 18 日（月）から登録可
		出願先	２月９日（火）～ ２月 16 日（火）午前 11 時 ※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能
	入学者選抜手数料納付		
作成：所属長等 提出：志願者	社会人特別選抜推薦書提出		
中学校	出願情報等確認登録		

(2)　中学校作成書類の提出

ア　中学校の手続

（ア）　調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

（イ）　その他必要な書類等の提出

（ア）以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ　期間

２月９日（火）から２月 17 日（水）午後３時まで

※　志願者の手続が完了した後から中学校の手続が可能となる。

(3)　高等学校の事務処理

ア　高等学校の手続

（ア）　出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

（イ）　出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

（ウ）　出願資格の審査

高等学校長は、出願者が「２　出願資格」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、所属長等及び中学校長並びに出願者に問い合わせることができる。

（注意）　高等学校長は、出願資格等の審査について厳正を期すこと。

（エ）　高等学校長は、「２　出願資格」を満たしている出願者に対して、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ　期間

２月９日（火）から２月 19 日（金）午後３時まで

※　中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

５　受験票

出願者は、**２月 19 日（金）午後３時以降**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

６　検査会場

第一次募集の検査会場（「Ⅲ　第一次募集」の「７　検査会場」（10 頁））に同じ。

７　学力検査及び面接等

「Ⅲ　第一次募集」の「８　学力検査」（11 頁）及び「９　面接、実技、作文」（11 頁）に準ずる。ただし、学力検査については、一部の教科又は全ての教科を実施しないことができるものとし、実施内容等については、「選抜方法等一覧」で公表し、詳細は受験票交付時に当該高等学校長から出願者に通知する。

なお、追試験については、「Ⅲ　第一次募集」の「10　追試験」（12 頁）に準ずる。

８　欠席者の登録

第一次募集の欠席者の登録（「Ⅲ　第一次募集」の「11　欠席者の登録」（13 頁））に同じ。

９　選抜

選抜は、推薦書、調査書、学力検査及び面接等の結果に基づく総合的な審査により行う。

10　合否結果等の登録

第一次募集の合否結果等の登録（「Ⅲ　第一次募集」の「13　合否結果等の登録」（14 頁））に同じ。

11　合否結果の発表

第一次募集の合否結果の発表（「Ⅲ　第一次募集」の「14　合否結果の発表」（14 頁））に同じ。

12　実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ　第一次募集」の「15　実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

13　合格者の取扱い

社会人特別選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅶ　県外からの出願（全日制・定時制・通信制課程）

県外から第一次募集、第二次募集及び社会人特別選抜に出願する者については、次の諸点に留意すること。

1　出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者(令和９年３月卒業見込みの者を含む。)が、以下の(1)及び(2)に掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願する場合は、ウェブ出願システムにより**出願承認申請（県外）**を行い、志願する高等学校長の承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（68 頁）による志願者を除く。

(1)　住所の異動によるもの

ア　保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合

イ　その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

(2)　その他

上記(1)のほか、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2　出願承認

(1)　出願承認申請（県外）

県外からの志願者は、ウェブ出願システムにより、**出願承認申請（県外）**を行う。

中学校長は、ウェブ出願システムにより、内容を確認し、高等学校長に提出する。

(2)　受付期間

受付期間は、**12 月１日（火）から２月 15 日（月）午前 11 時**までとする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3)　出願承認審査

高等学校長は、**出願承認申請（県外）**を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、ウェブ出願システムに出願承認審査の結果を登録する。

上記「１　出願承認の申請」の(1)について審査が困難な場合及び(2)の場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

3　出願手続

第一次募集の出願手続（「Ⅲ　第一次募集」の「４　出願手続」（８頁））並びに、第二次募集の出願手続（「Ⅳ　第二次募集」の「５　出願手続」（17 頁））に同じ。

（注意）

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願先を変更すること

ができる。ただし、「５　第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置」によって出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

４　第一次募集における県外からの出願の特例措置

(1)　県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和９年３月卒業見込みの者を含む。）であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続ができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（26 頁参照）に従って、高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、第一次募集にのみ適用される。

(2)　上記(1)の申請期間は**２月 17 日（水）**から**２月 25 日（木）午前 11 時**までとする。

(3)　特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県外からの特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、ウェブ出願システムにより特例措置の承認登録をする。

(4)　特例措置の承認を受けた者は、**２月 25 日（木）正午**までに特例措置の承認を受けた高等学校に出願の手続を済ませること。

５　第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置

(1)　「４　第一次募集における県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に、やむを得ない理由により県外から一家転住してきた者等に対して、第二次募集を行う高等学校又は通信制課程の高等学校に限り、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（26 頁参照）に従って、高等学校長に申請し、承認を受ける。

(2)　特例措置の承認

特例措置の承認は、「４　第一次募集における県外からの出願の特例措置」に準ずる。

Ⅷ　全国募集選抜

１　全国募集選抜の実施

(1)　宮城県中新田高等学校及び宮城県南三陸高等学校（以下「全国募集実施高等学校」という。）において、県外からの志願者を対象とした入学者選抜（以下「全国募集選抜」という。）を実施する。

(2)　全国募集実施高等学校は、学科ごとに選抜方法等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

(3)　全国募集選抜に係る募集人数は、宮城県公立高等学校入学者募集定員とは別に定め、「選抜方法等一覧」で公表する。

２　出願資格

全国募集選抜に出願できる者は、次の(1)～(3)をすべて満たす者とする。

(1)　全国募集実施高等学校が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）及び地域での学びに関心があり、志願先の全国募集実施高等学校への志願理由が明確であること。

(2)　志願者及び保護者が宮城県外に居住していること。

(3)　志願者が志願先の全国募集実施高等学校への入学期日までに、宮城県内に居住する予定であること。

３　出願制限

出願できる高等学校、学科は、一つに限る。

４　出願承認の申請

出願を希望する志願者及び保護者は、志願先の全国募集実施高等学校及び関係市町村を事前に訪問、見学等を行い、全国募集実施高等学校及び関係市町村から出願に係る諸手続のほか、入学後の学習環境や居住環境等について十分な説明を受けること。さらに、ウェブ出願システムにより**出願承認申請（全国）**の登録を行い、志願する全国募集実施高等学校長から、出願について承認を受けなければならない。

なお、**出願承認申請（全国）**には身元引受人の登録が必要である。身元引受人の確保については、関係市町村に依頼することができる。

５　出願承認

(1)　出願承認申請（全国）及び身元引受人の登録

全国募集選抜の志願者は、ウェブ出願システムにおいて、**出願承認申請（全国）**の登録を行う。

中学校長は、ウェブ出願システムにより、内容を確認し、高等学校長に提出する。

(2)　受付期間

受付期間は、**12 月 1 日（火）**から**2 月 15 日（月）午前 11 時**までとする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3)　出願承認審査

全国募集実施高等学校長は、**出願承認申請（全国）**を受理した場合には、審査の上、ウェブ出願システムに出願承認審査の結果を登録する。

6　出願手続

(1)　全国募集選抜の出願が承認された後の志願変更について

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願を変更することはできない。

(2)　出願

ア　志願者の手続

（ア）　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

（イ）　志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	２，２００円	次の①～④のいずれかにより納付すること ①　クレジットカード決済 ②　コード決済 ③　コンビニ決済 ④　ペイジー

（ウ）　志願者は、**志願理由書（全国募集選抜用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。

志願理由書（全国募集選抜用）は、高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

イ　中学校の手続

志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと、**志願理由書（全国募集選抜用）**が添付されていること及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

ウ　期間

２月９日（火）から**2 月 16 日（火）午前 11 時**まで

ただし、志願者が登録する、出願情報のうち、基本情報については、**１月 18 日（月）**から登録できる。

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="2">内容</th><th>登録期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">志願者</td><td rowspan="2">出願情報登録</td><td>基本情報</td><td>１月 18 日（月）から登録可</td></tr>
<tr><td>出願先</td><td rowspan="3">２月９日（火）～２月 16 日（火）午前 11 時

※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学者選抜手数料納付</td></tr>
<tr><td colspan="2">志願理由書登録</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td colspan="2">出願情報等確認登録</td></tr>
</table>

(2)　中学校作成書類の提出

ア　中学校の手続

（ア）　調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

（イ）　その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ　期間

２月９日（火）から**２月 17 日（水）午後３時**まで

※　志願者の手続が完了した後から中学校の手続が可能となる。

(3)　高等学校の事務処理

ア　高等学校の手続

（ア）　出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

（イ）　出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

（ウ）　受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ　期間

２月９日（火）から**２月 19 日（金）午後３時**まで

※　中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

7　受験票

第一次募集の受験票（「Ⅲ　第一次募集」の「5　受験票」（10 頁））に同じ。

8　検査会場

第一次募集の検査会場（「Ⅲ　第一次募集」の「7　検査会場」（10 頁））に同じ。

9　学力検査及び面接

(1)　学力検査は、**3 月 3 日（水）**に全国募集実施高等学校において実施する。

(2)　学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。

(3)　学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 / 月日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3 月 3 日(水)	受付確認 諸注意	[1] 国　語		[2] 数　学		[3] 社　会	昼　食 休　憩	[4] 英　語		[5] 理　科	

(4)　学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む。）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む。）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

(5)　面接は**3 月 3 日（水）の学力検査終了後**に全国募集実施高等学校において実施する。

(6)　面接の実施時間等については全国募集実施高等学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、出願者に通知する。

(7)　面接は、提出された志願理由書に基づいて複数の担当者で実施する。実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

10　追試験

追試験は、第一次募集に準ずる。

11　欠席者の登録

第一次募集の欠席者の登録（「Ⅲ　第一次募集」の「11　欠席者の登録」（13 頁））に同じ。

12　選抜

(1)　全国募集実施高等学校は、調査書、学力検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査し、選抜する。

(2)　全国募集実施高等学校長は、第一次募集及び連携型選抜による県内中学生の合格者の数が、あらかじめ定めた第一次募集及び連携型選抜による募集定員に満たない場合、当該募集定員から当該合格者の数を減じた人数を全国募集選抜の募集人数に加えて合格させることができる。

13　合否結果等の登録

第一次募集の合否結果等の登録（「Ⅲ　第一次募集」の「13　合否結果等の登録」（14 頁））に同じ。

14　合否結果の発表

第一次募集の合否結果の発表（「Ⅲ　第一次募集」の「14　合否結果の発表」（14 頁））に同じ。

15　実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ　第一次募集」の「15　実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

Ⅸ　通信制課程

第１　通信制課程の入学者選抜の実施

通信制高等学校（美田園高等学校）は一期入学者選抜及び二期入学者選抜を実施する。

第２　一期入学者選抜（令和９年春募集）

１　募集人数

一期入学者選抜の募集人数は、募集定員の 90％とする。

２　出願資格

「Ⅰ　募集及び出願」の「２　出願資格」（５頁）による。ただし、第一次募集、連携型選抜、社会人特別選抜、及び全国募集選抜のいずれかに合格した者は出願することができない。

３　出願制限

(1)　第一次募集に出願中の者は合否が確定するまで出願することができない。

(2)　第二次募集との併願はできない。

４　出願手続

※　出願手続を行う際には、美田園高等学校入学案内も併せて確認すること。

(1)　出願

ア　志願者の手続

（ア）　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

（イ）　志願者は、**志願理由書（通信制課程用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。**志願理由書（通信制課程用）**は、美田園高等学校ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

（ウ）　志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
通信制課程	２００円	次の①～④のいずれかにより納付すること ①　クレジットカード決済 ②　コード決済 ③　コンビニ決済 ④　ペイジー

（エ） 志願者は、関係書類送付用封筒を持参又は郵送により提出する。

イ　中学校の手続

（ア） 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと、**志願理由書（通信制課程用）**が添付されていること及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、ウェブ出願システムにより、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

（イ） 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

（ウ） その他必要な書類等の提出

（イ）以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

ウ　期間

３月９日（火）から**３月 17 日（水）午前 11 時**まで

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="2">内容</th><th>提出方法等</th><th>登録期間</th></tr>
<tr><td rowspan="5">志願者</td><td rowspan="2">出願情報登録</td><td>基本情報</td><td>ウェブ出願システム</td><td>１月 18 日（月）～
３月 17 日（水）午前 11 時
※ ２月 16 日（火）午前 11 時～２月 21 日（日）は除く</td></tr>
<tr><td>出願先</td><td rowspan="4">ウェブ出願システム</td><td rowspan="4">３月９日（火）～
３月 17 日（水）午前 11 時

※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">志願理由書登録</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学者選抜手数料納付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学校</td><td colspan="2">出願情報等確認登録</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査書等提出</td></tr>
<tr><td>志願者</td><td colspan="2">関係書類送付用封筒</td><td>持参又は郵送</td><td>３月９日（火）～
３月 17 日（水）午前 11 時
※ 持参する場合、３月 12 日（金）～３月 14 日（日）は除く
※ 郵送する場合であっても、３月 17 日（水）午前 11 時までに必着</td></tr>
</table>

(2)　高等学校の事務処理

ア　高等学校の手続

（ア） 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

（イ） 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ　期間

３月９日（火）から３月 17 日（水）午後５時まで

※　中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

５　受験票

出願者は、**受験票の交付後**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

６　県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ　県外からの出願」（26 頁）による。

７　面接

(1)　実施日時

３月 18 日（木）、３月 19 日（金）、３月 23 日（火）の３日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、受験票により高等学校長から出願者に通知する。

(2)　実施に当たっての留意事項

ア　面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ　面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

８　選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

９　合否結果等の登録

高等学校長は、**合格者の決定後直ちに**、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

10　合否結果の発表

合否結果の発表は、**３月 25 日（木）午後３時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式Ｇ）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式Ｈ）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

11　合格者数等の報告

高等学校長は、合格者数等を**３月 29 日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。報告の方法については、別に通知する。

第３　二期入学者選抜（令和９年秋募集）

１　募集人数

二期入学者選抜の募集人数は、募集定員の 10％とする。

なお、「Ⅸ　通信制課程」の「第２　一期入学者選抜（令和９年春募集）」による入学者が一期入学者選抜の募集人数に満たない場合には、一期入学者選抜の募集人数から一期入学者選抜の合格者数を減じた数を二期入学者選抜の募集人数に加えることができる。

２　出願資格

「Ⅰ　募集及び出願」の「２　出願資格」（５頁）による。

３　出願手続

(1)　出願

ア　志願者の手続

（ア）　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

（イ）　志願者は、**志願理由書（通信制課程用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。

志願理由書（通信制課程用）は、美田園高等学校ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

（ウ）　志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
通信制課程	２００円	次の①～④のいずれかにより納付すること ①　クレジットカード決済 ②　コード決済 ③　コンビニ決済 ④　ペイジー

（エ）　志願者は、関係書類送付用封筒を持参又は郵送により提出する。

イ　中学校の手続

（ア）　志願者の出願情報等の確認

中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと、**志願理由書（通信制課程用）**が添付されていること及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、ウェブ出願システムにより、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

（イ） 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和４年３月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

（ウ） その他必要な書類等の提出

（イ）以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

ウ 期間

令和９年９月２日（木）から９月９日（木）午前 11 時まで

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="2">名称</th><th>提出方法等</th><th>登録期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">志願者</td><td rowspan="2">出願情報登録</td><td>基本情報</td><td rowspan="5">ウェブ出願システム</td><td rowspan="5">令和９年９月２日（木）～
９月９日（木）午前 11 時

※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能</td></tr>
<tr><td>出願先</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学者選抜手数料納付</td></tr>
<tr><td colspan="2">志願理由書登録</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学校</td><td colspan="2">出願情報等確認登録</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査書等提出</td><td>持参又は郵送</td><td>令和９年９月２日（木）～
９月９日（木）午前 11 時
※ 持参する場合、９月３日（金）～９月５日（日）は除く
※ 郵送する場合であっても９月９日（木）午前 11 時までに必着</td></tr>
<tr><td>志願者</td><td colspan="2">関係書類送付用封筒</td></tr>
</table>

(2) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

（ア） 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

（イ） 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

令和９年９月２日（木）から９月９日（木）午後５時まで

※ 中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

４　受験票

出願者は、**受験票の交付後**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

５　面接

(1)　実施日時

令和９年９月 14 日（火）、９月 15 日（水）の２日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、受験票により、高等学校長から出願者に通知する。

(2)　実施に当たっての留意事項

ア　面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ　面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

６　選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

７　合否結果等の登録

高等学校長は、**合格者の決定後直ちに**、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

８　合否結果の発表

合否結果の発表は、**９月 16 日（木）午後３時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式Ｇ）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式Ｈ）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

９　合格者数等の報告

高等学校長は、合格者数等を**９月 24 日（金）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。報告の方法については、別に通知する。

Ⅹ　その他

１　学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い

(1)　中学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び面接等については、事前に志願する高等学校長と電話等で連絡・調整の上、令和８年 12 月以降のできるだけ早い時期に、高等学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮申請書（様式Ｐ）**により申請する。

(2)　**受験上の配慮申請書（様式Ｐ）**を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮通知（様式Ｑ）**により通知する。

(3)　海外帰国者等で配慮を要する者については、「６　海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（40 頁）による。

２　進路指導と助言

(1)　専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上のことで極めて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。

(2)　中学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。

(3)　高等学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

３　不正行為の扱い

不正行為を行った者については、選抜の対象から除かれる場合がある。

４　合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に**３月 26 日（金）**までに親展扱いにて持参又は簡易書留で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格が確認でき次第直ちに**送付すること。

なお、令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は不要とする。

５　入学者選抜に係る検査の得点の開示

検査の得点の開示は、ウェブ出願システムで実施する。開示の方法及び期間等については別に通知する。

６　海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1)　「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

ア　海外帰国者

出願時において、海外滞在が１年以上で、帰国後３年未満の者

イ　中国残留孤児の子

ウ　日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2)　「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

ア　学力検査及び面接等の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

イ　アの結果などにより、学力検査において、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ウ　その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3)　出願資格及び出願手続等について疑義がある場合、県立高等学校にあっては県教育庁高校教育課教育指導第二班、仙台市立高等学校にあっては仙台市教育局学校教育推進部高校教育課、石巻市立高等学校にあっては石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。

７　特別な事情を有する生徒の副申書に関する取扱い

中学校長は、心理的なこと、情緒的なこと、身体的なことなど特別な事情を有する生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書の記載内容について特に配慮することができる。

出願書類等

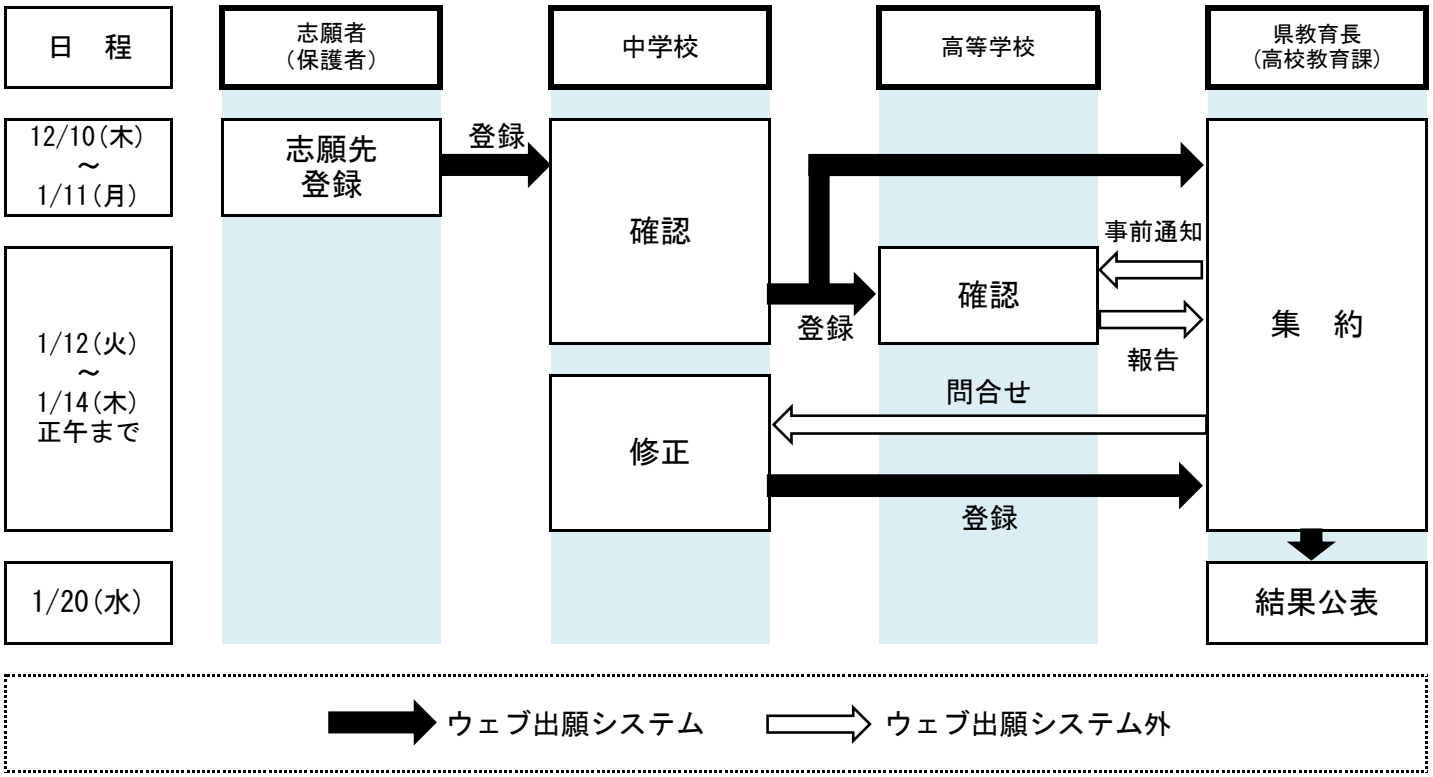
	書類等	第一次募集	第二次募集	連携型選抜	社会人特別	全国募集選抜	通信制課程	備　考
志願者	出願情報及び写真	○	○	○	○	○	○	ウェブ出願システムに登録
	社会人特別選抜 推薦書	－	－	－	○	－	－	社会人特別選抜志願者の所属長等が作成し、志願者が持参又は郵送
	志願理由書 （ideal 選抜用）	※	－	－	－	－	－	ideal 選抜用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録 ※広瀬 ideal 高等学校に出願する場合のみ
	志願理由書 （全国募集選抜用）	－	－	－	－	○	－	全国募集選抜用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録
	志願理由書 （通信制課程用）	－	－	－	－	－	○	通信制課程用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録
中学校長	調査書	○	○	○	○	○	○	ウェブ出願システムに登録

◆入学者選抜事務説明会

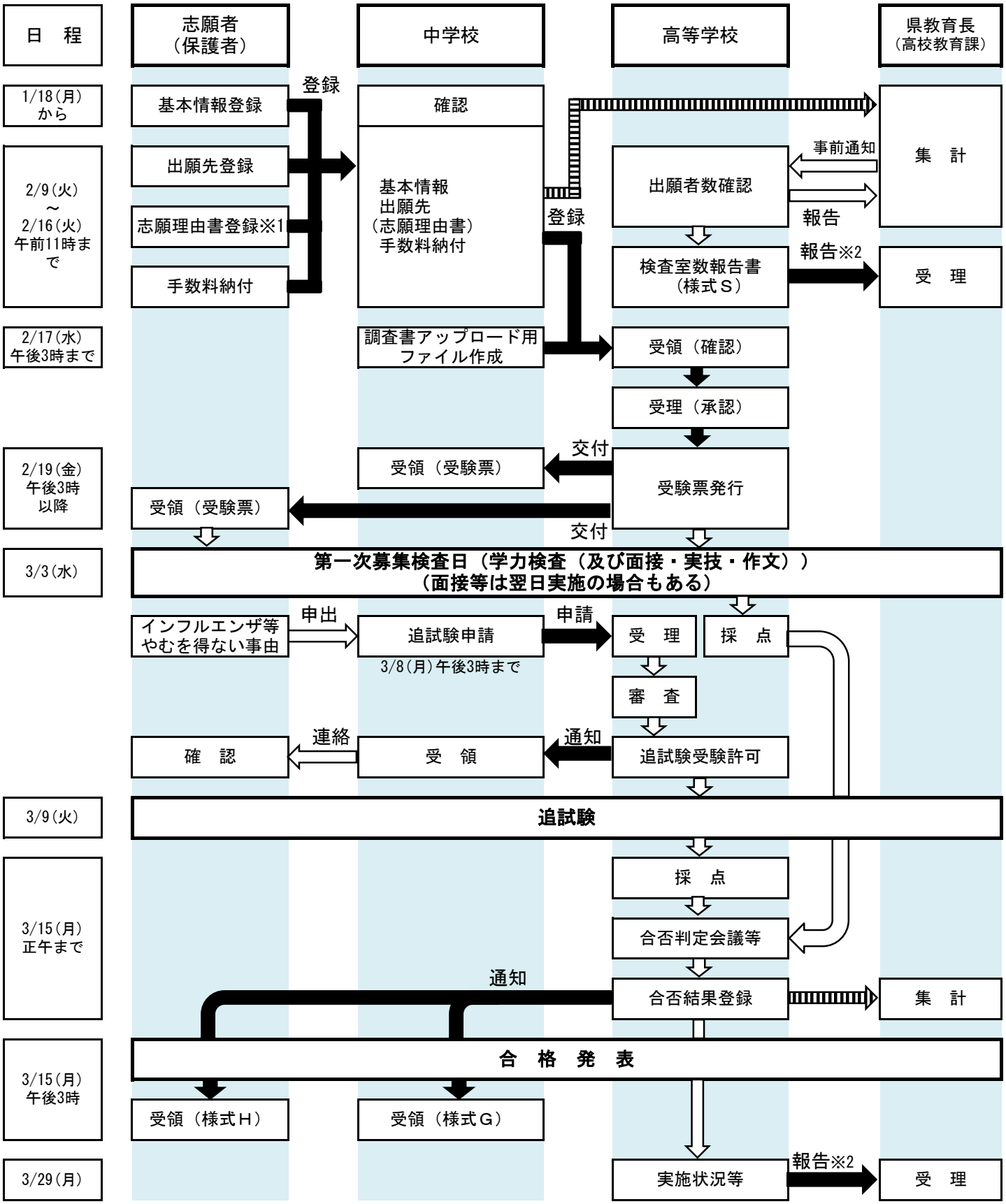
対象：中学校の進路指導担当者及び高等学校の入学者選抜事務担当者

地区	要項等説明の対象となる学校		開催日	会場
	中学校（管内）	高等学校（地区）		
中部北	仙台市教育委員会 仙台教育事務所	仙台北 塩釜 黒川	９月２５日（金）	宮城大学
中部南	仙台市教育委員会 仙台教育事務所 県立中学校	仙台南 亘理名取	９月２５日（金）	
登米・気仙沼	東部教育事務所 （登米市立中学校） 気仙沼教育事務所	登米 本吉	９月２９日（火）	登米合同庁舎
南部	大河原教育事務所	刈田柴田 伊具	９月３０日（水）	大河原合同庁舎
北部	北部教育事務所 県立中学校	大崎 遠田 栗原	１０月　１日（木）	大崎合同庁舎
東部	石巻市教育委員会 東部教育事務所 （登米市立中学校を除く）	石巻	１０月　２日（金）	こもれびの降る丘 遊楽館

◆出願希望調査の流れ



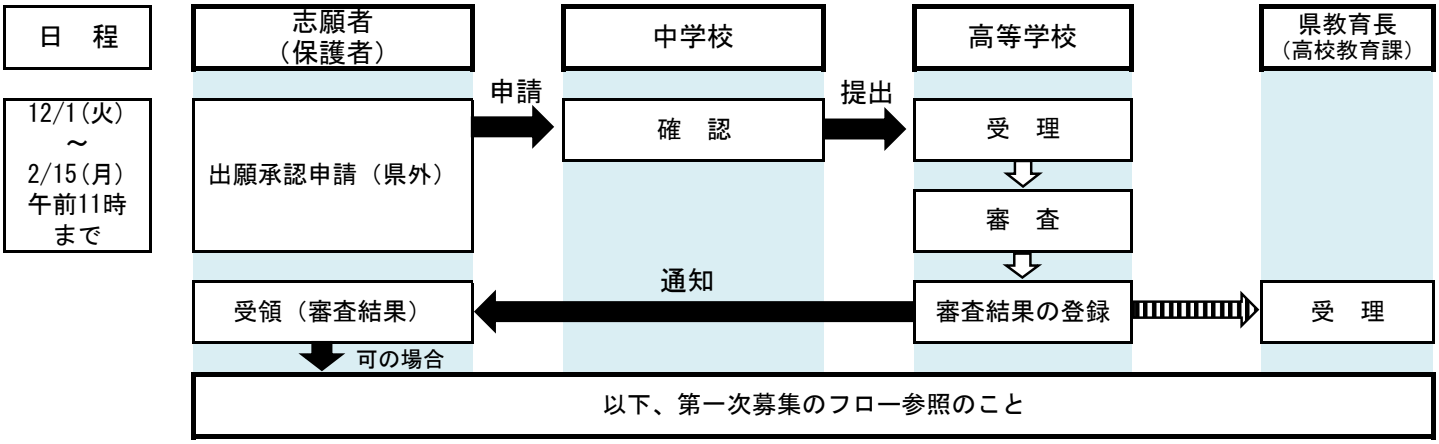
◆第一次募集の流れ（連携型選抜含む）



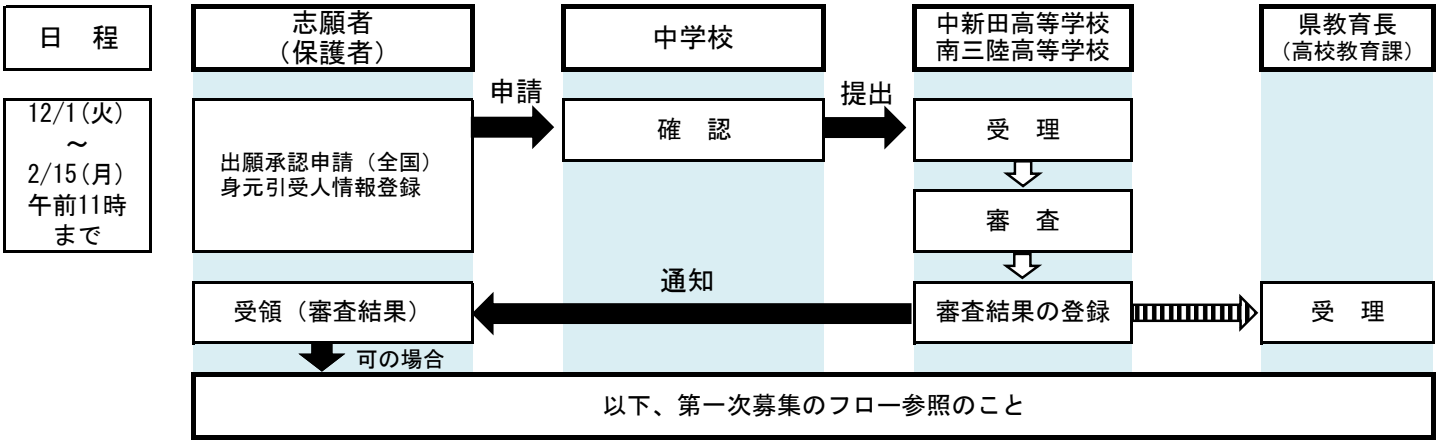
ウェブ出願システム　ウェブ出願システム（データ取出）　ウェブ出願システム外

※1　志願理由書登録は広瀬ideal高等学校及び全国募集選抜に出願する場合のみ必要。
※2　ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

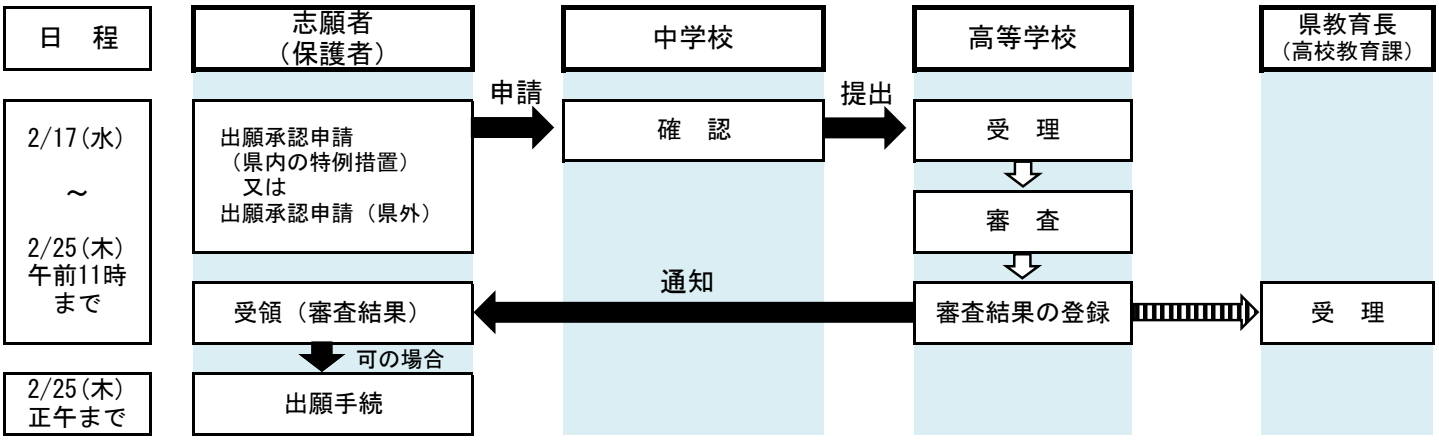
◆県外からの出願の流れ



◆全国募集選抜の出願の流れ

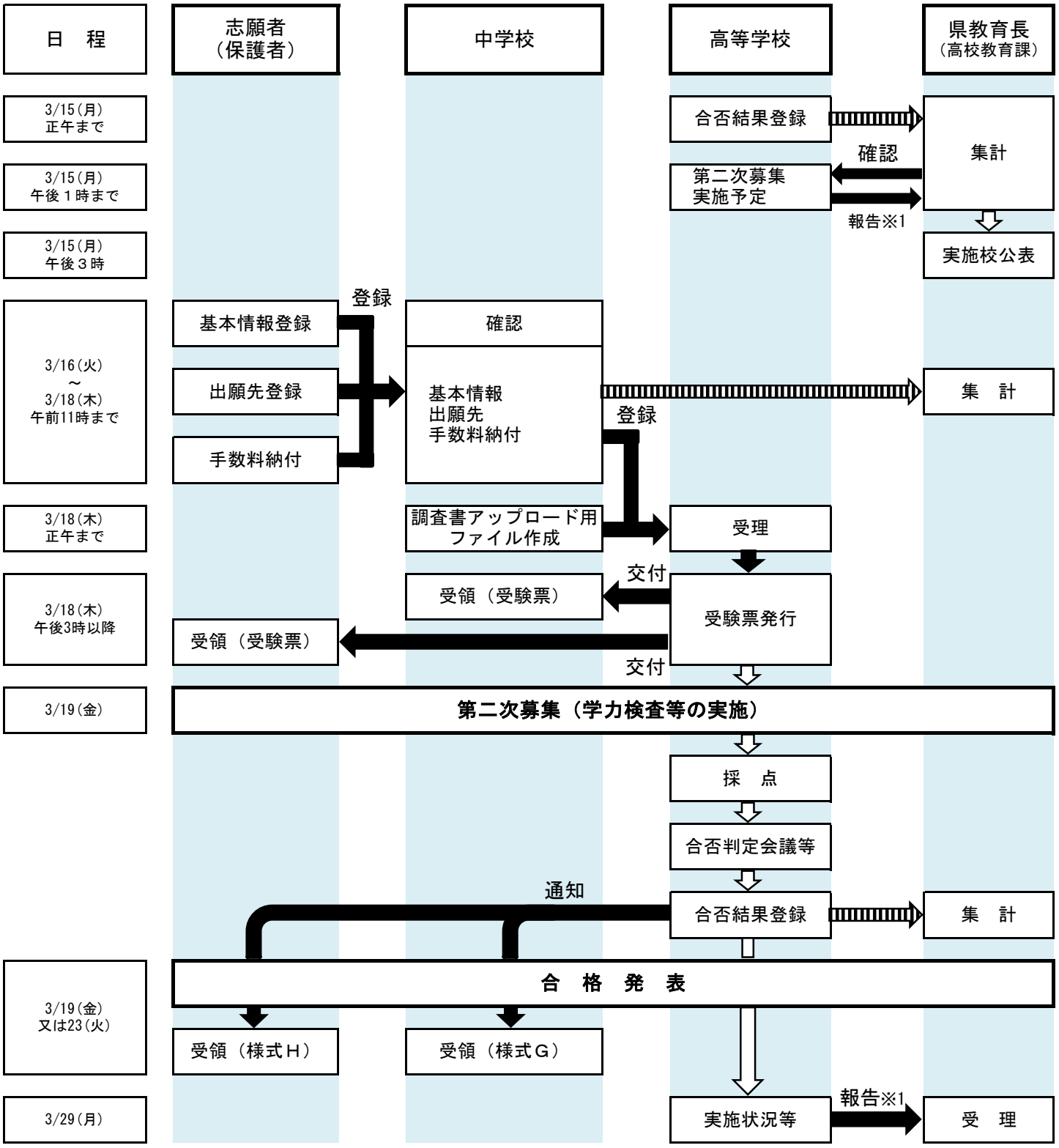


◆特例措置の流れ（第一次募集）



ウェブ出願システム　　ウェブ出願システム（データ取出）　　ウェブ出願システム外

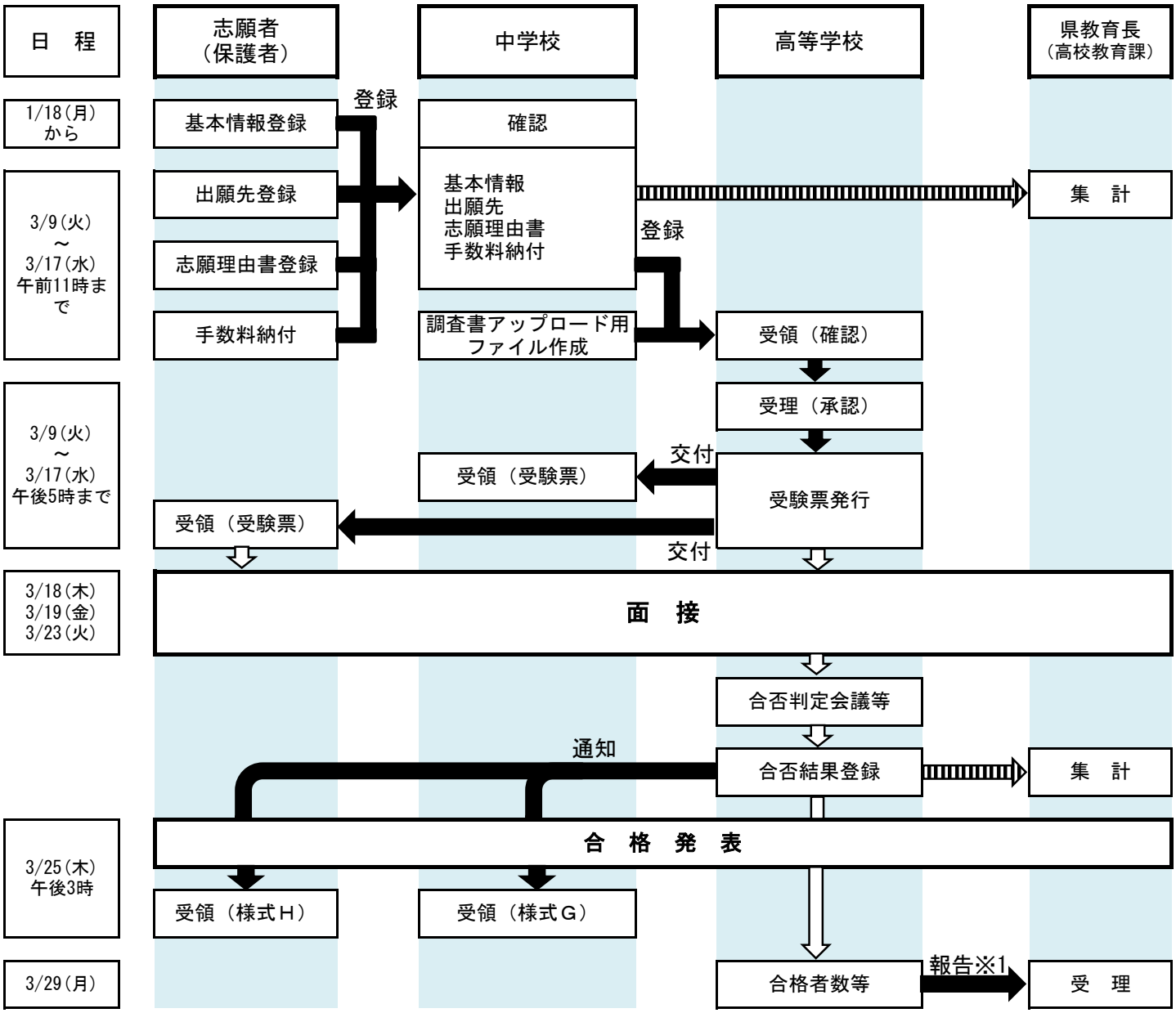
◆第二次募集の流れ



ウェブ出願システム　ウェブ出願システム（データ取出）　ウェブ出願システム外

※1　ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

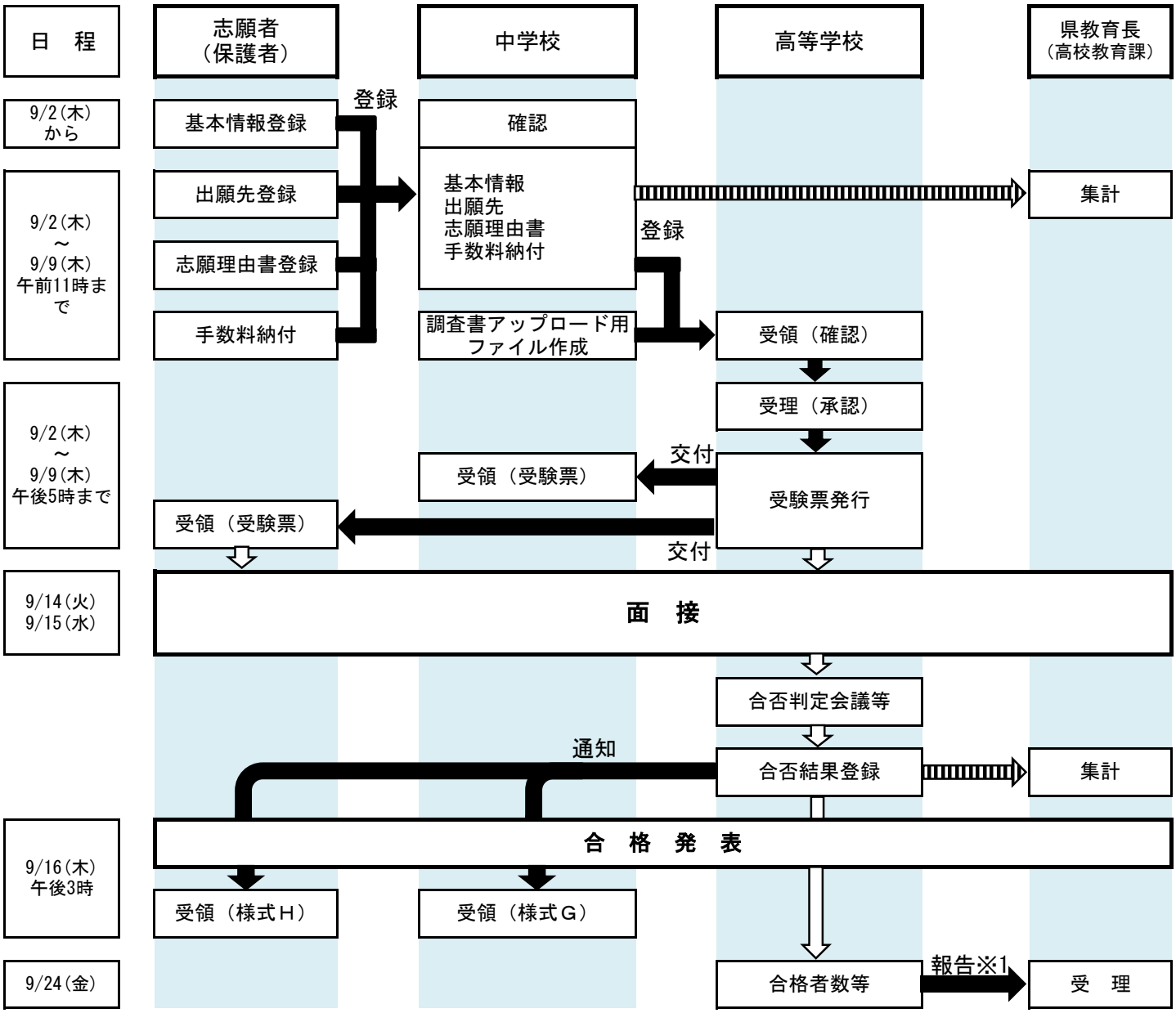
◆通信制課程（一期入学者選抜）の流れ



ウェブ出願システム　ウェブ出願システム（データ取出）　ウェブ出願システム外

※1　ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

◆通信制課程（二期入学者選抜）の流れ



ウェブ出願システム　ウェブ出願システム（データ取出）　ウェブ出願システム外

※1　ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

地区処理委員会

1　公立高等学校入学者選抜に係る事務を円滑に処理するため、地区処理委員会を下記の表のとおり設置する。

2　地区処理委員会は、次の事項を処理する。

(1)　県教育庁、各高等学校及び各中学校との連絡

(2)　学力検査問題等の受領、保管及び配付

(3)　その他選抜事務に関する必要な事項

3　地区処理委員会は、各地区内の公立高等学校長をもって構成する。

4　地区処理委員会の事務局を、下表のとおり、各地区の高等学校に置く。

5　地区処理委員会の委員長は、事務局所在の高等学校長とする。

地区処理委員会		事務局校
刈田柴田地区	白石、白石工業、村田、大河原産業、柴田	白石　5
伊具地区	角田、伊具	角田　2
亘理名取地区	名取、名取北、亘理、農業	名取　4
仙台南地区	仙台一、仙台二華、仙台三桜、仙台向山、仙台南、仙台西、仙台東、工業、第二工業、仙台工業※、仙台大志※	仙台一　１１
仙台北地区	仙台二、仙台三、宮城一、広瀬 ideal、泉、泉松陵、泉館山、宮城野、仙台※、仙台商業※	宮城一　１０
塩釜地区	塩釜、多賀城、松島、利府、貞山	塩釜　5
黒川地区	黒川、富谷	黒川　2
大崎地区	古川、古川黎明、岩出山、中新田、加美農業、古川工業、大崎創成	古川　7
遠田地区	涌谷、小牛田農林、田尻さくら	涌谷　3
登米地区	佐沼、登米、登米総合産業	佐沼　3
栗原地区	築館、岩ヶ崎、迫桜	築館　3
石巻地区	石巻、石巻好文館、石巻西、石巻北、水産、石巻工業、石巻商業、東松島、桜坂※	石巻　9
本吉地区	気仙沼、南三陸、本吉響、気仙沼向洋	気仙沼　4

※は市立高等学校

様 式 等 一 覧

ページ	様式等の名称	関連事項	本 文 ページ	報告者又は送付者	最終報告先又は送付先
50	出願情報	出願手続（出願）	8,17,20,22, 29,33,36	志願者	高等学校長
51	調査書	〃　（中学校作成書類の提出）	9,17,20,23, 30,34,36	中学校長	高等学校長
53	志願理由書（ideal選抜用）	〃　（idealスクールにおける選抜）	9	志願者	高等学校長
54	志願理由書（全国募集選抜用）	〃　（全国募集選抜）	29	志願者	高等学校長
55	志願理由書（通信制課程用）	〃　（通信制課程）	33,36	志願者	高等学校長
56	社会人特別選抜推薦書（様式J）	〃　（社会人特別選抜）	23	所属長等	高等学校長
57	出願承認申請	〃　（県内の特例措置）（県外からの出願）（全国募集選抜） （東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置）	15,26,28,70	志願者	高等学校長
58	受験上の配慮申請書（様式P）	〃　（受験上の配慮申請）	39	中学校長	高等学校長
60	受験上の配慮通知（様式Q）	〃　（受験上の配慮通知）	39	高等学校長	中学校長
61	追試験申請書（様式T－1）	〃　（追試験受験申請）	12,20,24,31	中学校長	高等学校長
62	追試験受験許可証（様式T－2）	〃　（追試験受験許可）	12,20,24,31	高等学校長	中学校長
63	受験票	〃	10,18,2024, 31,35,38	高等学校長	志願者
64	結果通知書（様式G）	結果通知	14,19,21,25, 32,35,38	高等学校長	中学校長
65	合格通知書（様式H）	〃	14,19,21,25, 32,35,38	高等学校長	合格者

要項に掲載されていない様式等については後日通知する。

凡　　例

様式の中で使う略称とその意味については以下のとおりである。

県外　　県外からの出願を承認された者が出願することをいう。
全国　　全国募集選抜に出願することをいう。
海外　　海外帰国者等が出願することをいう。
過卒　　過年度卒業生が出願することをいう。
県境　　県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定により出願することをいう。
特支　　特別支援学級在籍者が出願することをいう。
社会人　社会人特別選抜に出願することをいう。
連携　　連携型選抜に出願することをいう。
区域外　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置により出願することをいう。

様式等記入の一般的注意

1　貞山高等学校については、コースの欄に昼間部・夜間部の別を記入する。
2　東松島高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部の別を記入する。
3　田尻さくら高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。
4　仙台大志高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。

出願情報の登録について

Ⅰ　出願情報の登録について

1　志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行う。

2　中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないことを確認し、確認済みであることを登録する。

Ⅱ　出願情報として登録する内容

1　志願者氏名

2　志願者ふりがな

3　生年月日

4　在学（出身）中学校

5　卒業年月

6　現住所

7　保護者氏名

8　保護者ふりがな

9　電話番号　※緊急時の連絡先を登録する。

10　保護者現住所　※志願者と異なる場合に登録する。

11　出願先高等学校・学科・コース・部

12　第２志望の学科・コース　※第２志望を認めている学科・コースで登録可。

（注意）　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年９月１日施行）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、出願情報の登録は、ウェブ出願システムに登録可能な文字（JIS 第１水準、第２水準）を用いる。

調 査 書 作 成 上 の 留 意 事 項

中学校長は、正確公正を期して調査書を作成するため、校内に調査書等作成委員会を設置すること。

調査書の作成に当たっては、所定の生徒指導要録等に基づいて、生徒に関する客観的な資料となるよう十分留意すること。

※　令和９年度の入学者選抜においては、文部科学省「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について（８文科初第 882 号令和８年６月 30 日）」に基づき、対応するものとする。

Ⅰ　記入上の全般的注意

１　調査書の作成に当たっては、ウェブ出願システムから取得する登録用データを用いて行う。

２　令和９年３月卒業見込みの者の調査書には、令和９年１月 31 日までの事項を記入する。
　なお、調査書の発行日は、令和９年２月１日以降（２月１日を含む）の日付とすること。

３　数字は、すべて算用数字を用いる。

４　調査書には、氏名、ふりがな、生年月日、卒業（見込）年月、学校名、校長氏名、記載責任者氏名を記入する。
　※ 中等教育学校前期課程においては、卒業（見込）年月を「修了見込」又は「修了」として記入する。

５　作成した調査書は、必ず一覧表等を印刷した上で生徒指導要録等の原本と相違ないかを複数の担当者で照合、確認すること。ただし、氏名については JIS 第１水準、第２水準の漢字に置き換えて記入してもよい。

Ⅱ　各項目記入上の注意

１　各教科の学習の記録
　１年から３年までの評定を生徒指導要録等に基づき**５段階**で記入する。

２　総合的な学習の時間の記録
　学習活動及び学習評価の観点の中で顕著な事項や成長の様子を生徒指導要録等に基づき総合的に記入する。

３　行動の記録
　第３学年について記入する。項目ごとにその趣旨に照らして「十分満足できる状況であると判断される場合」に、○印を記入する。

４　特別活動等の記録
　特別活動等における生徒の活動状況について、次の（１）～（４）に該当する事項を適宜番号で示し、事実及び所見を記入する。
（１）学級活動　　（２）生徒会活動　　（３）学校行事　　（４）その他

５　スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等の記録
　上記各分野のいずれかにおいて、次の（１）～（４）に該当する場合は、適宜番号を示し、その内容を具体的に記述する。

（１）スポーツ活動

校内外の活動において、特に優れた体育的能力を有する者（これまでの中学校体育連盟等の運動競技会において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめる等）

（２）文化活動

校内外の活動において、特に優れた文化的能力を有する者（これまでの芸術作品展示会や発表会等の文化的活動において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめる等）

（３）社会活動

中学校の特別活動などにおいて、継続的に活躍するなど、特に優れたリーダー性を有する者

（４）ボランティア活動

校内外において１年以上の長期間にわたり奉仕的活動に携わり、その活動が特に顕著であると認められる者

６　特記事項

次の項目で該当する事項があれば、適宜番号を示して記入する。

（１）配慮申請書、副申書及び評定に代わる学習の記録を記載した別紙等の有無に関すること

（２）就学中の転・編入学に関すること

（３）各教科の学習状況に関すること

（４）行動の記録に関すること

（５）健康状態に関すること

（６）進路に関すること

（７）過年度卒業生が卒業した中学校の統廃合に関すること

（８）その他

７　県外からの出願者、全国募集選抜の出願者、海外帰国者等の出願者、過年度卒業生の出願者、岩手・福島の県境隣接協定に基づく出願者、特別支援学級からの出願者、社会人特別選抜の出願者、連携型選抜出願者及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者については、それぞれ**県外**、**全国**、**海外**、**過卒**、**県境**、**特支**、**社会人**、**連携**及び**区域外**を登録する。例えば、県外からの過年度卒業生が出願する場合は、**県外**及び**過卒**を登録する。

※ ウェブ出願システムにおける出願手続を行うことで、自動的に登録される場合もある。

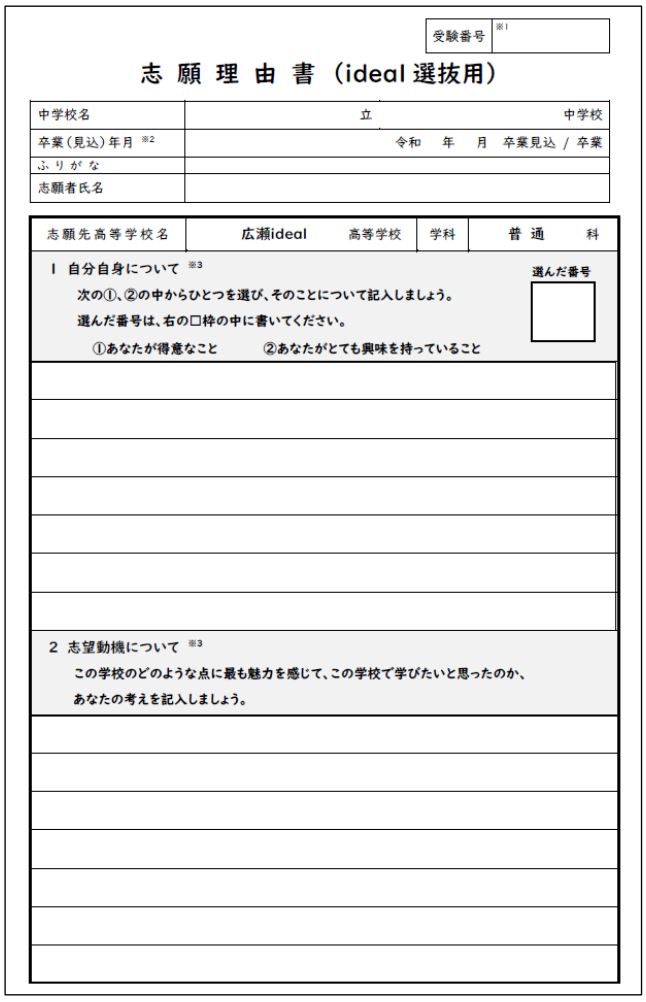
Ⅲ　その他

１　記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

２　令和３年３月末日までに中学校を卒業した者については、生徒指導要録の「学籍に関する記録」に相当する内容のみ記入する。

なお、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

志　願　理　由　書（ideal 選抜用）



受験番号 ※1

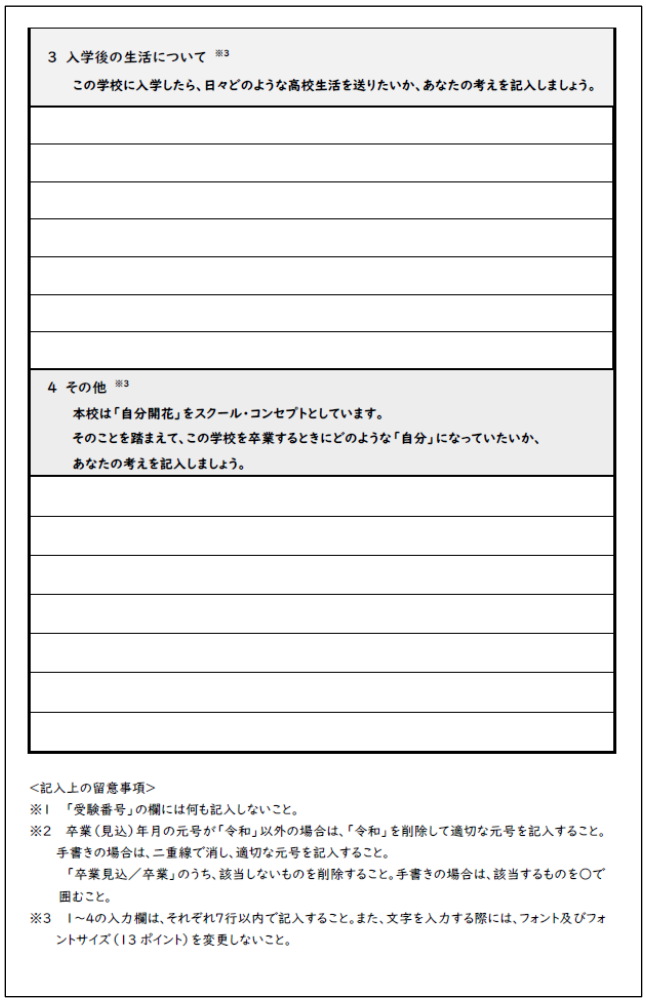
志 願 理 由 書 （ideal 選抜用）

中学校名	立　　中学校
卒業（見込）年月 ※2	令和　年　月　卒業見込 / 卒業
ふりがな	
志願者氏名	

志願先高等学校名	広瀬ideal	高等学校	学科	普 通	科

1 自分自身について ※3
次の①、②の中からひとつを選び、そのことについて記入しましょう。
選んだ番号は、右の□枠の中に書いてください。
①あなたが得意なこと　②あなたがとても興味を持っていること
選んだ番号

2 志望動機について ※3
この学校のどのような点に最も魅力を感じて、この学校で学びたいと思ったのか、あなたの考えを記入しましょう。



3 入学後の生活について ※3
この学校に入学したら、日々どのような高校生活を送りたいか、あなたの考えを記入しましょう。

4 その他 ※3
本校は「自分開花」をスクール・コンセプトとしています。
そのことを踏まえて、この学校を卒業するときにどのような「自分」になっていたいか、あなたの考えを記入しましょう。

<記入上の留意事項>
※1　「受験番号」の欄には何も記入しないこと。
※2　卒業（見込）年月の元号が「令和」以外の場合は、「令和」を削除して適切な元号を記入すること。手書きの場合は、二重線で消し、適切な元号を記入すること。
「卒業見込／卒業」のうち、該当しないものを削除すること。手書きの場合は、該当するものを○で囲むこと。
※3　1～4の入力欄は、それぞれ7行以内で記入すること。また、文字を入力する際には、フォント及びフォントサイズ（13 ポイント）を変更しないこと。

○　志願理由書は高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムから入手する。
○　以下の内容について、記入する。
　1　自分自身について
　2　志望動機について
　3　入学後の生活について
　4　その他
○　記入した志願理由書を PDF 化し、ウェブ出願システムに登録する。ただし、ウェブ出願システムに登録するデータは、記入した内容が鮮明に見えるものであること。

受験番号	※1

志　願　理　由　書（全国募集選抜用）

中学校名	立　　中学校
卒業（見込）年月　※2	令和　　年　　月　卒業見込 / 卒業
ふりがな	
志願者氏名	

志願先高等学校名	高等学校	学科	科

1　志望する理由を書きなさい。※3

2　高校入学後の抱負を書きなさい。※3

3　高校を卒業後、どのような進路に進み、どのような社会人になりたいのかを書きなさい。※3

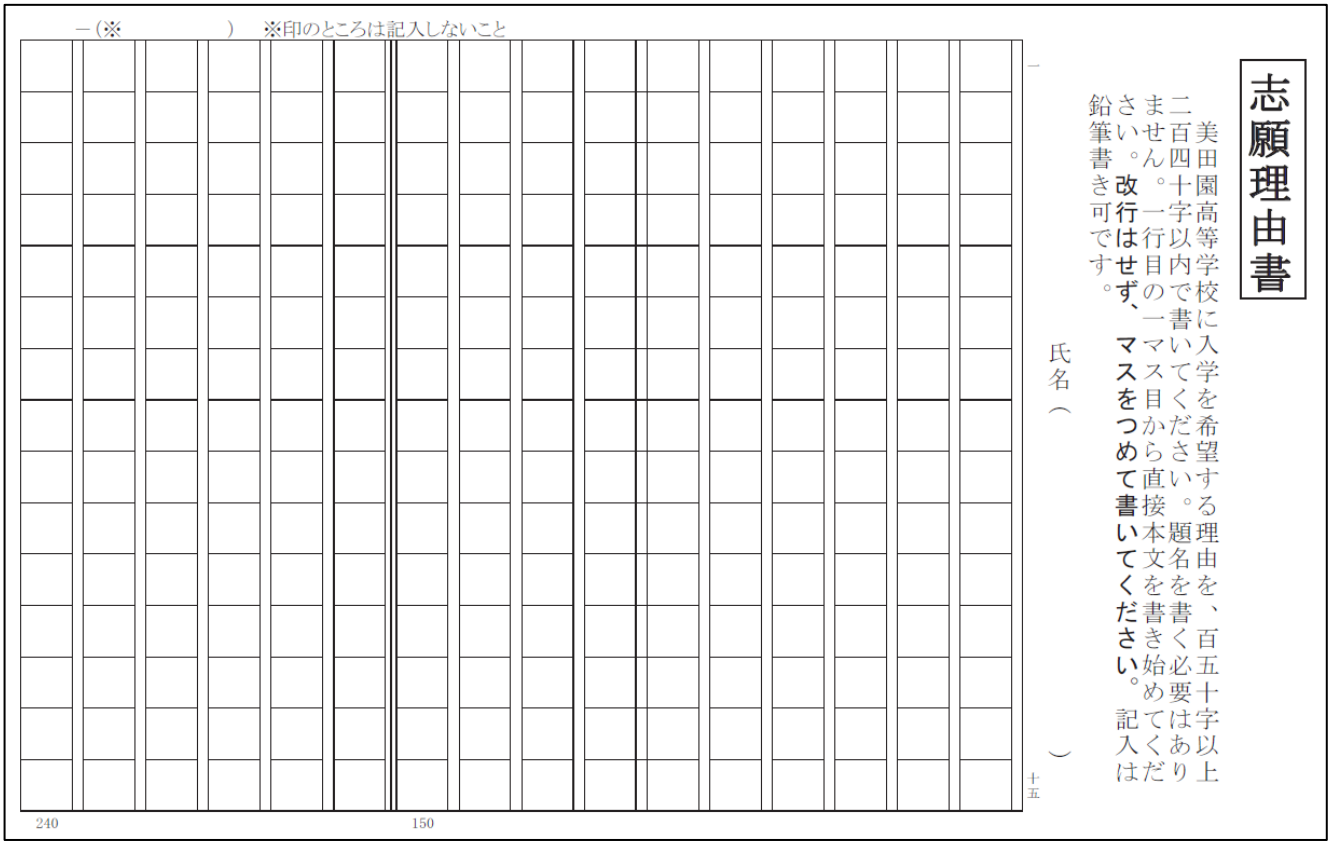
※1　何も記入しないこと。

※2　卒業（見込）年月の元号が「令和」以外の場合は、「令和」を削除して適切な元号を記入すること。手書きの場合は、二重線で消し、適切な元号を記入すること。

「卒業見込／卒業」のうち、該当しないものを削除すること。手書きの場合は、該当するものを○で囲むこと。

※3　文字を入力する際には、フォントサイズ（14 ポイント）を変更しないこと。

志　願　理　由　書（通信制課程用）



1　美田園高等学校ウェブサイト又はウェブ出願システムから入手し、印刷する。

2　印刷した志願理由書に記入（手書き）する。記入は鉛筆書きでも構わない。

3　記入した志願理由書を PDF 化（又はスマートフォン等で撮影）し、ウェブ出願システムに登録する。ただし、ウェブ出願システムに登録するデータ（PDF 又は JPEG）は、記入した内容が鮮明に見えるものであること。

様式　J　（例示）

社会人特別選抜　推薦書

令和　　年　　月　　日

○ ○ 高等学校長　殿

○○株式会社
代表取締役社長　　氏　　名　　印

令和９年３月末で本社勤務満○年○月となる見込みの社員○○○○○は、下記の「推薦理由」により、貴校　　科（　　部）への入学が適当と認められるので推薦いたします。

記

推　薦　理　由

〈注〉推薦理由は、22 頁の「２　出願資格」(2)を参照すること。

出願承認の申請について

Ⅰ　出願承認の申請について

1　県内の特例措置による出願、県外からの出願、全国募集選抜への出願及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願を行う志願者は、ウェブ出願システムにより、出願承認の申請を行う。

2　中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した内容に誤りがないことを確認し、確認済みであることを登録する。

Ⅱ　出願承認の申請を行う際に登録する内容

1　志願者氏名
2　志願者ふりがな
3　現住所
4　生年月日
5　年齢
6　在学（出身）中学校
7　在学（出身）中学校　電話番号
8　卒業見込（卒業）年月
9　保護者氏名
10　保護者現住所　※１
11　転居先住所
12　理由
13　変更後の出願先　※２
14　身元引受人報告　※３
15　住民票の住所　※４
16　平成 23 年３月 11 日現在の住所（避難前の住所）　※４

※１　志願者と異なる場合に登録する。
※２　県内の特例措置による出願の場合に登録する。
※３　全国募集選抜への出願の場合に登録する。
※４　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願の場合に登録する

（注意）　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年９月１日施行）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、出願情報の登録は、ウェブ出願システムに登録可能な文字（JIS 第１水準、第２水準）を用いる。

（様式Ｐ）

受験上の配慮申請書

令和　　年　　月　　日

○○高等学校長　殿

○○中学校長　　氏　　名
（公印省略）

下記のとおり、学力検査・面接等の受験上の配慮をお願いします。

記

<table>
<tr><td colspan="2">氏名（ふりがな）</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td colspan="2">昭和
平成　　年　月　日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">志望学科等</td><td colspan="3">課程　　科（　　コース
校・キャンパス）</td><td>受験番号</td><td>※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">在学（出身）
中学校</td><td></td><td colspan="2">卒業見込
（卒業）の年月</td><td colspan="2">昭和
平成　　年　月
令和</td><td>卒業見込
卒業</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">配慮が必要な理由</td><td colspan="6">□海外帰国者等　　□その他（　　）　※2</td></tr>
<tr><td colspan="6">（詳細な内容）　※3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">※4
配慮の希望事項</td><td>施設面</td><td colspan="6">□座席の変更
（　　）
□別室での受験
（　　）
□病院での受験
（　　）
□その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>検査方法</td><td colspan="6">□拡大文字での検査
（　　）
□英語の放送による検査における直接検査
（　　）
□検査時間の延長
（　　）
□検査科目の免除
（　　）
□その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">□特別な器具等の持込及び使用
（　　）
□薬の服用
（　　）
□その他
（　　）</td></tr>
</table>

〈注１〉　※１には、何も記入しないこと。

〈注２〉　※２には、該当する項目の□にレ点を記し、「その他」に該当する場合は、（　）内に内容を簡潔に記入すること。

〈注３〉　※３には、具体的な内容を記入すること。

〈注４〉　※４には、配慮の希望事項について記入すること。

(1)　該当する項目の□にレ点を記し、（　）内には、具体的な内容を記入すること。不要な項目は削除しても構わない。

(2)　施設面については、検査会場における検査室、座席等の希望を記入すること。

(3)　検査方法については、拡大文字での検査、英語の放送による検査における直接検査、検査時間の延長等の希望を記入すること。

(4)　その他については、特別な器具等の持込や薬の服用など、上記(2)、(3)以外の配慮を希望する場合に記入すること。

(5)　「配慮の希望事項」の欄は、受験上の配慮に関する記入欄であり、選抜に関する配慮等については、記入しないこと。

〈注５〉　中学校長は、配慮申請の妥当性を示す資料（診断書、中学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した副申書など）を添付して、志願先高等学校長に提出すること。

（様式Ｑ）

受験上の配慮通知

令和　　年　　月　　日

○○中学校長　殿

○○高等学校長　　氏　　名
（公印省略）

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

志 願 者 氏 名		受験番号	
志 望 学 科 等			
配慮事項について			

※　氏名にJIS漢字コードの第１、第２水準以外の文字を使用している場合、JIS漢字コードの第１、第２水準の漢字に置き換えていることがあります。

（様式Ｔ－１）

追 試 験 申 請 書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校

校長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公　印　省　略）

第一次募集を欠席した下記の者について、追試験の受験を申請します。

記

受験番号		受験者氏名	
欠席した検査	1　学力検査　　2　面接・実技・作文 （該当するものに○を付けてください）		
事　由	ア　インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の罹患 イ　その他やむを得ない事由 （該当するものに○を付けてください）		
	具体的事由		

※　事由アの場合、診断書等を添付すること。

※　事由イの場合、中学校長が欠席の事由を具体的に記載すること。

※　事由イは、風邪、月経随伴症、忌引き、自然災害、試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合等。

（様式Ｔ－２）

追 試 験 受 験 許 可 証

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿中学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長
（公　印　省　略）

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました追試験については、下記のとおり受験を許可します。

記

<table>
<tr><td>受験番号</td><td colspan="2"></td><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施する検査及び日時</td><td></td><td colspan="2">１　学力検査</td><td colspan="2">３月９日</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">２　作文・実技・面接</td><td></td><td>学力検査終了後</td></tr>
<tr><td></td><td>月　　日　　時　　分集合</td></tr>
</table>

※ 学力検査の時程は、受験票を参照のこと。
※ ○が付いている項目が対象となります。
※ 氏名にJIS漢字コードの第１、第２水準以外の文字を使用している場合、JIS漢字コードの第１、第２水準の漢字に置き換えていることがあります。

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜　　**〇〇高等学校　受験票**

氏　　名			受験番号	
生年月日			受験種類	課程　　科　　コース
在学(出身) 中校名			受験会場	

・**当日持参するもの**　受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、上ばき、腕時計
※直線定規の使用も認める。

・学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。

＜学力検査の日程＞

月日＼時間	集合時刻　午前８時30分 8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
令和９年３月３日(水)	受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科	

----------(キリトリ線)----------

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜

合否結果発表の御案内

合否結果発表は令和９(2027)年３月15日　午後３時から以下の合否結果確認サイト及び各校での掲示で行います。

合否の確認には、出願手続用のIDとパスワードが必要です。

合否結果確認サイトＵＲＬ

https://●●●●●●●

二次元
コード

出願者名		ID	ウェブ出願サイトのID
受験番号		パスワード	ウェブ出願サイトのパスワード

※　合否結果は、出願手続を行った出願者サイトからは確認できませんので、御注意ください。

（様式G）

令和9年度宮城県公立高等学校入学者選抜　結果通知書

令和　　年　　月　　日

〇〇中学校長　殿

〇〇高等学校長　氏　　名

第〇次募集　又は　〇〇選抜

受験番号　　氏名　　課程　科　コース　　合格

受験番号　　氏名　　（2）課程　科　コース　合格

・

・

※第二志望での合格は、（2）と表記

（様式Ｈ）

合　格　通　知　書

受験番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名

あなたは、令和９年度入学者選抜の結果、

本校　　課程　　科　　コース

に合格しましたので通知します。

令和　年　　月　　日

○○高等学校長　氏　名

電子通知書
につき
公印省略

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録したJIS漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

（昭和31年12月28日宮城県教育委員会規則第17号）

最終改正　平成29年3月教育委員会規則第11号

（趣旨）

第一条　県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域については，この規則の定めるところによる。

（通学区域）

第二条　高等学校の通学区域は，宮城県の全地域とする。

（他都道府県に住所を有する者の取扱い）

第三条　他の都道府県に住所を有する者が宮城県の高等学校に就学しようとするときは，別に定める場合を除き，宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

２　前項の規定により承認を得ようとする者は，次の各号に掲げる事項を記載した申請書に，その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し，第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一　現住所，氏名及び生年月日

二　在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月

三　保護者の現住所及び氏名

四　高等学校への就学を必要とする理由

附　則

この規則は，平成29年3月31日から施行する。

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

（平成12年3月23日仙台市教育委員会規則第4号）

改正　平成29年2月23日教育委員会規則第2号

（趣旨）

第一条　この規則は，仙台市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第二条　市立高校の通学区域は，宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの就学）

第三条　他の都道府県に住所を有する者がやむを得ない理由により市立高校に就学しようとするときは，当該市立高校の校長の承認を得なければならない。

２　前項の承認を得ようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書に，その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し，第四号に掲げる事項を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一　現住所，氏名及び生年月日

二　在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

三　保護者の現住所及び氏名

四　市立高校への就学を必要とする理由

附　則

（施行期日）

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

（平成17年4月1日石巻市教育委員会規則第15号）

最終改正　平成29年3月29日教育委員会規則第3号

（趣旨）

第1条　この規則は，石巻市立高等学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条　石巻市立高等学校の通学区域は，宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの通学）

第3条　他の都道府県に住所を有する者でやむを得ない理由により石巻市立高等学校への就学を希望する者は，教育委員会の承認を得て，石巻市立高等学校に通学することができる。

2　前項の承認を得ようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書に，当該者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又は当該者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、石巻市立高等学校への就学を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

（1）　現住所，氏名及び生年月日

（2）　在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月，又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

（3）　保護者の現住所及び氏名

（4）　石巻市立高等学校への就学を必要とする理由

（補則）

第4条　この規則の施行に関し必要な事項は，教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

Ⅰ　県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定

（Ⅰ）宮城県と岩手県との協定

宮城県教育委員会と岩手県教育委員会とは，県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

1　県外からの県立高等学校への入学志願は,別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り，当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。

2　前項の県外県立高等学校への入学志願は一校に限り認めるものとし，かつ，県内及び県外の公立高等学校への併願は，認めないものとする。

3　前項の併願を防止するため，次の措置を講ずるものとする。

(1) 県外県立高等学校への入学願書に，在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。

(2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては，当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。

4　県外からの入学志願者には，志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。

5　県外からの入学志願者を，志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い，いかなる差別的取扱いもしないものとする。

6　この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは，その都度両者が協議して定めるものとする。

7　この協定は，両者協議の上，改正することができる。この場合において，改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは，その前年度の９月末日までに協議を整えるものとする。

8　この協定は，平成 16 年１月１日より施行し，平成 16 年度に入学しようとする者から適用する。

9　宮城県と岩手県の県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（平成 13 年 12 月 28 日締結）は，廃止する。

平成 15 年 12 月 22 日

宮 城 県 教 育 委 員 会
岩 手 県 教 育 委 員 会

別表

宮城県側

市　町　村	志願できる県立高等学校
栗原市（平成 17 年３月 31 日における旧栗駒町，旧金成町，旧若柳町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校
登米市（平成 17 年３月 31 日における旧石越町，旧中田町，旧東和町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校
気仙沼市	千厩高等学校（普通科を除く） 高田高等学校 大船渡東高等学校

岩手県側

市　町　村	志願できる県立高等学校
一関市（平成 17 年９月 19 日における一関市，西磐井郡花泉町の区域に限る。）	岩ケ崎高等学校 迫桜高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校
一関市（平成 17 年９月 19 日における東磐井郡室根村および平成 23 年９月 25 日における東磐井郡藤沢町の区域に限る。）	気仙沼高等学校 本吉響高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校 気仙沼向洋高等学校
大船渡市 陸前高田市	気仙沼高等学校 本吉響高等学校 気仙沼向洋高等学校

（Ⅱ）宮城県と福島県との協定

宮城県教育委員会と福島県教育委員会とは，県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

1　県外からの県立高等学校への入学志願は,別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り，当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
2　前項の県外県立高等学校への入学志願は一校に限り認めるものとし，かつ，県内及び県外の公立高等学校への併願は，認めないものとする。
3　前項の併願を防止するため，次の措置を講ずるものとする。
(1) 県外県立高等学校への入学願書に，在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
(2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては，当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
4　県外からの入学志願者には，志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
5　県外からの入学志願者を，志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い，いかなる差別的取扱いもしないものとする。
6　この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは，その都度両者が協議して定めるものとする。
7　この協定は，両者協議の上，改正することができる。この場合において，改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは，その前年度の９月末日までに協議を整えるものとする。
8　この協定は，平成 13 年１月１日より施行し，平成 13 年度に入学しようとする者から適用する。
9　宮城県と福島県の県境隣接地域公立高等学校入学志願取扱協定（昭和 52 年 10 月 11 日締結）は，廃止する。

平成 12 年 12 月 18 日

宮 城 県 教 育 委 員 会
福 島 県 教 育 委 員 会

別表

宮城県側

市　町　村	志願できる県立高等学校
白石市	伊達高等学校
伊具郡丸森町	伊達高等学校 相馬高等学校 相馬総合高等学校
亘理郡山元町	相馬高等学校 相馬総合高等学校

福島県側

市　町　村	志願できる県立高等学校
伊達郡国見町 〃　桑折町 伊達市梁川町 （平成 17 年 12 月 31 日現在の旧伊達郡梁川町の区域に限る）	白石高等学校 白石工業高等学校 伊具高等学校
相馬郡新地町 相馬市	伊具高等学校 亘理高等学校

Ⅱ　宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有する者が山形県の公立高等学校へ志願する場合

宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有し、通学の便が悪いため本県の公立高等学校へ志願できない者は、山形県の最寄りの特定の高等学校（上山明新館高等学校、高畠高等学校）へ志願することができる。

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜における
東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会
仙台市教育委員会
石巻市教育委員会

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の公立高等学校への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の居住区域の定めに関わらず、受験に係る措置として、次のように扱うものとする。

１　出願資格及び出願手続

(1)　出願資格

次のアの①及び②並びにイの①及び②のいずれかに該当し、本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項の「Ⅰ　募集及び出願」の「３　出願制限」（５頁）に関わらず、本県内の公立高等学校の入学者選抜（ただし、連携型選抜及び社会人特別選抜を除く。）に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の公立高等学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア　平成 23 年３月 11 日現在、県外に住所を有していた者のうち

①　被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

②　被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

イ　平成 23 年３月 11 日現在、本県内に住所を有していた者のうち

①　被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

②　被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

(2)　出願手続

当該措置により出願する者は、ウェブ出願システムにおいて、出願承認申請をした後、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める出願手続きをする。

２　被災に伴う転学者の取扱い

(1)　平成 23 年３月 11 日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める「Ⅶ　県外からの出願」（26 頁）に基づき出願すること。

(2)　平成 23 年３月 11 日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。

宮城県公立高等学校入学者選抜　実施校一覧

高等学校	郵便番号	住所	電話番号
宮城県白石高等学校	989-0247	白石市八幡町9-10	0224(25)3154
宮城県白石高等学校　蔵王キャンパス			
宮城県白石高等学校　七ヶ宿校			
宮城県白石工業高等学校	989-0203	白石市郡山字鹿野43	0224(25)3240
宮城県村田高等学校	989-1305	柴田郡村田町大字村田字金谷1	0224(83)2275
宮城県大河原産業高等学校	989-1233	柴田郡大河原町字上川原7-2	0224(51)9180
宮城県大河原産業高等学校　川崎校			
宮城県柴田高等学校	989-1621	柴田郡柴田町大字本船迫字十八津入7-3	0224(56)3801
宮城県角田高等学校	981-1505	角田市角田字牛舘1番地	0224(63)3001
宮城県伊具高等学校	981-2153	伊具郡丸森町字雁歌51	0224(72)2020
宮城県名取高等学校　※	989-2474	岩沼市字朝日50	0223(22)3151
宮城県名取北高等学校	981-1224	名取市増田字柳田103番地	022(382)1261
宮城県亘理高等学校	989-2361	亘理郡亘理町字舘南56の2	0223(34)1213
宮城県農業高等学校	981-1242	名取市高舘吉田字吉合66番地	022(384)2511
宮城県仙台第一高等学校	984-8561	仙台市若林区元茶畑4番地	022(257)4501
宮城県仙台二華高等学校	984-0052	仙台市若林区連坊一丁目4番1号	022(296)8101
宮城県仙台三桜高等学校	982-0845	仙台市太白区門前町9番2号	022(248)0158
宮城県仙台向山高等学校	982-0832	仙台市太白区八木山緑町1番1号	022(262)4130
宮城県仙台南高等学校	982-0844	仙台市太白区根岸町14番1号	022(246)0131
宮城県仙台西高等学校	982-0806	仙台市太白区御堂平5番1号	022(244)6151
宮城県仙台東高等学校	984-0832	仙台市若林区下飯田字高野東70番地	022(289)4140
宮城県工業高等学校	980-0813	仙台市青葉区米ケ袋三丁目2番1号	022(221)5656
仙台市立仙台工業高等学校　※	983-8543	仙台市宮城野区東宮城野3番1号	022(237)5341
宮城県仙台第二高等学校	980-8631	仙台市青葉区川内澱橋通1番地	022(221)5626
宮城県仙台第三高等学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ケ谷一丁目19番	022(251)1246
宮城県宮城第一高等学校	980-0871	仙台市青葉区八幡一丁目6番2号	022(227)3211
宮城県広瀬ideal高等学校	989-3126	仙台市青葉区落合四丁目4番1号	070(9355)7173
宮城県泉高等学校	981-3132	仙台市泉区将監十丁目39番1号	022(372)4111
宮城県泉松陵高等学校	981-3109	仙台市泉区鶴が丘四丁目26-1	022(373)4125
宮城県泉館山高等学校	981-3211	仙台市泉区長命ヶ丘東1番地	022(378)0975
宮城県宮城野高等学校	983-0021	仙台市宮城野区田子二丁目36番1号	022(254)7211
仙台市立仙台高等学校	981-8502	仙台市青葉区国見6丁目52-1	022(271)4471
仙台市立仙台商業高等学校	981-3131	仙台市泉区七北田字古内75	022(218)3141
宮城県塩釜高等学校	985-0056	塩竈市泉ケ岡10番1号	022(362)1011
宮城県多賀城高等学校	985-0831	多賀城市笠神二丁目17番1号	022(366)1225
宮城県松島高等学校	981-0215	宮城郡松島町高城字迎山3-5	022(354)3307
宮城県利府高等学校	981-0133	宮城郡利府町青葉台一丁目1番地の1	022(356)3111
宮城県黒川高等学校	981-3685	黒川郡大和町吉岡字東柴崎62	022(345)2171
宮城県富谷高等学校	981-3341	富谷市成田二丁目1-1	022(351)5111

高等学校	郵便番号	住所	電話番号
宮城県古川高等学校	989-6155	大崎市古川南町二丁目3番17号	0229(22)3034
宮城県古川黎明高等学校	989-6175	大崎市古川諏訪一丁目4番26号	0229(22)3148
宮城県岩出山高等学校	989-6437	大崎市岩出山字城山2番地	0229(72)1110
宮城県中新田高等学校	981-4294	加美郡加美町字一本柳南28	0229(63)3022
宮城県加美農業高等学校	981-4111	加美郡色麻町黒沢字北條152	0229(65)3900
宮城県古川工業高等学校　※	989-6171	大崎市古川北町四丁目7番1号	0229(22)3166
宮城県大崎創成高等学校	989-4104	大崎市鹿島台広長字杢師前44	070(9350)9820
宮城県涌谷高等学校	987-0121	遠田郡涌谷町涌谷字八方谷三・1	0229(42)3331
宮城県小牛田農林高等学校	987-0004	遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏30	0229(32)3125
宮城県佐沼高等学校　※	987-0511	登米市迫町佐沼字末広1	0220(22)2022
宮城県登米高等学校	987-0702	登米市登米町寺池桜小路3番地	0220(52)2670
宮城県登米総合産業高等学校	987-0602	登米市中田町上沼字北桜場223-1	0220(34)4666
宮城県築館高等学校	987-2203	栗原市築館字下宮野町浦22番地	0228(22)3126
宮城県築館高等学校　一迫商業キャンパス			
宮城県岩ヶ崎高等学校	989-5351	栗原市栗駒中野愛宕下1番地3	0228(45)2266
宮城県迫桜高等学校	989-5502	栗原市若柳字川南戸ノ西184番地	0228(35)1818
宮城県石巻高等学校	986-0838	石巻市大手町3番15号	0225(93)8022
宮城県石巻好文館高等学校	986-0851	石巻市貞山三丁目4番1号	0225(22)9161
宮城県石巻西高等学校	981-0501	東松島市赤井字七反谷地27番地	0225(83)3311
宮城県石巻北高等学校	986-1111	石巻市鹿又字用水向126	0225(74)2211
宮城県石巻北高等学校　飯野川校			
宮城県水産高等学校	986-2113	石巻市宇田川町1番24号	0225(24)0404
宮城県石巻工業高等学校	986-0851	石巻市貞山五丁目1番1号	0225(22)6338
宮城県石巻商業高等学校	986-0031	石巻市南境字大樋20番地	0225(22)9188
石巻市立桜坂高等学校	986-0833	石巻市日和が丘二丁目11番8号	0225(22)4421
宮城県気仙沼高等学校　※	988-0051	気仙沼市常楽130番地	0226(24)3400
宮城県南三陸高等学校	986-0775	本吉郡南三陸町志津川字廻館92番地2	0226(46)3643
宮城県本吉響高等学校	988-0341	気仙沼市本吉町津谷桜子2番地24	0226(42)2627
宮城県気仙沼向洋高等学校	988-0235	気仙沼市長磯牧通78番地	0226(27)2311
宮城県第二工業高等学校	980-0813	仙台市青葉区米ケ袋三丁目2-1	022(221)5659
宮城県貞山高等学校	985-0841	多賀城市鶴ケ谷一丁目10番2号	022(362)5331
宮城県田尻さくら高等学校	989-4308	大崎市田尻沼部字中新堀137番地	0229(39)1051
宮城県東松島高等学校	981-0503	東松島市矢本字上河戸16	0225(82)9211
仙台市立仙台大志高等学校	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目4番10号	022(257)0986
宮城県美田園高等学校	981-1217	名取市美田園二丁目1番地の4	022(784)3572

※　定時制課程を併置している高等学校

資料配布（５）

令和９年度

宮城県立中学校入学者選抜方針
宮城県立中学校入学者選抜要項

宮 城 県 教 育 委 員 会

令和９年度　宮城県立中学校入学者選抜の主な日程

事　　項		期日（期間）	提出者→提出先等
県外からの出願申請 （県外からの出願者のみ）		令和８年 11 月　２日（月）から 11 月 26 日（木）午後３時まで	出願者→宮城県立中学校長 ※ウェブ出願システムで申請 ※小学校等の証明を経て申請
出願手続・出願受付	(1)出願情報登録、入学者選抜手数料納付及び志願理由書登録	令和８年 11 月 27 日（金）から 12 月　３日（木）午後３時まで	出願者→宮城県立中学校長 ※ウェブ出願システムで、出願情報の登録、入学者選抜手数料の納付、志願理由書の登録
	(2)調査書登録		小学校長→宮城県立中学校長 ※ウェブ出願システムで、調査書の登録
適性検査		令和９年 １月　９日（土） 集合時刻　午前８時 30 分	検査会場 宮城県立中学校・高等学校
選抜結果の発表		令和９年 １月 15 日（金）午後４時	選抜結果確認サイトで行う ※受検者及び小学校等は「選抜結果通知書」をウェブ出願システムから印刷
入学確約の手続き		令和９年 １月 15 日（金）午後４時から １月 21 日（木）午後３時まで	入学予定者→宮城県立中学校長 ※ウェブ出願システムによる手続き
入学許可予定者証明書の交付		入学確約の手続き完了後、交付	宮城県立中学校長→入学許可予定者 ※入学許可予定者は、ウェブ出願システムから各自で印刷
欠員補充による合格者の意思確認		令和９年 １月 22 日（金）から ２月 10 日（水）まで	宮城県立中学校長→補欠入学予定者 ※ただし、土曜日、日曜日を除く

問合せ先

宮城県仙台二華中学校	〒984-0052　仙台市若林区連坊一丁目４－１ 電話　０２２－２９６－８１０１
宮城県古川黎明中学校	〒989-6175　大崎市古川諏訪一丁目４－２６ 電話　０２２９－２２－４２６０
宮城県教育庁高校教育課教育指導第二班	〒980-8423　仙台市青葉区本町三丁目８－１ 電話　０２２－２１１－３６４９

※ウェブ出願システムの志願者用操作マニュアル（『ウェブ出願の手引』）等は、→
県教育委員会のウェブサイトに掲載しています。
※ウェブ出願システムの小学校等用操作マニュアル（『ウェブ出願の手引』）等は、
小学校専用サイトに掲載しています。

― 目　　次 ―

○　令和９年度宮城県立中学校入学者選抜方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

○　令和９年度宮城県立中学校入学者選抜要項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
［１］　募　　集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　出願資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　募集定員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　３　通学区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

［２］　出願の手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　１　出　　願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　２　出願手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(1) 志願者の行う手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(2) 小学校の行う手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(3) 受付期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(4) 受検票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　(5) 出願者数等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

［３］　適性検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　１　検査場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　２　検査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　３　当日持参するもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　４　検査実施日及び日程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　５　検査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　６　検査実施報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

［４］　入学者の選抜　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

［５］　選抜結果の発表及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

［６］　入学意思の確認等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4～5

［７］　入学者選抜に係る検査の得点の開示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

［８］　県外からの出願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5～6

［９］　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　１　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置について　・・・　6
　２　身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等の取扱いについて　・　6
　３　入学許可予定者の児童指導要録抄本等の送付について　・・・・・・・・・　6
　４　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

○　各種様式・入力項目等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7～２４

令和９年度宮城県立中学校入学者選抜方針

宮城県立中学校における入学者選抜は、中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

１　基本原則

(1) 県立中学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を評価し、選抜するものとする。

(2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、小学校にあっては調査書等作成のための委員会を、県立中学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

２　選抜方法

(1) 入学者の選抜に当たって、県立中学校長は、調査書及び適性検査の結果に基づき、出願者の能力や適性等を総合的に審査するものとする。

(2) 適性検査

ア　検査は、総合問題、作文及び面接とする。

イ　総合問題は、与えられた課題を理解し、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等をみるものとする。

ウ　作文は、与えられた課題について、自分の考えや思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力をみるものとする。

エ　面接は、志願理由書を参考資料として、志願の動機や学習への関心・意欲、長所等を多面的にみるものとする。

令和９年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項

［１］ 募　　集

１　出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が、宮城県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学者選抜に出願することができる。

(1) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）を令和９年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

(2) 宮城県内に居住している者、又は入学時までに居住する見込みの者

２　募集定員

学　校　名	定　　員
宮城県仙台二華中学校	１０５名
宮城県古川黎明中学校	１０５名

３　通学区域

宮城県全域

［２］ 出願の手続

１ 出願

県立中学校への出願は、１校に限る。

また、仙台市立仙台青陵中等教育学校へ出願する者は、県立中学校へは出願できない。

なお、県外に住所を有する者については、出願前に「**県外からの出願申請**」を行い、承認を受ける必要がある（「［８］ **県外からの出願**」（５ページ）を参照）。

２ 出願手続

出願手続きは、**ウェブ出願システム**で行う。

(1) 志願者の行う手続き

ア 出願情報の登録

志願者は、ウェブ出願システムで、氏名等の情報及び写真データ並びに出願先（以下「出願情報」という。）を登録する。

イ 入学者選抜手数料の納付

志願者は、ウェブ出願システムで、入学者選抜手数料（2,200 円）をクレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジーのいずれかの方法により納付する。なお、一度納付された入学者選抜手数料の払い戻しは行わない。

ウ 志願理由書の登録

ウェブ出願システムまたは県教育委員会ウェブサイトから**志願理由書（様式Ⅰ）**をダウンロードし、以下の(ｱ)・(ｲ)のいずれかの方法で作成し、ウェブ出願システムに登録すること。**志願理由書**は、志願者本人が作成すること。

(ｱ) ダウンロードした電子データで作成の上、PDF 化したものを保存し、登録する。

(ｲ) ダウンロードしたファイルを印刷し、手書きで記入したものを PDF 化して登録する。

※なお、(ｱ)・(ｲ)のいずれの方法でも作成及び登録が困難な場合は、県立中学校に問い合わせること。

(2) 小学校の行う手続き

小学校長は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置して、**調査書**をウェブ出願システムからダウンロードした電子データを用いて作成する。作成した**調査書**は、ウェブ出願システムで登録し、出願先の県立中学校長に提出する。

(3) 受付期間

令和８年 11 月 27 日（金）から 12 月３日（木）午後３時まで

(4) 受検票

県立中学校は、出願情報の登録、入学者選抜手数料の納付、志願理由書の登録、調査書の登録を確認し受理した後、**令和８年 12 月７日（月）午後３時までに**ウェブ出願システムに受検番号を登録する。

出願者は、**令和８年 12 月７日（月）午後３時以降**に、受検番号が付与された**受検票**をウェブ出願システムから各自でダウンロードし、印刷する。

(5) 出願者数等の報告

県立中学校長は、**令和８年 12 月３日（木）午後３時**の出願締切り後、直ちに出願者数等を、**出願者数報告書（報告様式②）**により、教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

［3］ 適　性　検　査

1　検査場

出願中学校	会場
宮城県仙台二華中学校	仙台二華中学校・高等学校
宮城県古川黎明中学校	古川黎明中学校・高等学校

出願者が多い場合は、他の会場で適性検査を実施することがある。

2　検査の方法

総合問題（筆記及び外国語（英語）のリスニング）(60 分)、作文（40 分）及び面接とする。

3　当日持参するもの

受検票、鉛筆、消しゴム、鉛筆けずり、昼食、上ばき

＊受検の際、計算機や携帯電話等、検査の公正を欠くおそれのある物の使用は認めない。

＊時間の目安として、検査室に時計を配置する。

4　検査実施日及び日程

(1) 検査実施日　　**令和９年１月９日（土）**

(2) 検査の日程

日　　程	時　　間
集　　合	８：３０
受付・点呼・諸連絡等	８：３０～　９：２０
総　合　問　題 （筆記及び外国語（英語）のリスニング）	９：２０～１０：２０
休　　憩	１０：２０～１０：４５
作　　文	１０：４５～１１：２５
休　　憩	１１：２５～１１：４５
面接（昼食時間を含む）	１１：４５～

5　検査の実施

(1) 検査場における実施責任者は当該校の校長とし、係員はその教職員等をもって充てる。

(2) 答案の採点及び面接の評価に係る業務の責任者は当該校の校長とし、係員はその教職員等をもって充てる。

(3) 検査問題の受領及び保管の責任者は、当該校の校長とする。

6　検査実施報告

(1) 県立中学校長は、**令和９年１月９日（土）検査終了後**、欠席者数を**欠席者数報告書（報告様式③）**により、教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

(2) 県立中学校長は、**令和９年１月 21 日（木）**までに、検査の実施状況等を**検査の実施等に関する報告書（報告様式⑤）**及び**面接の実施状況報告書（報告様式⑥）**により、教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

［４］　入学者の選抜

１　選抜委員会

県立中学校長は、県立中学校入学者選抜のための委員会を設置し、選抜の厳正、公正を期する。

２　選抜方法

入学者の選抜に当たっては、調査書及び適性検査（総合問題（筆記及び外国語（英語）のリスニング）、作文及び面接）の結果に基づき、出願者の能力や適性等を総合的に審査する。

［５］　選抜結果の発表及び報告

１　選抜結果の発表

選抜結果の発表は、**令和９年１月 15 日（金）午後４時以降**、ウェブ出願システムで行う。

出願者は、専用の選抜結果確認サイトで選抜結果を確認する。また、本人宛ての**選抜結果通知書（様式Ⅲ－１～３）**をウェブ出願システムからダウンロードし、印刷することができる。

在籍小学校長は、小学校サイトで選抜結果を確認し、**選抜結果通知書（様式Ⅲ－４）**を出力することができる。

なお、選抜結果については、電話等による問合せには応じない。

２　選抜結果の報告

県立中学校長は、**令和９年１月 15 日（金）午前 10 時**までに、入学予定者数を**入学予定者数報告書（報告様式④）**により、教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

［６］　入学意思の確認等

１　入学確約の手続き

入学予定者及びその保護者は、ウェブ出願システムで**入学確約の手続き**を行う。

(1) 手続き期間

令和９年１月 15 日（金）午後４時から１月 21 日（木）午後３時まで

(2) 手続きがない場合

期間内に入学確約の手続きがない場合は、入学を辞退したものとして取り扱う。

２　入学許可予定者証明書の交付

(1) 県立中学校長は、入学確約の手続きが行われた後直ちに、ウェブ出願システムで**入学許可予定者証明書（様式Ⅳ）**を交付する。

(2) 入学許可予定者の保護者は、**入学許可予定者証明書（様式Ⅳ）**をウェブ出願システムから各自でダウンロード・印刷し、速やかに**居住する市町村の教育委員会**に**入学許可予定者証明書**を持参して、当該市町村立中学校に入学しない旨を届け出ること。また、在籍する小学校長にもその旨を連絡すること。

３　入学の辞退

入学確約の手続き後に、やむを得ない事情により入学を辞退する入学許可予定者の保護者は、速やかに県立中学校長へ電話で申し出た上で、ウェブ出願システムで**入学辞退の手続き**を行う。

４　欠員の補充（補欠入学）

県立中学校長は、入学予定者の定員に欠員が生じた場合、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認のうえ、ウェブ出願システムでの手続きの後、入学許可予定者に充てる。

なお、欠員の補充は、**令和９年１月 22 日（金）から２月 10 日（水）まで**の期間に行う（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。

５　入学許可予定者数等の報告

(1) 県立中学校長は、**令和９年１月 21 日（木）午後３時**の入学確約手続き受付締切り後直ちに、入学許可予定者数等を**入学確約書提出状況報告書（報告様式⑦）**により、教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

(2) 県立中学校長は、**令和９年２月 12 日（金）**までに、**令和９年２月 10 日（水）**における入学許可予定者数等を、**入学許可予定状況報告書（報告様式⑧）**及び**入学許可予定者数報告書（報告様式⑨）**により、教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

６　入学許可予定者となった児童の在籍する小学校への通知

県立中学校長は、**令和９年２月 12 日（金）までに、**入学許可予定者となった児童の氏名について、**入学許可予定通知書（様式Ⅲ－５）**により、在籍する小学校長にウェブ出願システムで通知する。

［７］　入学者選抜に係る検査の得点の開示

開示を希望する受検生等は、ウェブ出願システムで入学者選抜に係る検査の得点（総合問題の得点、作文の得点及び総合問題と作文の合計得点）を確認できる。なお、開示期間は、選抜結果の発表の当日から一月（ひと）間とする。

［８］　県外からの出願

県外に住所を有する者が県立中学校の入学者選抜に出願する場合は、次の点に留意すること。

１　県外からの出願について

県外に住所を有する者が、次の(1)又は(2)に掲げるやむを得ない理由で本県内の県立中学校に入学を志願する場合は、ウェブ出願システムで「**県外からの出願申請**」を行い、在籍小学校長の証明を経て、志願する県立中学校長の承認を受けなければならない。承認を受けた後に、県立中学校に出願することができる。

(1) 住所の異動によるもの

ア　保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合

イ　その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外転勤等に伴って、本県内に居住する保護者に準ずる者に該当児童の保護を託す場合等）

(2) その他

上記(1)のほか、県外に住所を有する者で、該当中学校に就学することが特にやむを得ないと認められる場合

２　県外からの出願申請及び承認の手続

(1) 出願申請の手続き

県外からの志願者は、ウェブ出願システムで出願申請のために必要な情報を入力し、登録する。

在籍小学校長は、ウェブ出願システムで内容及び志願する県立中学校以外の国公立中高一貫教育校に出願しない旨の証明を行い、志願する県立中学校に申請する。

(2) 受付期間

令和８年 11 月２日（月）から 11 月 26 日（木）午後３時まで

(3) 出願申請時の審査

県立中学校長は、「**県外からの出願申請**」を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行う。審査後、ウェブ出願システムに出願申請の審査結果を登録する。

申請者は、ウェブ出願システムで出願申請の審査結果を確認する。

３　県外からの出願手続

県外からの出願が承認された後の出願手続きについては、「**［２］　出願の手続　２　出願手続**（２ページ）」を参照のこと。

［９］　そ　の　他

１　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置について

東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置については、別に定める（23 ページ参照）。

２　身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等の取扱いについて

(1) 身体上のこと等又は海外帰国者等のため、適性検査等を受検する上で、特に配慮を希望する者は、出願する前に、配慮についての申請を所属する小学校に依頼する。小学校長は、配慮の希望事項について志望する県立中学校長と電話等で連絡・調整の上、できるだけ早い時期に、志望する県立中学校長にウェブ出願システムを通じて、**受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－１）**により申請する。

(2) **受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－１）**を受理した県立中学校長は、高校教育課長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該小学校長にウェブ出願システムを通じて、**受検上の配慮通知（様式Ⅱ－２）**により通知する。

３　入学許可予定者の児童指導要録抄本等の送付について

小学校長は、入学許可予定者となった児童の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）並びに体力・運動能力調査記録等を、当該県立中学校長に**令和９年３月 18 日（木）まで**に、持参（親展文書）又は簡易書留親展文書で送付する。

４　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

各種様式・入力項目等

○受検票・選抜結果確認の御案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
○志願理由書（電子データ作成用）　・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅰ**　９
○志願理由書（手書き用）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅰ**　１０
○受検上の配慮申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅱ－１**　１１
○受検上の配慮通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅱ－２**　１２
○選抜結果通知書（入学予定者用）　・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅲ－１**　１３
○選抜結果通知書（補欠入学予定者用）　・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅲ－２**　１４
○選抜結果通知書（入学予定者とならなかった者用）　・・・・・・**様式Ⅲ－３**　１５
○選抜結果通知書（学校用・ウェブ出願システムから出力されるもの）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅲ－４**　１６
○入学許可予定通知書（学校用・ウェブ出願システムから出力されるもの）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**様式Ⅲ－５**　１７
○入学許可予定者証明書（入学許可予定者用）　・・・・・・・・・**様式Ⅳ**　１８
○調査書作成上の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
調査書作成上の入力項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
調査書作成委員会について（例示）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
○県外からの出願申請における入力項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
○令和９年度宮城県立中学校入学者選抜における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
○東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の出願申請における入力項目
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

※　電子データで報告する様式（報告様式①～報告様式⑨）については、後日送付する様式を参考に作成すること。

受検票・選抜結果確認の御案内〔見本〕（ウェブ出願システムから出力されるもの）

令和９年度宮城県立中学校入学者選抜　**宮城県〇〇〇〇中学校　受検票**

受検番号	
氏名	
生年月日	
在籍校名	
検査会場	

・検査期日　令和９年１月９日（土）　・集合時間　午前８時30分

8:30	9:20		10:20	10:45	11:25	11:45
集合	受付・点呼・諸連絡等	総合問題（筆記及びリスニング）	休憩	作文	休　憩	面接（昼食時間を含む）

・当日持参するもの　受検票、鉛筆、消しゴム、鉛筆けずり、昼食、上ばき

※受検の際、計算機や携帯(けいたい)電話等、検査の公正を欠くおそれのある物の使用は認めない。

※時間の目安として検査室に時計を配置する。

（キリトリ線）

令和９年度宮城県立中学校入学者選抜　**宮城県〇〇〇〇中学校　選抜結果確認の御案内**

選抜結果の発表は令和９（2027）年１月15日（金）午後４時から、専用の「選抜結果確認サイト」で行います。

以下の専用の「選抜結果確認サイト」のURLまたは二次元コードへアクセスして選抜結果を確認してください。出願手続きをした出願者サイトでは確認できないので注意してください。

選抜結果の確認には、ウェブ出願システムのIDとパスワードが必要です。

＜選抜結果確認サイトのURL＞

https://〇〇〇〇〇〇〇〇/〇〇〇/〇〇/〇〇/〇

二次元コード

出願者名　　ID

受検番号　　パスワード

様式Ⅰ（電子データ作成用）

受検番号	※

令和９年度入学者選抜（電子データ作成用）

志　願　理　由　書

令和　　年　　月　　日

宮城県○○○○中学校長　殿

在籍校名　　立　　学校

本人氏名

1　志願した理由（中高一貫教育校での６年間で取り組みたいことなど）

2　将来の夢や希望

（記入上の注意）

① 志願する者が作成すること。

② 「受検番号」欄は記入しないこと。

③ 電子データで作成する場合は、入力項目に従って入力すること。フォントのサイズは１２ポイントから１４ポイントで作成し、フォントの種類は変更しないこと。また、１～２の入力欄は、それぞれ５行のまま変更しないこと。

④ 手書きする場合は、ＰＤＦ化した際に読み取れるよう、楷書ではっきりと見やすく記入すること。

様式Ⅰ（手書き用）

受検番号	※

令和９年度入学者選抜（手書き用）

志　願　理　由　書

令和　　年　　月　　日

宮城県　　中学校長　殿

在籍校名　　立　　学校

本人氏名

1　志願した理由（中高一貫教育校での６年間で取り組みたいことなど）

2　将来の夢や希望

（記入上の注意）

① 志願する者が作成すること。

② 「受検番号」欄は記入しないこと。

③ 電子データで作成する場合は、入力項目に従って入力すること。フォントのサイズは１２ポイントから１４ポイントで作成し、フォントの種類は変更しないこと。また、１～２の入力欄は、それぞれ５行のまま変更しないこと。

④ 手書きする場合は、ＰＤＦ化した際に読み取れるよう、楷書ではっきりと見やすく記入すること。

様式Ⅱ－１

受 検 上 の 配 慮 申 請 書

令和　　年　　月　　日

宮城県○○○○中学校長　殿

立　　学校長　　氏　　名
（公印省略）

下記のとおり受検上の配慮をお願いします。

記

ふ り が な		
出 願 者 氏 名		
生　年　月　日		平成　　年　　月　　日生
受　検　番　号		
配慮が必要な理由		□海外帰国者等 □その他（　　）
		（詳細な内容）
希望する配慮事項	施　設　面	
	検 査 方 法	
	そ　の　他	

（注意）１　「受検番号」の欄については、出願後に申請する場合にのみ記入すること。
２　「配慮が必要理由」の記入について
⑴　上段については、該当する項目に☑（チェック）を入れること。その他の（　）内には、内容を簡潔に記入すること。
⑵　下段の詳細な内容については、その具体的な内容を記入すること。
３　「配慮の希望事項」の記入について
⑴　施設面については、検査会場における検査室、座席等の希望を記入すること。
⑵　検査方法については、拡大文字での受検、検査時間の延長等の希望を記入すること。
⑶　その他については、特別な器具の持ち込みや薬の服用など、上記⑴、⑵以外の配慮を希望する場合に記入すること。
⑷　「配慮の希望事項」の欄は、受検上の配慮に関する記入欄であり、選抜に関する配慮等については、記入しないこと。
４　小学校長は、配慮希望の妥当性を示す資料（診断書、学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した副申書など）を添付して、志願先の県立中学校長に提出すること。

様式Ⅱ－２

受 検 上 の 配 慮 通 知

令和　　年　　月　　日

立　　学校長　殿

宮城県○○○○中学校長　　氏　　名
（公印省略）

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったことについては、下記のとおりです。

記

出 願 者 氏 名	
受　検　番　号	
配慮事項について	

※　氏名に JIS 漢字コードの第１、第２水準以外の文字を使用している場合、JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字に置き換えていることがあります。

様式Ⅲ－１（入学予定者用）

選　抜　結　果　通　知　書

受検番号　　番

氏　名

あなたは、令和９年度宮城県○○○○中学校入学者選抜の結果、本校の入学予定者となりましたので通知します。

見本

令和　　年　　月　　日

宮城県○○○○中学校長

電子通知書
につき
公印省略

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録した JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

様式Ⅲ－２（補欠入学予定者用）

選　抜　結　果　通　知　書

受検番号　　番

氏　名

あなたは、令和９年度宮城県○○○○中学校入学者選抜の結果、本校の入学予定者となりませんでしたので通知します。

ただし、欠員が生じた場合、令和９年１月 22 日（金）から２月 10 日（水）までの間に、保護者に対して電話にて、入学意思の確認をする場合があります。

令和　　年　　月　　日

宮城県○○○○中学校長

電子通知書
につき
公印省略

見本

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録した JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

様式Ⅲ－３（入学予定者とならなかった者用）

選　抜　結　果　通　知　書

受検番号　　番

氏　名

あなたは、令和９年度宮城県　　中学校入学者選抜の結果、本校の入学予定者となりませんでしたので通知します。

見本

令和　　年　　月　　日

宮城県○○○○中学校長

電子通知書
につき
公印省略

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録した JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

様式Ⅲ－４（学校用・ウェブ出願システムから出力されるもの）

選　抜　結　果　通　知　書

令和　　年　　月　　日

学校長　殿

宮城県○○○○中学校長　　氏　　名
（公印省略）

令和９年度宮城県○○○○中学校入学者選抜の結果を、下記のとおり通知します。

記

受検番号	氏名	結果
□□□□番	■■　■■	入学予定者
□□□□番	■■　■■	入学予定者とならなかった者
□□□□番	■■　■■	欠席
□□□□番	■■　■■	補欠入学予定者

見本

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録した JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

様式Ⅲ－５（学校用・ウェブ出願システムから出力されるもの）

入 学 許 可 予 定 通 知 書

令和　　年　　月　　日

学校長　殿

宮城県○○○○中学校長　　氏　　名
（公印省略）

令和９年度宮城県○○○○中学校入学者選抜において、下記の者が入学許可予定者となりましたので通知します。

記

入学許可予定者（受検番号　氏名）

□□□□番　■■　■■　　□□□□番　■■　■■
□□□□番　■■　■■

見本

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録した JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

様式Ⅳ（入学許可予定者用）

入 学 許 可 予 定 者 証 明 書

受 検 番 号

入学許可予定者氏名

現　住　所

在 籍 校 名　　立　　学校

保護者氏名

現　住　所

見本

あなたは、令和９年度宮城県○○○○中学校の入学許可予定者であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

宮城県○○○○中学校長

電子通知書
につき
公印省略

（注意）入学許可予定者の保護者は、速やかに、本証明書を居住する市町村の教育委員会に持参して、当該市町村立中学校に入学しない旨を届け出ること。

※　氏名は出願者がウェブ出願システムで登録した JIS 漢字コードの第１、第２水準の漢字で記載しています。

調査書作成上の留意事項

校長は、調査書作成委員会を組織し、正確公正を期し、調査書を作成しなければならない。
なお、作成に当たっては、所定の小学校児童指導要録等に基づいて、児童に関する客観的な資料となるよう十分留意すること。

Ⅰ　記入上の全般的な注意

1　調査書の作成に当たっては、**ウェブ出願システムからダウンロードした調査書作成用ソフト（Excel）を用いる**。

2　調査書には、**令和８年 11 月 15 日（日）まで**の事項を入力する。なお、調査書の発行年月日は、令和８年 11 月 16 日以降の日付とすること。

3　記入数字は、すべて算用数字を用いる。

4　調査書作成委員会には、主任（学年主任）及び記載者の氏名を入力する。記載者は、学級担任とする。学級担任が主任（学年主任）を兼ねている場合は、主任欄は教務主任、主幹教諭又は教頭（副校長）が氏名を入力する。

Ⅱ　各区分の記入上の注意

1　「性別」には、男又は女のどちらかを入力する。

2　「出欠の記録」の「欠席日数」には、欠席日数を**半角の算用数字で入力**する。欠席日数が０日の場合については、「0」と入力する。

なお、「事由」は、欠席日数が７日以上の場合には、欠席の主な事由（病名、事故の種類、日数等）を入力し、それ以外は**全角の「＊」を入力**する。

3　「特別活動の記録」は、第６学年のものを中心に、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を入力する。

4　「行動の記録」は、第６学年のものを中心に、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を入力する。

5　「総合的な学習の時間の記録」は、第６学年の学習活動の内容、観点、評価を、文章で入力する。記載する事項がない場合は、**「特記事項なし」と入力**する。

6　「総合所見及び指導上参考となる諸事項」は、第６学年の状況を中心に、児童の優れている点や長所、進歩の状況を取り上げることが基本となることに留意して入力する。

この区分には、次の項目で特記すべきことがあれば、該当する事項を適宜番号で示し、児童指導要録等に基づき入力する。ただし、「特別の教科　道徳」については記載しない。記載する事項がない場合は、**「特記事項なし」と入力**する。

(1) 学習に関する所見。
(2) 特別活動に関する事実及び所見。
(3) 行動に関する所見。
(4) 児童の特徴、特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項。
(5) 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見。
(6) その他、参考となること。

7　「観点別学習状況」は、観点別に児童指導要録等に基づき、**半角の「A」のみを入力**する。

8　「評定」は、評価を児童指導要録等に基づき、３段階で入力する。

9　評価、評定が算定できない場合は、**全角の「＊」を入力**し、別紙で児童の現在の生活状況やこれまでの経過を記載した「副申書」（定型様式なし）を、校長名で作成し添付する。

調査書作成上の入力項目

区分		入力項目	備考
志願者		ふりがな	
		氏名	
		性別	男又は女のどちらかを入力
		生年月日	
調査書作成委員会		主任(学年主任)の氏名	
		記載者の氏名	
調査書の証明		調査書の発行日	令和８年 11 月 16 日以降の日付
		校長氏名	
各教科の学習の記録	観点別学習状況	国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・外国語における５年・６年の観点別学習状況 ＊「A」のみ入力	第５学年については、児童指導要録に記載してある内容を転記して入力。 第６学年については、令和８年 11 月 15 日(日)までのものを入力。 アルファベット及び算用数字は半角で入力。
	評定	国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・外国語における５年・６年の評定 ＊「3、2、1」の３段階を入力	
出欠の記録		欠席日数	半角の算用数字で入力。 ０日の場合は「0」と入力。
		事由	欠席日数７日以上の場合は主な事由を入力。 それ以外は全角の「＊」を入力。
特別活動の記録		活動状況	第６学年のものを中心に、十分満足できる状況にあるときに「○」印を入力。
行動の記録		行動状況	
総合的な学習の時間の記録		学習活動	第６学年の学習活動の内容、観点、評価を文章で入力。 令和８年 11 月 15 日(日)までのものを入力。 記載する事項がない場合は、「特記事項なし」と入力。
		観点	
		評価	
総合所見及び指導上の参考となる諸事項			第６学年の状況を中心に、児童の優れている点や長所、進歩の状況を入力。 詳細は、「調査書作成上の留意事項」を参照。 記載する事項がない場合は、「特記事項なし」と入力。

※　その他、「調査書作成用ソフト（Excel)」の入力項目に従い、必要事項を入力する。

調査書作成委員会について（例示）

１　設置目的

宮城県立中学校入学者選抜方針及び宮城県立中学校入学者選抜要項に基づき、県立中学校に出願する者の「調査書」を、厳正かつ公正に作成することを目的とする。

２　組織

(1) 委員長：校長

(2) 委　員：副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、研究主任、第６学年主任、第６学年担任など

３　主な業務内容

(1) 入学者選抜の出願に係る調査書作成

(2) 出願に係る日程、調査書作成委員会の開催日程等の計画作成と確認

(3) 第６学年担任等の進路指導・出願事務に関する助言

(4) 担任が作成した「調査書」の点検・確認

(5) 調査書の交付

４　調査書の作成と点検にあたっての留意事項

(1) 学級担任が児童指導要録に基づき、厳正かつ公正に作成しているかどうかを確認する。

・記載内容が児童指導要録等と一致しているか

・誤記がないか

・記述した内容が適正か

(2) 学級担任が作成した調査書の点検ルート（例）

学級担任　→　第６学年主任　→　教務主任　→　教頭　→　校長

(3) 記載者（担任）氏名の記入、主任氏名の記入

(4) 校長氏名の記入

(5) 発行年月日の確認（令和８年 11 月 16 日以降の日付）

(6) 調査書の登録と出願先県立中学校長への提出（ウェブ出願システム）

県外からの出願申請における入力項目

【出願情報の入力】

出願者及び保護者の情報入力項目については、「**［２］　出願の手続　２　出願手続　(1)　志願者の行う手続き　ア　出願情報の登録**（２ページ)」を確認すること。

※　項目の詳細は、「ウェブ出願システムの志願者用操作マニュアル(『ウェブ出願の手引』)」を参照すること。

【確認事項の入力】

入力項目	入力内容
申請理由	募集要項の条件を確認の上、具体的に入力。
転居予定日	転居予定の年月日を入力。
入学後の住所（予定）	郵便番号を入力。
	都道府県名と市区町村名を入力。
	市区町村名より後の部分を入力。 （例）〇丁目〇番地〇号　など
	マンション名、アパート名、建物名を入力。

※　その他、ウェブ出願システムの入力項目に従い、必要事項を入力する。

令和９年度宮城県立中学校入学者選抜における
東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置

宮城県教育委員会

令和９年度宮城県立中学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している児童が本県の県立中学校への入学を希望する場合には、受検に係る措置として、次のように扱うものとする。

出願資格及び出願手続

１　出願資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者は、宮城県立中学校の入学者選抜に出願することができる。

ただし、いずれにおいても、本県の県立中学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

(1)　平成 23 年３月 11 日現在、県外に住所を有していた者のうち、被災に伴う避難のため、本県内の小学校に区域外就学をしている者

(2)　平成 23 年３月 11 日現在、本県内に住所を有していた者のうち、被災に伴う避難のため、県外の小学校に区域外就学をしている者

２　出願手続

当該措置により出願する者は、ウェブ出願システムで下記の手続きにより出願申請を行う。

(1) 出願申請の手続き

出願する者は、ウェブ出願システムで出願申請のために必要な情報を入力し、登録する。

在籍小学校長は、ウェブ出願システムで内容及び出願予定の県立中学校以外の国公立中高一貫教育校に出願しない旨の証明を行い、出願予定の県立中学校長に提出する。

県立中学校長は、ウェブ出願システムで内容等を確認し、出願申請を受理する。

(2) 受付期間

令和８年 11 月２日（月）から 11 月 26 日（木）午後３時まで

東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の出願申請における入力項目

【出願情報の入力】

出願者及び保護者の情報入力項目については、「**[２]　出願の手続　２　出願手続　(1)　志願者の行う手続き　ア　出願情報の登録**（２ページ)」を確認すること。

※　項目の詳細は、「ウェブ出願システムの志願者用操作マニュアル(『ウェブ出願の手引』)」を参照すること。

【確認事項の入力】

入力項目	入力内容
平成 23 年 3 月 11 日現在の住所 ※罹災証明書等をもとに入力。	郵便番号を入力。
	都道府県名と市区町村名を入力。
	市区町村名より後の部分を入力。 （例）〇丁目〇番地〇号　など
	マンション名、アパート名、建物名を入力。
避難先の現住所 ※住民票に基づいて入力。	郵便番号を入力。
	都道府県名と市区町村名を入力。
	市区町村名より後の部分を入力。 （例）〇丁目〇番地〇号　など
	マンション名、アパート名、建物名を入力。
入学後の住所（予定）	郵便番号を入力。
	都道府県名と市区町村名を入力。
	市区町村名より後の部分を入力。 （例）〇丁目〇番地〇号　など
	マンション名、アパート名、建物名を入力。
区域外出願申請理由	募集要項を確認の上、具体的に入力。

※　その他、ウェブ出願システムの入力項目に従い、必要事項を入力する。

資料配布（６）

みんなの個性が
つながる、笑顔の輪

みんなの特別支援学校文化祭

見て
知って
楽しんで

～みんなの
がんばりを
感じてください～





みんなのマルシェ

生徒たちが
心を込めて
作りました！

期日 10月29日(木)・30日(金)

場所 県庁1階 県民ロビー

作業製品販売

11:30～13:30

お菓子、農産物、
レトルト食品、
手工芸品 等









作業製品販売会 参加校

29日(木)

角田支援学校、松陵支援学校、
鶴谷特別支援学校、
女川高等学園、岩沼高等学園、
仙台みらい高等学園、
いずみ高等支援学校

※午前中：視覚支援学校
（あん摩マッサージ体験会）

30日(金)

小牛田高等学園、
岩沼高等学園



それぞれの
得意を生かして
がんばっています！

県内特別支援学校 紹介パネル展示

【日時】10月29日(木)～30日(金)
9:00～17:00

主催：宮城県教育委員会　共催：仙台市教育委員会

【問合わせ先】宮城県教育庁特別支援教育課
022-211-3208

令和８年度　特別支援学校文化祭「みんなのマルシェ」
作業製品販売等の紹介（１日目）
１０月２９日（木）午前１１時３０分から午後１時３０分まで

視覚支援学校 ※午前１０時１５分から正午まで		【あん摩・マッサージ体験】 理療科生徒によるあん摩・マッサージの無料体験を行います。お一人様１０分程度と短時間ですので、是非御体験ください。
角田支援学校		【主な製品】ぼこぼこ座布団、さをり織り製品、ビーズ製品、紙すき製品　等 木工班、造形班、工芸班、手芸班の製品を販売します。心を込めて仕上げました。是非お立ち寄りください！
松陵支援学校		【主な製品】木べら、野菜、革製品、コースター、バッジ　等 農園芸班、環境整備班、手工芸班、木工班の製品を販売します。多くの人に手に取っていただけたら幸いです。
鶴谷特別支援学校		【主な製品】カッティングボード、小皿、クラフトかご、和紙ポチ袋　等 作業学習に集中して取り組み、作り上げた製品です。皆さんの御家庭でも是非お使いください。
岩沼高等学園		【主な製品】木工・陶芸製品、旬の野菜、手工芸品　等 工業・農業・家政の授業や手工芸部で作った産物を販売します。人気商品は売り切れ必至！早めの御来場を！
仙台みらい高等学園		【主な製品】焼き菓子（パウンドケーキ、ガトーショコラ等）、フラワーアレンジメント 『究める・活かす・輝く』専門コースの生徒が心を込めて作りました！是非お買い求めください。
いずみ高等支援学校		【主な製品】タオルマット、タオル雑巾、さをり織り製品、ポーチ　等 お客様に喜んでいただけるよう、高品質な縫製製品をたくさん製作しました。是非お買い求めください。
小牛田高等学園		【主な製品】農産物、コーヒードリップパック、クラッカー、マフィン、木工芸製品　等 作業学習で心を込めて栽培・製造した製品を販売します。是非お買い求めください。

令和８年度　特別支援学校文化祭「みんなのマルシェ」
作業製品販売等の紹介（２日目）

１０月３０日（金）午前１１時３０分から午後１時３０分まで

女川高等学園		【主な製品】ブイボール（クッキー）、カレー、餃子、シフォンケーキ、ホヤ塩、ホヤパスタの素、ホヤ茶漬け 私たちが一生懸命作った製品です。大きな声を出して売りたいです。たくさん買ってください。お願いします。
岩沼高等学園		【主な製品】木工・陶芸製品、旬の野菜、手工芸品　等 工業・農業・家政の授業や手工芸部で作った産物を販売します。人気商品は売り切れ必至！早めの御来場を！

【学校紹介パネル展示】午前９時から午後５時まで

県立

- 視覚支援学校
- 聴覚支援学校
- 光明支援学校
- 船岡支援学校
- 拓桃支援学校
- 西多賀支援学校
- 山元支援学校
- 金成支援学校
- 角田支援学校
- 石巻支援学校
- 気仙沼支援学校
- 古川支援学校
- 名取支援学校
- 小牛田高等学園
- 利府支援学校
- 迫支援学校
- 女川高等学園
- 岩沼高等学園
- 小松島支援学校
- 秋保かがやき支援学校
- 松陵支援学校

国立

- 宮城教育大学附属特別支援学校

仙台市立

- 鶴谷特別支援学校

私立

- いずみ高等支援学校
- 仙台みらい高等学園

資料配布（７）

令　和　９　年　度

宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考

宮城県立支援学校高等学園等入学者選考

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考

〈宮城県立特別支援学校幼稚部〉

入学者選考要項

宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧

〈宮城県立支援学校高等学園及び

宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科〉

入学者選考方針

入学者選考要項

〈宮城県立特別支援学校高等部･専攻科〉

入学者選考方針

入学者選考要項

入学者選考事務要領

入学者募集要項

宮城県立特別支援学校高等部･専攻科設置校及び支援学校高等学園一覧

宮　城　県　教　育　委　員　会

目　　次

Ⅰ　令和９年度宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考要項 ---------- 1
　１　幼稚部設置学校名、出願資格及び募集定員等 ---------- 1
　２　出願手続 ---------- 1
　３　出願期間 ---------- 1
　４　選考方法 ---------- 1
　５　教育相談 ---------- 2
　６　その他 ---------- 2
　７　宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧 ---------- 2

Ⅱ　令和９年度宮城県立支援学校高等学園及び宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科入学者選考方針 ---------- 3
　１　基本原則 ---------- 3
　２　第一次募集 ---------- 3
　３　追検による選考 ---------- 3
　４　第二次募集 ---------- 3

Ⅲ　令和９年度宮城県立支援学校高等学園等入学者選考要項 ---------- 4
　第１　学校名、学科名、修業年限及び募集定員 ---------- 4
　第２　第一次募集（高等学園等） ---------- 4
　　１　出願資格 ---------- 4
　　２　出願制限 ---------- 4
　　３　出願手続 ---------- 4
　　４　出願期間 ---------- 5
　　５　県外からの出願 ---------- 5
　　６　出願の取消 ---------- 6
　　７　追検による選考の実施 ---------- 6
　　８　選考期日及び合格者の発表 ---------- 7
　第３　第二次募集（高等学園等） ---------- 7
　　１　第二次募集の実施 ---------- 7
　　２　出願資格 ---------- 7
　　３　出願制限 ---------- 7
　第４　入学の辞退（高等学園等） ---------- 7
　第５　その他（高等学園等） ---------- 7
　　１　共通学力検査教科別得点の簡易開示 ---------- 7
　　２　共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い ---------- 8
　　３　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い---------- 8

Ⅳ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針 ---------- 9
1　基本原則 ---------- 9
2　第一次募集 ---------- 9
3　追検による選考 ---------- 9
4　第二次募集 ---------- 9

Ⅴ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項 ---------- １０
第１　高等部設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員 ---------- １０
第２　第一次募集（知的障害） ---------- １０
1　出願資格 ---------- １０
2　出願制限 ---------- １０
3　出願手続 ---------- １０
4　出願期間 ---------- １１
5　県外からの出願 ---------- １１
6　出願の取消 ---------- １２
7　追検による選考の実施 ---------- １２
8　選考期日及び合格者の発表 ---------- １３
第３　第二次募集（知的障害） ---------- １３
1　第二次募集の実施 ---------- １３
2　出願資格 ---------- １４
3　出願制限 ---------- １４
第４　入学の辞退（知的障害） ---------- １４
第５　その他（知的障害） ---------- １４
1　学力検査教科別得点の簡易開示 ---------- １４
2　諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い ---------- １４
3　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い---------- １４

Ⅵ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外）入学者選考要項 ---- １５
第１　高等部及び専攻科設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員 ---------- １５
1　高等部 ---------- １５
2　専攻科 ---------- １５
第２　第一次募集（知的障害以外） ---------- １５
1　出願資格 ---------- １５
2　併願の不可 ---------- １５
3　出願手続 ---------- １５
4　出願期間 ---------- １６
5　県外からの出願 ---------- １６
6　出願の取消 ---------- １７
7　追検による選考の実施 ---------- １８

８　選考期日及び合格者の発表 ---------- １９
第３　第二次募集（知的障害以外） ---------- １９
１　第二次募集の実施 ---------- １９
２　出願資格 ---------- １９
３　出願制限 ---------- １９
第４　入学の辞退（知的障害以外） ---------- ２０
第５　その他（知的障害以外） ---------- ２０
１　学力検査教科別得点の簡易開示 ---------- ２０
２　諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い ---------- ２０
３　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い---------- ２０

Ⅶ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考事務要領 ---------- ２１
第１　出願に伴う事務 ---------- ２１
１　出願受付について ---------- ２１
第２　選考に関する事務 ---------- ２１
１　選考について ---------- ２１
２　選考決定後の処理について ---------- ２１
第３　入学者選考に係るフロー図（概要） ---------- ２２
第４　各種様式一覧 ---------- ２６
第５　各種様式（願書、様式第１号～様式第８号） ---------- ２７

Ⅷ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置 ---------- ４１
１　出願資格及び出願手続き ---------- ４１
２　被災に伴う転学者の取扱い ---------- ４１
３　各種様式（様式第９号-1、様式第９号-2）---------- ４３

Ⅸ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項　４５
１　宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外） ---------- ４５
２　宮城県立特別支援学校高等部（知的障害） ---------- ４６
３　宮城県立支援学校高等学園等 ---------- ４７

Ⅹ　宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園及び専攻科設置校一覧 ---------- ４８

Ⅺ　宮城県立特別支援学校幼稚部通学区域 ---------- ４９

Ⅻ　宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園及び専攻科通学区域 ---------- ４９
宮城県立特別支援学校（知的障害）高等部通学区域（仙台市内） ---------- ５０

Ⅰ　令和９年度宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考要項

令和９年度の宮城県立特別支援学校幼稚部の募集及び入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

なお、詳細については、各学校が定める募集要項を参照すること。

１　幼稚部設置学校名、出願資格及び募集定員等

（１）　宮城県立視覚支援学校 幼稚部

学　校　名	出願資格	学年等	募集定員
視覚支援学校	視覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、令和３年４月２日から令和６年４月１日までに生まれた者	３歳児	５
		４歳児	５
		５歳児	５

（２）　宮城県立聴覚支援学校 幼稚部

学　校　名	出願資格	学年等	募集定員
聴覚支援学校	聴覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、令和３年４月２日から令和６年４月１日までに生まれた者	３歳児	１０
		４歳児	１０
		５歳児	１０
聴覚支援学校小牛田校		３歳児	５
		４歳児	５
		５歳児	５

２　出願手続

（１）　志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立特別支援学校長に請求する。

（２）　出願に必要な書類は、志願先の県立特別支援学校長が交付する。

（３）　志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を志願先の県立特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通(志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留郵便料金分の切手を貼付し、保護者氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

３　出願期間

出願期間は、令和８年１２月１日(火)から令和８年１２月１５日(火)までとする。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

４　選考方法

（１）　選考は、出願書類、教育相談の内容を基に、総合的に判断して決定する。

（２）　選考場所については、出願先の県立特別支援学校において行う。

（３）　選考期日及び結果の発表

ア　各県立特別支援学校では、下記の期日に選考及び結果の発表を行う。

学　校　名	選　　考　　日	発　　表　　日
視覚支援学校 聴覚支援学校 聴覚支援学校小牛田校	令和９年１月１９日（火）	令和９年１月２２日(金)

イ　合格者の発表は、発表日の午後３時に学校ごとに行う。なお、結果に係る通知書の郵送を希望する場合は、結果通知用封筒１通（志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留郵便料金分の切手を貼付し、保護者氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

ウ　志願先の県立特別支援学校長は、保護者へ選考結果通知書にて選考結果を通知する。
なお、結果についての問い合わせには応じない。

エ　入学を辞退する場合は、各校の手続きに従い、志願先の県立特別支援学校長に届け出る。

５　教育相談

（１）　宮城県立特別支援学校幼稚部を志願する者は、出願日までに、原則として事前に教育相談を受けること。

（２）　教育相談の期日等については、事前に各校に問い合わせること。

６　その他

（１）　県外に居住している者で以下に該当する場合は、出願資格を有するものとする。

ア　保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合。

イ　その他特別な事情があると認められる場合。

（２）　出願に係る手数料は、徴収しない。

（３）　特別な事情により出願期間内に出願できなかった者については、志願先の県立特別支援学校長と県教育委員会が協議を行い、出願の可否を決定するものとする。

７　宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧

学　校　名	郵便番号	住　　所	電話番号
視覚支援学校	980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴覚支援学校	982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
聴覚支援学校小牛田校	987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2110

Ⅱ　令和９年度宮城県立支援学校高等学園及び宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科入学者選考方針

県立支援学校高等学園及び県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科（以下「県立高等学園等」という。）に係る入学者の選考は、県立高等学園等の教育目的の実現及び生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

１　基本原則

（１）　県立高等学園等は、入学希望者が県立高等学園等の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、共通学力検査及び県立高等学園等で実施する諸検査等の結果に基づいて総合的に判断する。

（２）　入学者の選考に当たっては、厳正を期するために県立高等学園等に選考委員会を設置するものとする。

２　第一次募集

（１）　県立高等学園等は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。入学者の選考に当たり、県立高等学園等の校長は、原則として、調査書、共通学力検査の結果及び県立高等学園等で実施する諸検査等の結果により選考するものとする。

（２）　共通学力検査

ア　共通学力検査の実施期日は、諸検査等と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。

イ　共通学力検査の実施教科は、国語及び数学とする。

ウ　共通学力検査の内容は、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、生徒の多様な能力や適性等を把握する観点に基づく問題となるよう配慮するものとし、宮城県教育委員会が定める。

（３）　諸検査等

ア　諸検査等の実施期日は、共通学力検査と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。

イ　諸検査等の内容及び実施方法は、各県立高等学園等において適切に定める。

ウ　諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達段階、特性等に十分配慮する。

３　追検による選考

県立高等学園等は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

４　第二次募集

第一次募集の合格者数が募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

Ⅲ　令和９年度宮城県立支援学校高等学園等入学者選考要項

第１　学校名、学科名、修業年限及び募集定員

学　　校　　名	学　　科	修業年限	募集定員
岩　沼　高　等　学　園	産 業 技 術 科	３	４０
岩　沼　高　等　学　園 川　崎　キ　ャ　ン　パ　ス	産 業 技 術 科	３	８
小　牛　田　高　等　学　園	普　　通　　科	３	２４
女　川　高　等　学　園	産 業 技 術 科	３	２４
秋保かがやき支援学校高等部	産 業 技 術 科	３	３２

第２　第一次募集（高等学園等）

１　出願資格

県立支援学校高等学園等に出願できる資格を有する者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項「３宮城県立支援学校高等学園等」（P47 参照）に定めるところによる。

２　出願制限

（１）　出願できる県立支援学校高等学園等は一つの学校に限るものとする。

（２）　県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立支援学校高等学園等の第二次募集と特別支援学校高等部の第一次募集に併願することができる。

（３）　県立支援学校高等学園等の第二次募集に合格した者は、公立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。

（４）　出願した県立支援学校高等学園等の第一募集又は第二次募集に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

３　出願手続

（１）　志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立支援学校高等学園等の校長に請求する。

（２）　志願先の県立支援学校高等学園等の校長は、出願に必要な書類を志願者に交付する。

（３）　志願者は、入学願書及び県立支援学校高等学園等の校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立支援学校高等学園等の校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通(志願先の県立支援学校高等学園等の校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）と併せて、志願先の県立支援学校高等学園等の校長に送付すること。

（４）　出願書類を受理した県立支援学校高等学園等の校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。

（５）　出願に係る手数料は、徴収しない。

（６）　出願先の県立支援学校高等学園等において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

４　出願期間

（１）　出願期間は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項「３宮城県立支援学校高等学園等」(P47 参照)に定めるところによる。

（２）　受付時間は、土曜日、日曜日、及び祝日等を除く、午前９時から午後４時までとする。

５　県外からの出願

（１）　出願資格と出願承認の申請

ア　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者。

イ　・他の都道府県に住所を有する者

・他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和９年３月卒業見込みの者

・中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和９年３月修了見込みの者

上記のア及びイに該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の県立支援学校高等学園等に志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を志願先の県立支援学校高等学園等の校長に提出し、承認を得なければならない。

記

「やむを得ない理由」

１　住所の異動によるもの

（１）　保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

（２）　その他、特別な事情によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア　住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ　転勤、在勤等を証明する書類

２　その他

本県の県立支援学校高等学園等に入学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

（２）　提出書類と出願承認手続（以下、秋保かがやき支援学校の場合は、特別支援学校高等部の様式とする。）

ア　出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

（ア）　県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第１号）

（イ）　本県の支援学校高等学園等に志願する理由を証明する書類

イ　出願承認手続の受付期間は、令和８年１０月２１日（水）から令和８年１１月６日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続は、遅滞なく行うこと。

ウ　県立支援学校高等学園等の校長は、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願（様式第１号）を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めたときは、

志願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第２号）を交付する。

エ　県立支援学校高等学園等への出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立支援学校高等学園等の校長から交付された県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第２号）を出願書類に添え、出身学校長を経て出願する県立支援学校高等学園等の校長に提出する。

６　出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届（様式第３号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立支援学校高等学園等の校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

※ 県立支援学校高等学園第二次募集に合格した場合の出願の取り消しの流れ(P23 参照)

７　追検による選考の実施

（１）　第一次募集選考日当日に各県立支援学校高等学園等で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

（２）　追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア　インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ　その他、やむを得ない事由のある者

（３）　第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。

（４）　追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

（５）　実施上の手続は以下のとおりである。

ア　やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ　当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、出願先の県立支援学校高等学園等の校長へ電話等で連絡する。

ウ　当該出身学校長は、令和８年１２月１１日（金）午後５時までに、追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添付し、出願先の県立支援学校高等学園等の校長へ持参又は郵送する。

エ　申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した出願先の県立支援学校高等学園等の校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第７号－２）を送付する。

オ　追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証(様式７号－２)の写しを受付で提示し受検する。

カ　追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

８　選考期日及び合格者の発表

（１）　下記の期日に選考を行う。

学　　校	第一次募集選考日	合格発表日
県立支援学校高等学園 秋保かがやき支援学校産業技術科	令和８年１２月１０日（木） ※追検による選考を実施する場合 令和８年１２月１５日（火）	令和８年１２月１８日(金)

（２）　合格者の発表は、合格発表日の午後３時に出願先の県立支援学校高等学園等において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒１通（出願先の県立支援学校高等学園等の校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立支援学校高等学園等の校長に送付すること。

第３　第二次募集（高等学園等）

１　第二次募集の実施

（１）　合格者が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

（２）　第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

２　出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

（１）　県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者又は県立支援学校高等学園等の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。

（２）　県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない理由により本県の県立支援学校高等学園等に志願しようとする者で､県外の特別支援学校への入学意思がないことが確認できる者。

３　出願制限

（１）　出願できる県立支援学校高等学園等は、第二次募集を実施する県立支援学校高等学園等の一つに限る。ただし、県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。

（２）　県立支援学校高等学園等の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第４　入学の辞退（高等学園等）

合格者のうち、やむを得ない事由により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第４号）により出身学校長を経て出願先の県立支援学校高等学園等の校長に届け出る。(P4 出願制限(4)留意)

第５　その他（高等学園等）

１　共通学力検査教科別得点の簡易開示

共通学力検査教科別得点の簡易開示を希望する受検者等は、受検した県立支援学校高等学園等に直接申し出ること。

なお、開示期間は合格発表日から１か月間とする。

２　共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

（１）　出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立支援学校高等学園等に志願する場合、共通学力検査及び諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、志願する県立支援学校高等学園等と電話等で連絡・調整の上、県立支援学校高等学園等の校長に受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請する。

（２）　受検上の配慮申請書（様式第８号－１）を受理した県立支援学校高等学園等の校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第８号－２）により通知する。

３　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い

東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置」（P41 参照）のとおり取扱う。

Ⅳ 令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に係る入学者の選考は、県立特別支援学校の教育目的の実現及び児童生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

１　基本原則

（１）　各県立特別支援学校は、入学希望者が県立特別支援学校高等部又は専攻科の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長、高等学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書及び県立特別支援学校で実施する諸検査等の結果に基づいて、総合的に判断する。

（２）　入学者の選考に当たっては、厳正を期するために各県立特別支援学校に、選考委員会を設置するものとする。

２　第一次募集

（１）　県立特別支援学校は、障害種に応じて第一次募集を実施する。入学者の選考に当たって県立特別支援学校長は、調査書、県立特別支援学校で実施する諸検査等の結果等を考慮し、総合的に判断する。

（２）　諸検査等

ア　諸検査等の実施期日は、宮城県教育委員会が定める。

イ　諸検査等の内容及び実施方法は、県立特別支援学校において適切に定める。

ウ　諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達の段階、特性等に十分配慮する。

３　追検による選考の実施

県立特別支援学校は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、諸検査等及び選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

４　第二次募集

第一次募集の合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、諸検査等及び選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

Ⅴ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項

第１　高等部設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員

学　　校　　名	学　　科	修業年限	募集定員
光　明　支　援　学　校	普　　通　　科	3	３５
石　巻　支　援　学　校	普　　通　　科	3	３５
気　仙　沼　支　援　学　校	普　　通　　科	3	１９
名　取　支　援　学　校	普　　通　　科	3	２１
角　田　支　援　学　校	普　　通　　科	3	１６
迫　　支　　援　　学　　校	普　　通　　科	3	１１
金　成　支　援　学　校	普　　通　　科	3	１９
古　川　支　援　学　校	普　　通　　科	3	１９
西　多　賀　支　援　学　校(知的)	普　　通　　科	3	3
山　元　支　援　学　校(知的)	普　　通　　科	3	１１
利　府　支　援　学　校	普　　通　　科	3	１１
小　松　島　支　援　学　校	普　　通　　科	3	１９
秋保かがやき支援学校	普　　通　　科	3	１１
松　陵　支　援　学　校	普　　通　　科	3	２２

第２　第一次募集（知的障害）

１　出願資格

県立特別支援学校の高等部に出願できる資格を有する者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項（P46 参照）に定めるところによる。

２　出願制限

（１）　出願できる県立特別支援学校高等部は一つに限るものとする。

（２）　県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等の第二次募集と県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。

（３）　県立高等学園等の第二次募集に合格した者は、県立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。

（４）　出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

３　出願手続

（１）　志願者は、出願に必要な書類を出願先の県立特別支援学校の校長に請求する。

（２）　志願先の県立特別支援学校の校長は、出願に必要な書類を志願者に交付する。

（３）　志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通(出願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

（４）　出願書類を受理した県立特別支援学校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。

（５）　出願に係る手数料は、徴収しない。

（６）　出願先の県立特別支援学校において受理した書類(受検票送付用封筒、切手等を含む。)は、志願の取消等があっても返還しない。

４　出願期間

（１）　出願期間は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項(P46 参照)に定めるところによる。

（２）　受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前９時から午後４時までとする。

５　県外からの出願

（１）　出願資格と出願承認の申請

・他の都道府県に住所を有する者

・他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和９年３月卒業見込みの者

・中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和９年３月修了見込みの者

上記に該当し、やむを得ない理由（下記）により本県の県立特別支援学校高等部に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を志願先の県立特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※　前記の出願資格において審査が困難な場合は、県立特別支援学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

記

「やむを得ない理由」

１　住所の異動によるもの

（１）　保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

（２）　その他、特別な事情によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア　住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ　転勤、在勤等を証明する書類

２　その他

本県の県立特別支援学校に入学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合。

（２）提出書類と出願承認手続

ア　出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

（ア）　県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）

（イ）　本県の県立特別支援学校高等部に志願する理由を証明する書類

イ　出願承認手続きの受付期間は、令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月４日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

ウ　県立特別支援学校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を交付する。

エ　県立特別支援学校高等部への出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立特別支援学校長から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を出願書類に添え、出身学校長を経て出願する県立特別支援学校長に提出する。

６　出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第３号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立特別支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

※県立支援学校高等学園等第二次募集に合格した場合の出願の取り消しの流れ（P23 参照）

７　追検による選考の実施

（１）　第一次募集選考日当日に各県立特別支援学校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

（２）　追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア　インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ　その他、やむを得ない事由のある者

（３）　第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、出願先の県立特別支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断

することとする。

（４）　追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

（５）　実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア　やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ　当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、出願先の県立特別支援学校長へ電話等で連絡する。

ウ　当該出身学校長は、令和９年１月１８日（月）午後５時までに、追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添付し、出願先の県立特別支援学校長へ持参又は郵送する。

エ　申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した出願先の県立特別支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第７号－２又は４）を送付する。

オ　追検による選考を認められた受検者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。

カ　追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

８　選考期日及び合格者の発表

（１）　各県立特別支援学校では、下表の期日に選考及び合格者の発表を行う。

学　　校	第一次募集選考日	合格発表日
県立特別支援学校（知的障害）の高等部	令和９年１月１５日（金） ※追検による選考を実施する場合 令和９年１月１９日（火）	令和９年１月２１日(木)

（２）　合格者の発表は、合格発表日の午後３時に出願先の県立特別支援学校において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒１通（出願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立特別支援学校長に送付すること。

第３　第二次募集（知的障害）

１　第二次募集の実施

（１）　合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

（２）　第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

２　出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項(P46 参照)に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

（１）　本県の県立特別支援学校高等部及び県立高等学園等を受検し、合格していない者。

（２）　本県の県立特別支援学校の高等部の第一次募集又は本県の県立高等学園に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。

（３）　県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

３　出願制限

（１）　出願できる県立特別支援学校高等部は、第二次募集を実施する県立特別支援学校高等部の一つに限る。

（２）　本県の県立特別支援学校高等部及び県立高等学園等の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第４　入学の辞退（知的障害）

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第４号）により出身学校長を経て出願先の県立特別支援学校長に届け出る。

第５　その他（知的障害）

１　学力検査教科別得点の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、受検した県立特別支援学校等に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日から１か月間とする。

２　諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

（１）　出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立特別支援学校に志願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、志願する県立特別支援学校と電話等で連絡・調整の上、県立特別支援学校長に受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請する。

（２）　受検上の配慮申請書（様式第８号－１）を受理した県立特別支援学校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第８号－２）により通知する。

３　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い

東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置」（P41 参照）のとおり取扱う。

Ⅵ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外）入学者選考要項

第１　高等部及び専攻科設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員

１　高　等　部

学　　校　　名	学　　科	修業年限	募集定員
視　覚　支　援　学　校	普　　通　　科	３	１１
	保 健 理 療 科	３	８
聴　覚　支　援　学　校	普　　通　　科	３	８
	工 業 技 術 科	３	８
	生活デザイン科	３	８
船　岡　支　援　学　校	普　　通　　科	３	２０
西 多 賀 支 援 学 校(病弱)	普　　通　　科	３	１１
山　元　支　援　学　校(病弱)	普　　通　　科	３	３

２　専　攻　科

学　　校　　名	学　　科	修業年限	募集定員
視　覚　支　援　学　校	理　　療　　科	３	８
	保 健 理 療 科	３	８
聴　覚　支　援　学　校	工 業 技 術 科	２	８
	生活デザイン科	２	８

第２　第一次募集（知的障害以外）

１　出願資格

県立特別支援学校高等部及び専攻科に出願できる資格を有する者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科入学者募集要項（P45 参照）に定めるところによる。

２　併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限るものとする。また、県立高等学園等及び公立高等学校との併願は認めない。

３　出願手続

（１）　志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立特別支援学校の校長に請求する。

（２）　志願先の県立特別支援学校の校長は、出願に必要な書類を志願者に交付する。

（３）　志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通(志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留

速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

（４）　出願書類を受理した県立特別支援学校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。

（５）　出願に係る手数料は、徴収しない。

（６）　出願先の県立特別支援学校において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取り消し等があっても返還しない。

４　出願期間

（１）　出願期間は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項(P45 参照)に定めるところによる。

（２）　受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前９時から午後４時までとする。ただし、受付最終日は、午前１１時までとする。

５　県外からの出願

（１）　出願資格と出願承認の申請

ア　高等部

・他の都道府県に住所を有する者

・他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和９年３月卒業見込みの者

・中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは令和９年３月修了見込みの者。

上記に該当し、やむを得ない理由（P17 参照）により本県の特別支援学校高等部に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を出願先の県立特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

イ　専攻科

他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の高等学校、特別支援学校高等部を卒業した者若しくは令和９年３月卒業見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了した者若しくは令和９年３月に修了見込みの者。

上記に該当し、やむを得ない理由（P17 参照）により本県の県立特別支援学校専攻科に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を出願先の県立特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※　前記の出願資格において審査が困難な場合は、県立特別支援学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

記

「やむを得ない理由」

１ 住所の異動によるもの

（１） 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

（２） その他、特別な事情によって県内に住所を異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ 転勤、在勤等を証明する書類

２ その他

本県の県立特別支援学校に就学することが、やむを得ないと認められる合理的事由がある場合。

（２）提出書類と出願承認手続

ア 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

（ア） 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）

（イ） 本県の特別支援学校高等部又は専攻科に出願する理由を証明する書類

イ 出願承認手続きの受付期間は、令和８年１２月９日（水）から令和９年２月９日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

ウ 県立特別支援学校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を交付する。

エ 県立特別支援学校高等部又は専攻科への出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立特別支援学校長から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を出願書類に添え、出身学校長を経て出願する県立特別支援学校長に提出する。

６ 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第３号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立特別支援学校長に届け出るとともに、受

検票を返還する。

7　追検による選考の実施

（１）　第一次募集選考日当日に県立特別支援学校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

（２）　追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア　インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ　その他やむを得ない事由のある者

（３）　第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、出願先の県立特別支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

（４）　追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

（５）　実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア　やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ　当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、出願先の県立特別支援学校長へ電話等で連絡する。

　なお、専攻科の出願者で、過年度卒業等により出身学校長を経て連絡することが難しいなど、やむを得ない事由がある者は、出願者本人が直接選考日当日の午後４時までに、出願先の県立特別支援学校長へ電話等で連絡する。

ウ　当該出身学校長は、令和９年３月４日（木）午後５時までに、追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添付し、出願先の県立特別支援学校長へ持参又は郵送する。

　なお、前項（２）イで示したやむを得ない事由がある専攻科の受検者は、令和９年３月４日（木）午後５時までに、追検による選考申請書(様式第７号－３)に証明書類等を添付し、出願先の県立特別支援学校長へ持参又は郵送する。

エ　申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した出願先の県立特別支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長及び前項（２）イで示したやむを得ない事由がある専攻科の出願者宛てに追検による選考受検許可証（様式第７号－２又は４）を送付する。

オ　追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。

カ　追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

8　選考期日及び合格者の発表

（１）　各県立特別支援学校では、下表の期日に選考及び発表を行う。

学　　校	第一次募集選考日	合格発表日
視覚支援学校の高等部・専攻科 聴覚支援学校の高等部・専攻科 船岡支援学校の高等部 西多賀支援学校の高等部（病弱） 山元支援学校の高等部（病弱）	令和９年３月３日（水） ※追検による選考を実施する場合 令和９年３月９日（火）	令和９年３月１５日(月)

（２）　合格者の発表は、合格発表日の午後３時に出願先の県立特別支援学校において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒１通（出願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立特別支援学校長に送付すること。

第３　第二次募集（知的障害以外）

１　第二次募集の実施

（１）　合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

（２）　第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

２　出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項（P45 参照）に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、以下のいずれかに該当しない場合でも、志願先の県立特別支援学校長がやむを得ない理由があると判断した者は出願できるものとする。

（１）　県立特別支援学校高等部及び専攻科の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者。

（２）　県立特別支援学校高等部及び専攻科の第一次募集又は県立高等学園等の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。

（３）　県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない理由により本県の県立特別支援学校高等部及び専攻科に出願しようとする者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

３　出願制限

（１）　出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は、第二次募集を実施する県立特別支援学校高等部及び専攻科の一つに限る。

（２）　県立特別支援学校高等部及び専攻科並びに県立高等学園等の第一次募集による合格者

は、第二次募集に出願できない。

第４　入学の辞退（知的障害以外）

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第４号）により出身学校長を経て出願先の県立特別支援学校長に届け出る。

第５　その他（知的障害以外）

１　学力検査教科別得点の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、受検した県立特別支援学校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日から１か月間とする。

２　諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

（１）　出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立特別支援学校に出願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、出願する県立特別支援学校と電話等で連絡・調整の上、県立特別支援学校長に受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請する。

（２）　受検上の配慮申請書（様式第８号－１）を受理した県立特別支援学校長においては、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第８号－２）により通知する。

３　東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い

東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置」（P41 参照）のとおり取扱う。

Ⅶ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考事務要領

第１　出願に伴う事務

１　出願受付について

（１）　出願書類を受理した県立特別支援学校長及び県立支援学校高等学園校長は、受検番号を付した受検票
を出身学校長経由で、保護者又は保証人に交付する。

（２）　県外からの出願者については、出願承認書の添付の有無を確認の上、受理する。

（３）　県立特別支援学校長及び県立支援学校高等学園校長は、出願締切り後、速やかに学科別の出願者名等を令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科／支援学校高等学園出願者報告書（様式第５号）により教育長に報告する。

第２　選考に関する事務

１　選考について

（１）　選考の実施責任者は、県立特別支援学校長及び県立支援学校高等学園校長とする。

（２）　県立特別支援学校長及び県立支援学校高等学園校長は、選考方法等を明記した入学者募集要項を選考日の２か月前までに、教育長に提出する。

（３）　選考は、調査書や諸検査等の結果を合わせて総合的に判断する。

（４）　選考に当たっては、学校ごとに選考委員会を設置し、各学校で定める選考方法に基づいて、公正かつ適切に行う。

２　選考決定後の処理について

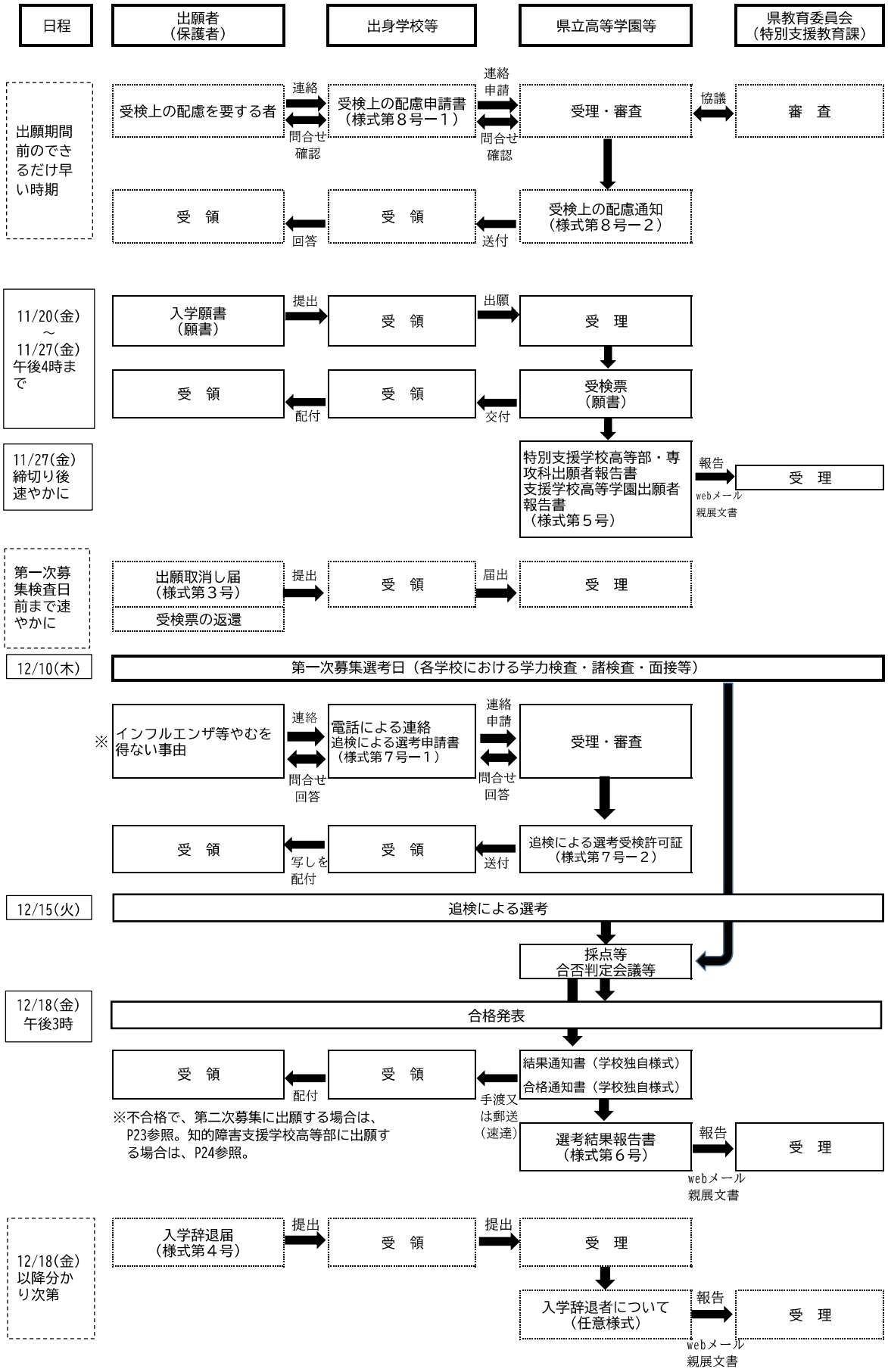
（１）　県立特別支援学校長及び県立高等学園校長は、合格者の発表の後、直ちにウェブメールで学科別合格者名等と選考結果を令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科／支援学校高等学園選考結果報告書（様式第６号）により特別支援教育課長に報告し、原本は合格者の発表後１週間以内に、持参または郵送し教育長に報告する。

（２）　県立特別支援学校長及び県立高等学園校長は、合否の結果を出身学校長に通知すると共に、出身学校長を通して速やかに本人に通知する。

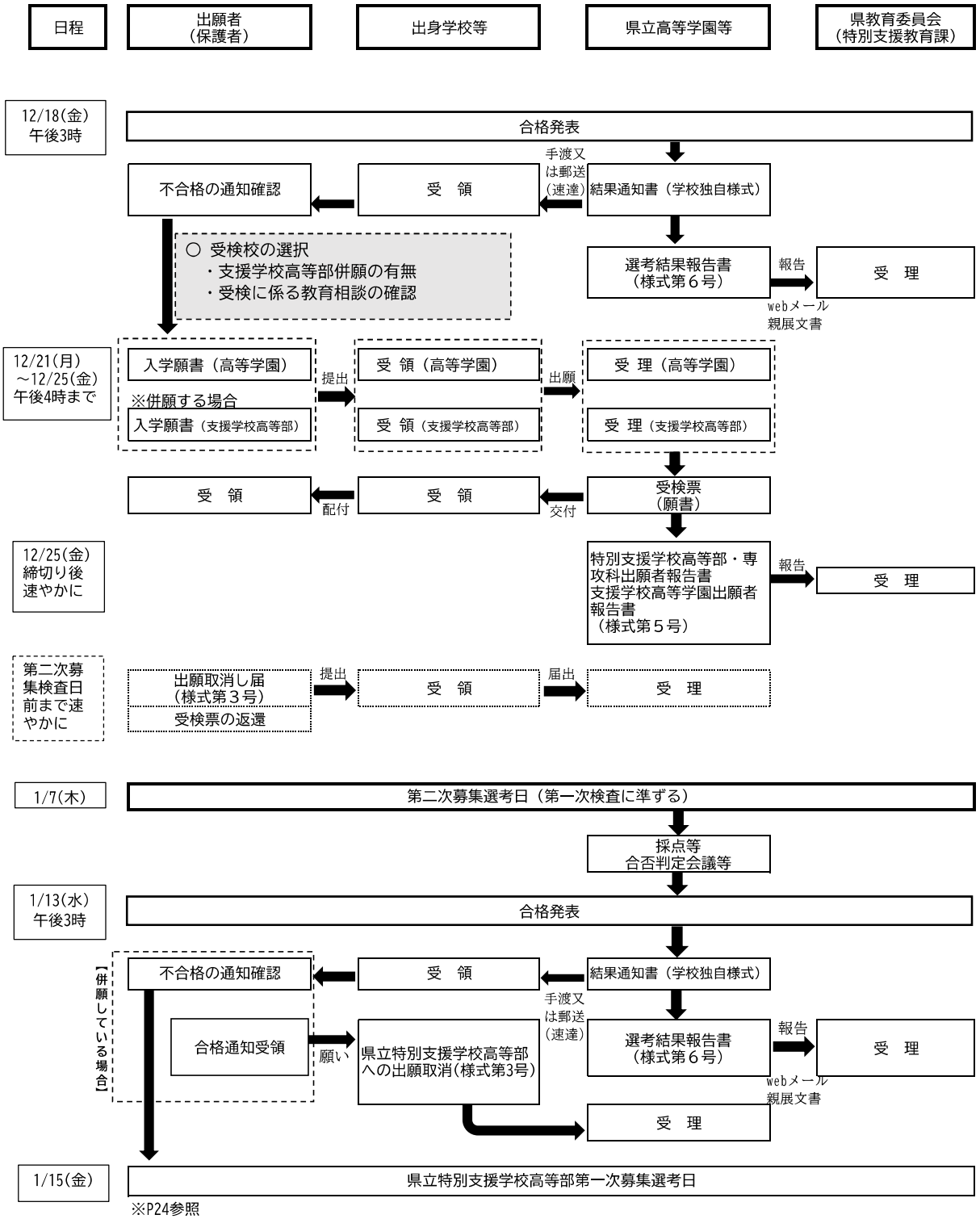
（３）　第二次募集を行う学校にあっては、募集要項等を特別支援教育課長に報告する。

第３　入学者選考に係るフロー図（概要）

◆第一次募集の流れ（高等学園）

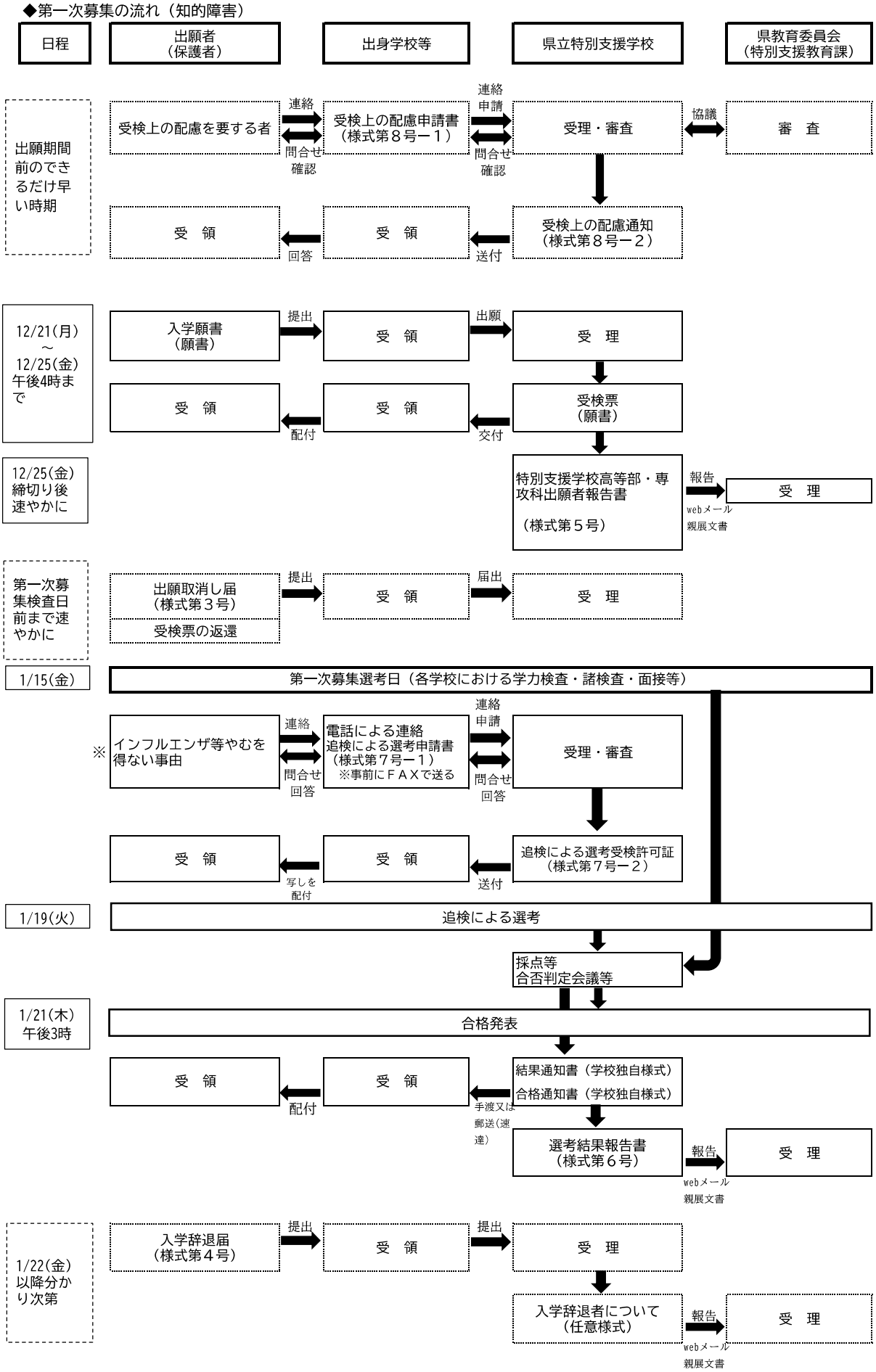


◆第二次募集の流れ（高等学園）

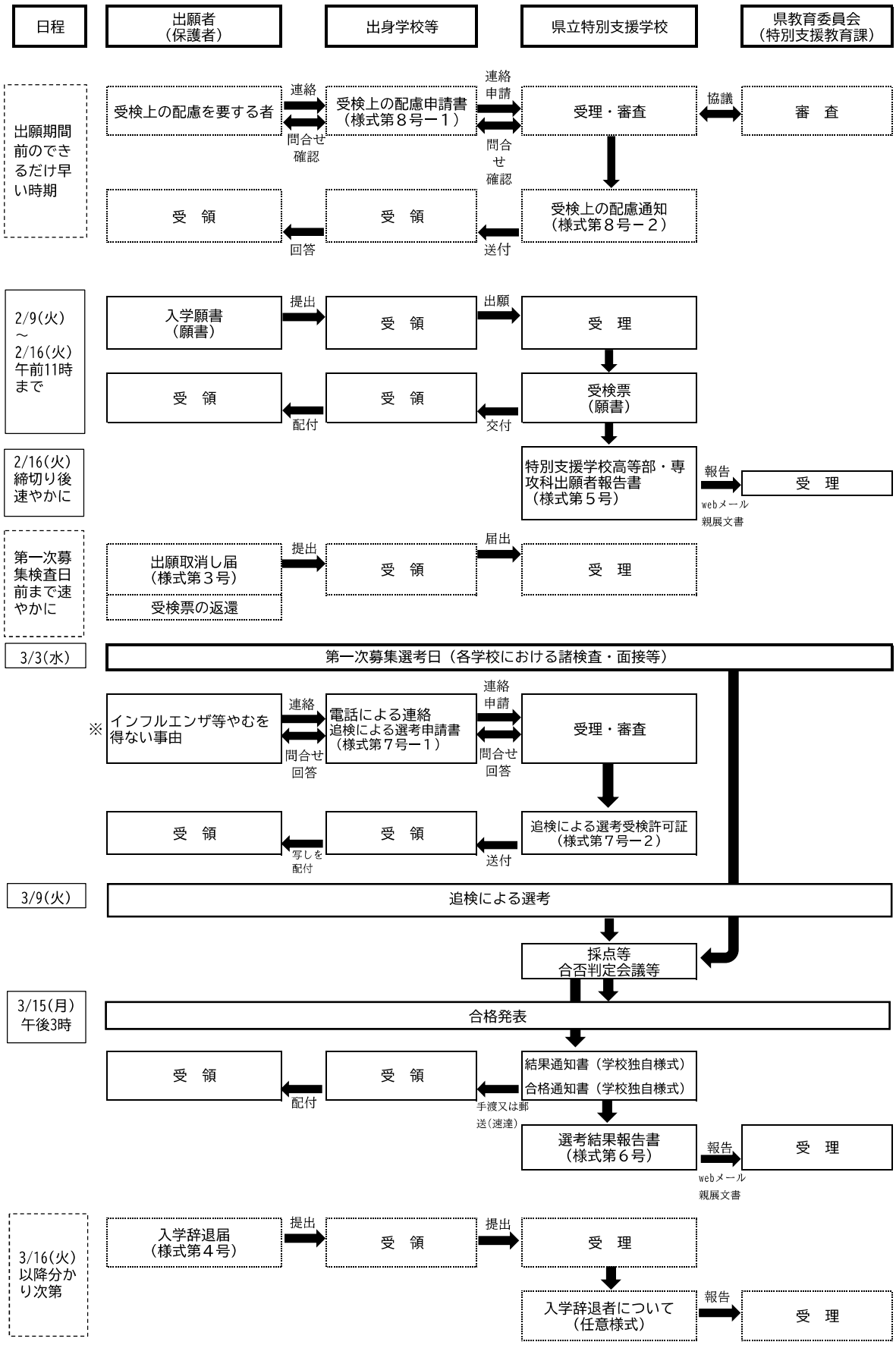


※ 県立高等学園等の第二次募集に合格した者で、県立特別支援学校高等部第一次選考を併願している場合、合格通知受領後速やかに在籍中学校を通して、併願先の県立特別支援学校に出願取り消しについて電話連絡をする。併せて、様式第3号をＦＡＸで送信する。（様式第3号原本は、翌日まで確実に届ける。）

◆第一次募集の流れ（知的障害）



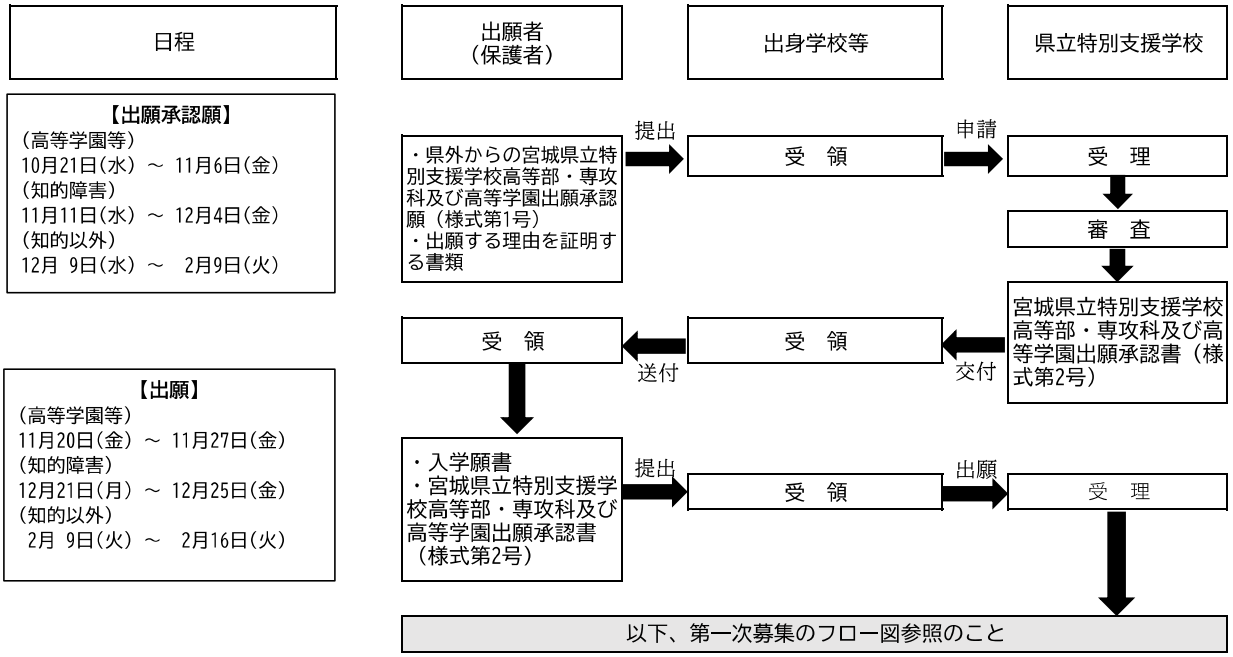
◆第一次募集の流れ（知的障害以外）



※専攻科受検者の中でやむを得ない事由により本人が直接追検による選考を申請する場合は、様式第７号－３により申請する。

※上記申請を許可した場合は、様式第７号－４により受検者本人に許可証を送付する。

◆県外からの出願の流れ



第４　各種様式一覧

事項		本文ページ	様式 番号等	様式 ページ	書類名	報告者又は送付者	経由等	最終報告先又は送付先
第一次出願	出願手続き	4、10、15	願書	27、29	入学願書	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	4、10、15	願書	27、29	受検票	県立特別支援学校長/県立高等学園校長	出身学校長	出願者
	追検による選考申請	6、12、18	第7号－1又は3	35、37	追検による選考申請書	出身学校長/出願者(専攻科のみ)		県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	追検による選考許可	6、12、18	第7号－2又は4	36、38	追検による選考受検許可証	県立特別支援学校長/県立高等学園校長		出身学校長 出願者
	出願者の報告	21	第5号	33	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願者報告書	県立特別支援学校長/県立高等学園校長		教育長
	選考結果の報告	21	第6号	34	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園選考結果報告書	県立特別支援学校長/県立高等学園校長		教育長
高等学園第二次出願・併願	出願手続き	7、23	願書	28	入学願書	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	7、23	願書	28	受検票	県立特別支援学校長/県立高等学園校長	出身学校長	出願者
	出願者の報告	21	第5号	33	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願者報告書	県立特別支援学校長/県立高等学園校長		教育長
	選考結果の報告	21	第6号	34	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園選考結果報告書	県立特別支援学校長/県立高等学園校長		教育長
県外からの出願	出願承認	5、11、16	第1号	30	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願承認願	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	5、11、16			住所に関する証明書 転勤、在勤等を証明する書類	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	5、11、16	第2号	31	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願承認書	県立特別支援学校長/県立高等学園校長	出身学校長	出願者
	出願手続き	6、12、17	願書	27、29	入学願書	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	6、12、17	第2号	31	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願承認書	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
被災に伴う区域外からの出願	出願承認	8、14、20	第９号-1	43	宮城県立特別支援学校出願承認願	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	8、14、20	第9号-2	43	宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願承認書	県立特別支援学校長/県立高等学園校長	出身学校長	出願者
その他の様式等	受検上の配慮	8、14、20	第8号－1	39	受検上の配慮申請書	出身学校長		県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	〃	8、14、20	第8号－2	40	受検上の配慮通知	県立特別支援学校長/県立高等学園校長		出身学校長
	出願の取り消し	6、12、17	第3号	32	県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科/支援学校高等学園出願取消し届	出願者	出身学校長	県立特別支援学校長/県立高等学園校長
	入学の辞退	7、14、20	第4号	32	入学辞退届	出願者		県立特別支援学校長/県立高等学園校長

第５　各種様式

【願　書（知的障害以外の県立特別支援学校・専攻科、及び県立高等学園第一次出願用）】

受検番号	※　　番

入　　学　　願　　書(例)

令和　　年　　月　　日

宮城県立　○　○　校長　殿

出願者本人氏名（ふりがな）

(本人署名又は記名押印)

〔昭和／平成　　年　　月　　日生〕

保護者（又は保証人）
氏名

(本人署名又は記名押印)

貴校〔高等部・専攻科（　　）科〕に入学したいので、保護者（保証人）連署の上、出願いたします。

本人	現住所	〒（　　－　　）	
	在学（出身）学校		昭和／平成　　年　月卒業見込・卒業／令和
	特別支援学級種別（知的、弱視等を書く）		
保護者又は保証人	現住所	〒（　　－　　） 電話　（　）　－	
第２志望学科（　　）			

割印

受　　検　　票

令和９年度宮城県立特別支援学校入学者選考　　(※の欄は記入しないこと)

受検番号	※　　番	氏名		生年月日	昭和／平成　　年　月　日
在学（出身）学校	○　○　立　○　○　学校	出願校	※宮城県立○○○○ 高等部・専攻科（　　）科		

【願　書（高等学園第二次出願用）】

受検番号	※　　番

入　　学　　願　　書(例)

令和　　年　　月　　日

宮城県立　○　○　校長　殿

出願者本人氏名（ふりがな）

(本人署名又は記名押印)

〔昭和／平成　　年　　月　　日生〕

保護者（又は保証人）
氏名

(本人署名又は記名押印)

貴校〔高等部・専攻科（　　）科〕に入学したいので、保護者（保証人）連署の上、出願いたします。

本人	現住所	〒（　　－　　）	
	在学（出身）学校		昭和／平成　　年　月卒業見込・卒業／令和
	特別支援学級種別（知的、弱視等を書く）		
保護者又は保証人	現住所	〒（　　－　　） 電話　（　）　－	

特別支援学校高等部(知的障害)を併願している場合の出願予定校（　　）

割印

受　　検　　票

令和９年度宮城県立特別支援学校入学者選考　　(※の欄は記入しないこと)

受検番号	※　　番	氏名		生年月日	昭和／平成　　年　月　日
在学（出身）学校	○　○　立　○　○　学校	出願校	※宮城県立○○○○ 高等部・専攻科（　　）科		

【願　書（県立支援学校高等部(知的障害)出願用）】

受検番号	※　　番

入　　学　　願　　書(例)

令和　　年　　月　　日

宮城県立　　○　　○　　校長　　殿

出願者本人氏名（ふりがな）

(本人署名又は記名押印)

〔昭和／平成　　年　　月　　日生〕

保護者（又は保証人）
氏名

(本人署名又は記名押印)

貴校〔高等部・専攻科（　　）科〕に入学したいので、保護者（保証人）連署の上、出願いたします。

本人	現　住　所	〒（　　－　　）	
	在学（出身）学　　校		昭和／平成　　年　月卒業見込・卒業／令和
	特別支援学級種別（知的、弱視等を書く）		
保護者又は保証人	現　住　所	〒（　　－　　） 電話　（　　）　－	

県立支援学校高等学園第二次募集を併願している場合の出願予定校（　　）

割印

受　　検　　票

令和９年度宮城県立特別支援学校入学者選考　　(※の欄は記入しないこと)

受検番号	※　　番	氏　名		生年月日	昭和／平成　　年　月　日
在学（出身）学　　校	○　○　立　○　○　学　校		出願校	※宮城県立○○○○ 高等部・専攻科（　　）科	

【様式第１号】

県外からの宮城県立 特別支援学校高等部・専攻科 支援学校高等学園 出願承認願

令和　　年　　月　　日

宮城県立○○校長　　殿

出願者本人氏名（ふりがな）
(本人署名又は記名押印)
〔昭和 平成　　年　　月　　日生〕

保護者（又は保証人）
氏名
(本人署名又は記名押印)

下記のとおり、貴校〔高等部・専攻科（　　）科〕に入学したいので、出願を承認くださるよう保護者（保証人）連署の上、お願いします。

記

本人	現住所	〒（　－　）
	在学（出身）学校	
	卒業見込・卒業の年月	昭和 平成 令和　　年　　月　　卒業見込・卒業
	氏名	
保護者又は保証人	現住所	〒（　－　） 電話　　（　）
	氏名	
出願先		宮城県立　　部科（　　）学科
理由		
	転居の場合、入学後の本人及び保護者の予定住所	〒（　－　）

上記のとおり相違ないこと、及び、貴校以外の宮城県内の公立特別支援学校高等部・専攻科、支援学校高等学園及び公立高等学校と併願していないことを証明します。

学校所在地
〒（　　－　　）　　○○学校長
氏名　　印

〈注〉１　理由は、できるだけ詳細かつ具体的に記入すること。
２　理由を証明する書類を添付すること。
３　返信用封筒（返信用切手貼付、あて先明記）を同封すること。

【様式第２号】

県外からの宮城県立 特別支援学校高等部・専攻科
支援学校高等学園 出願承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました下記の者の、本校出願について承認します。

記

氏　　名	
生　年　月　日	昭和 平成　　年　　月　　日　生
在学（出身）学校	立　　学校
出願部（科）・学科	部（科）　　科
理　　由	
令和　　年　　月　　日 宮城県立　○　○　　校長　　印	

〈注〉　理由は、転勤・転居のように明記する。

【様式第３号】

宮城県立　特別支援学校高等部・専攻科
支援学校高等学園　出願取消し届

令和　　年　　月　　日

宮城県立　○　○　校長　殿

○　○　学　校

校　長　　印

下記の者は、貴校に出願しましたが、これを取り消しますので、届け出ます。

記

出願した部（科）・学科	氏　　名

【様式第４号】

入　学　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

宮城県立　○　○　校長　殿

出願者氏名

（本人署名又は記名押印）

保護者（又は
保証人）氏名

（本人署名又は記名押印）

貴校の〔高等部・専攻科〕に合格しましたが、都合により入学を辞退しますので、届け出ます。

【様式第５号】

令和９年度　宮城県立　特別支援学校高等部・専攻科
支援学校高等学園　　出願者報告書

令和　　年　　月　　日

宮 城 県 教 育 委 員 会 教 育 長　殿

○　○　学　校

校　長　　印

本校〔　高等部・専攻科　〕を出願した者は、下記のとおりです。

記

受検番号	出願部(科)・学科	氏名	出身学校名	備考

〈注〉備考欄には、県外からの出願者の場合、都道府県名を記入する。

【様式第６号】

令和９年度　宮城県立　特別支援学校高等部・専攻科
支援学校高等学園　　選考結果報告書

令和　　年　　月　　日

宮城県教育委員会教育長　殿

○　○　学　校

校　長　　印

本校〔　高等部・専攻科　〕の選考結果は、下記のとおりです。

記

１　名　簿

受検番号	合格部（科）・学科	出願部（科）・学科	氏　　名	出身学校名	合否	備　考

〈注〉備考欄には、県外からの出願者の場合、都道府県名を記入する。

２　選　考　状　況

【様式第７号－１】

追 検 に よ る 選 考 申 請 書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

校長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

選考を欠席した下記の者について、追検による選考の受検を申請します。

記

受検者	受検番号		氏　　名	
欠席した検査等	１　諸検査（学力検査を含む）　　２　面接			
事　　由	（ア）インフルエンザ等の感染症などへの罹患又はその症状 （イ）その他やむを得ない事由 （該当するものに〇を付けてください）			
	具体的事由			

※　事由（ア）の場合、診断書等を添付すること。

※　事由（イ）の場合、出身学校長が欠席の事由を具体的に記載すること。

【様式第７号－２】

追 検 に よ る 選 考 受 検 許 可 証

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校長　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました下記の者からの追検による選考については、受検を許可します。

記

受検者	受検番号		氏　　名	

〈注〉追検による選考当日は、受検票と追検による選考受検許可証の写しを受付で提示してください。

【様式第７号－３】

追 検 に よ る 選 考 申 請 書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校長　殿

受検番号・受検者氏名＿＿＿＿・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(本人署名または記名押印)

選考を下記の事由により欠席しましたので、追検による選考の受検を申請します。

記

欠席した検査等	１　諸検査（学力検査を含む）　　２　面接
事　　由	（ア）インフルエンザ等の感染症などへの罹患又はその症状 （イ）その他やむを得ない事由 （該当するものに〇を付けてください）
	具体的事由

※　事由（ア）の場合、診断書等を添付すること。
※　事由（イ）の場合、欠席の事由を具体的に記載すること。

【様式第７号－４】

追 検 に よ る 選 考 受 検 許 可 証

令和　　年　　月　　日

（受検者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校長　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました追検による選考については、受検を許可します。

〈注〉追検による選考当日は、受検票と追検による選考受検許可証を受付で提示してください。

【様式第８号－１】

受検上の配慮申請書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学校

校長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

下記のとおり、学力検査・諸検査・面接等の受検上の配慮をお願いします。

記

ふりがな 氏　　名		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
出願学科等	（　　）部（科）　　（　　）科		
在学(出身)学校		卒業見込(卒業)の年月	昭和 平成　　年　　月　卒業見込 令和　　卒　　業
配慮の内容	身体上のこと等　（　　） そ　の　他　（　　）		
配慮の希望事項　施　設　面			
配慮の希望事項　検査方法			
配慮の希望事項　そ　の　他			
配慮が必要な理由			

＜注＞　１　「配慮の内容」の欄については、該当する項目を□で囲み、（　）内には、その具体的な内容を記入すること。海外帰国者等はその他（　）に記入する。

２　配慮の希望事項の記入について

(1)　施設面については、検査会場における検査室、座席等の希望を記入すること。

(2)　検査方法については、拡大文字での検査、検査時間の延長等の希望を記入すること。

(3)　その他については、特別な器具の持込や薬の服用など、上記(1)(2)以外の配慮を希望する場合に記入すること。

(4)　「配慮の希望事項」の欄は、受検上の配慮に関する記入欄であり、選考に関する配慮等については記入しないこと。

３　出身学校長は、配慮申請の妥当性を示す資料（診断書、出身学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した添書など）を添付して、出願先特別支援学校長及び高等学園校長に提出すること。

【様式第８号－２】

受検上の配慮通知

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿校長　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

出願者氏名	
出願学科等	（　　）部（科）　　（　　）科
配慮事項について	

Ⅷ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置

令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、受検に係る措置として、次のように扱うものとする。

１　出願資格及び出願手続

(1)　出願資格

次のアの①及び②並びにイの①及び②のいずれかに該当し、本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科への入学を希望する場合は、宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の「出願資格」に関わらず、本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア　平成 23 年３月 11 日現在、県外に住所を有していた者のうち

①　被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

②　被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

イ　平成 23 年３月 11 日現在、本県内に住所を有していた者のうち

①　被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

②　被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

(2)　出願手続

当該措置により出願する者は、宮城県立特別支援学校出願承認願（様式第９号-1　P43）により申請をした後、宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項に定める出願手続きをする。

２　被災に伴う転学者の取扱い

(1)　平成 23 年３月 11 日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科への入学を希望する場合は、宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項に定める「県外からの出願」に基づき出願すること。

(2)　平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科への入学を希望する場合は、宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。

様式第９号－１　（東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用）

宮城県立特別支援学校出願承認願

（東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置による出願者用）

令和　　年　　月　　日

宮城県立　　○○校長　殿

出願者本人氏名（ふりがな）
（本人署名又は記名押印）

保護者氏名
（本人署名又は記名押印）

下記のとおり、貴校に入学したいので、出願を承認くださるよう、お願いします。

記

本人	現住所（避難先の住所）	〒（　　）		
	住民票の住所			
	在学中学校	中学校　令和　　年　　月　卒業見込		
	氏名（ふりがな）			
	生年月日	平成　　年　　月　　日生	年齢	歳
保護者又は保証人	現住所（避難先の住所）	〒（　　） 電話番号（　　）　－		
	氏名	続柄（　　）		
	入学後の住所（予定）	〒（　　）		
平成23年3月11日現在の住所（避難先の住所）		〒（　　）		
理由	----------			

学校所在地　　※

○○中学校長
氏名　　印

電話番号（　　）　－

上記のとおり相違ないことを証明します。

〈注〉１　志願者本人又は保護者が理由の欄まで記入すること。理由は具体的に記入すること。
　　２　中学校長は記載内容を確認の上、※の欄を作成すること。

様式第９号－２　（東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置による出願者用）

宮城県立　特別支援学校高等部・専攻科　支援学校高等学園　出願承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました下記の者の、本校出願について承認します。

記

氏　　名	
生　年　月　日	昭和 平成　　年　　月　　日　生
在学（出身）中学校	立　　中学校
出願部（科）・学科	部（科）　　科
理　　由	

令和　　年　　月　　日

宮城県立　　○○　　校長　　印

〈注〉　理由は、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置について明記する。

Ⅸ　令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項

１　宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外）

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
視覚支援学校	高等部	普通科	3	１１	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の視覚障害がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（視覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長等が指定した書類	令和9年 2月9日 （火） から 2月16日 （火） 午前11時 まで	出願書類 諸検査等 （学校ごとに定める）	令和9年 3月3日 （水） ※追検による選考日 3月9日 （火）	令和9年 3月15日 （月） 午後3時
		保健理療科		８						
	専攻科	理療科	3	８	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の視覚障害がある者で、令和９年３月末日までに、高等学校、特別支援学校（視覚障害）高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
		保健理療科		８						
聴覚支援学校	高等部	普通科	3	８	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（聴覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
		工業技術科		８						
		生活デザイン科		８						
	専攻科	工業技術科	2	８	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和９年３月末日までに、高等学校、特別支援学校（聴覚障害）高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
		生活デザイン科		８						
船岡支援学校	高等部	普通科	3	２０	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の肢体不自由がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（肢体不自由）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
西多賀支援学校（病　弱）	高等部	普通科	3	１１	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の病虚弱である者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					
山元支援学校（病　弱）	高等部	普通科	3	３	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の病虚弱である者で、重度重複障害（療育手帳Ａ又は身体障害者手帳１級相当に該当）があり、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

2　宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）

学　校　名	部科	学　科	修業年限	募集定員	出　願　資　格	出願書類	出願期間	選考方法	選　考　日	合格発表日
光明支援学校	高等部	普　通　科	3	３５	学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害（※１）がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者 （※１） 「学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害」 １　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ２　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	入学願書 特別支援学校長等が指定した書類	令和8年12月21日（月） から 12月25日（金）午後4時まで	出願書類 諸検査等（学校ごとに定める）	令和9年1月15日（金） ※追検による選考日1月19日（火）	令和9年1月21日（木） 午後3時
石巻支援学校	高等部	普　通　科	3	３５						
気仙沼支援学校	高等部	普　通　科	3	１９						
名取支援学校	高等部	普　通　科	3	２１						
角田支援学校	高等部	普　通　科	3	１６						
迫支援学校	高等部	普　通　科	3	１１						
金成支援学校	高等部	普　通　科	3	１９						
古川支援学校	高等部	普　通　科	3	１９						
山元支援学校（知的障害）	高等部	普　通　科	3	１１						
利府支援学校	高等部	普　通　科	3	１１						
小松島支援学校	高等部	普　通　科	3	１９						
秋保かがやき支援学校	高等部	普　通　科	3	１１						
松陵支援学校	高等部	普　通　科	3	２２						
西多賀支援学校（知的障害）	高等部	普　通　科	3	3	知的障害のある重度重複障害者（療育手帳Ａかつ身体障害者手帳１級相当に該当する者。）で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

3　宮城県立支援学校高等学園等

学　校　名	部科	学　　科	修業年限	募集定員	出　　願　　資　　格	出願書類	出願期間	選考方法	選　考　日	合格発表日
岩沼高等学園	高等部	産業技術科	3	４０	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長等が指定した書類	令和8年 11月20日 （金） から 11月27日 （金） 午後4時 まで	出願書類 諸検査等 （学校ごとに定める。ただし、学力検査問題は、宮城県教育委員会で定める。）	令和8年 12月10日 （木） ※追検による選考日 12月15日 （火）	令和8年 12月18日 （金） 午後３時
岩沼高等学園 川崎キャンパス	高等部	産業技術科	3	8						
小牛田高等学園	高等部	普　通　科	3	２４						
女川高等学園	高等部	産業技術科	3	２４						
秋保かがやき支援学校	高等部	産業技術科	3	３２						

高等学園等の学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 / 月日		９：２０　　１０：０５		１０：２５　　１１：１０
１２月１０日 （木）	諸注意等	（１）国語	休憩	（２）数学

他の諸検査等は各学校の日程による

＜留意事項＞

１　ア　中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）(高等学園を含む)を出願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。

イ　ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。

２　上記の宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科に出願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。

※　詳しい内容については、各学校に照会すること。

３　出願できる宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科は一つの学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合には、公立特別支援学校高等部の第一次募集及び公立高等学校を出願することは認めない。ただし、支援学校高等学園等の第二次募集に出願する場合、特別支援学校高等部第一次募集を併願できる。

４　特別支援学校高等部及び支援学校高等学園等に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

X　宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科設置校一覧

学　校　名	郵便番号	住　所	電　話　番　号
視　覚　支　援　学　校	〒　980-0011	仙台市青葉区上杉６－５－１	０２２－２３４－６３３３
聴　覚　支　援　学　校	〒　982-0001	仙台市太白区八本松２－７－２９	０２２－２４８－０６４８
船　岡　支　援　学　校	〒　989-1605	柴田郡柴田町船岡南２－３－１	０２２４－５４－２２１３
西　多　賀　支　援　学　校	〒　982-0805	仙台市太白区鈎取本町２－１１－１７	０２２－２４５－１１８３
光　明　支　援　学　校	〒　981-3213	仙台市泉区南中山５－１－１	０２２－３７９－６５５５
石　巻　支　援　学　校	〒　986-0861	石巻市蛇田字新立野４１０－１	０２２５－９４－０２０２
気　仙　沼　支　援　学　校	〒　988-0141	気仙沼市松崎柳沢２１６－７	０２２６－２４－３０１９
名　取　支　援　学　校	〒　981-1242	名取市高舘吉田字東真坂６－１１	０２２－３８４－６１６１
角　田　支　援　学　校	〒　981-1503	角田市島田字御蔵林２４－１	０２２４－６３－２５５５
迫　支　援　学　校	〒　987-0513	登米市迫町北方字大洞５９－１０	０２２０－２２－９４８４
金　成　支　援　学　校	〒　989-5171	栗原市金成沢辺小崎８７－１	０２２８－４２－２２１１
古　川　支　援　学　校	〒　989-6203	大崎市古川飯川字熊野８７	０２２９－２６－２３３８
山　元　支　援　学　校	〒　989-2202	亘理郡山元町高瀬字合戦原１００－２	０２２３－３７－０５１８
利　府　支　援　学　校	〒　981-0123	宮城郡利府町沢乙字向山２６	０２２－３５６－５６７５
小　松　島　支　援　学　校	〒　981-0906	仙台市青葉区小松島新堤２－１	０２２－７２５－３６１６
秋保かがやき支援学校	〒　982-0241	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙２０	０２２－３５４－８１０２
松　陵　支　援　学　校	〒　981-3108	仙台市泉区松陵4－28－1	０２２－７２５－３３１５
岩　沼　高　等　学　園	〒　989-2455	岩沼市北長谷字豊田１－１	０２２３－２５－５３３２
岩沼高等学園川崎キャンパス	〒　989-1501	柴田郡川崎町前川字北原２５	０２２４－８７－６５７１
小　牛　田　高　等　学　園	〒　987-0005	遠田郡美里町北浦字船入１	０２２９－３２－２１１２
女　川　高　等　学　園	〒　986-2231	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神６０－３	０２２５－５０－１０８８

XI 宮城県立特別支援学校幼稚部通学区域

学 校 名	種別	通 学 区 域	備考
視覚支援学校	視	全 県	
聴覚支援学校	聴	仙台市・塩竈市・名取市・角田市・白石市・多賀城市・岩沼市・富谷市・刈田郡・柴田郡・伊具郡・亘理郡・黒川郡・宮城郡	
聴覚支援学校小牛田校	聴	石巻市・東松島市・大崎市・登米市・気仙沼市・栗原市・遠田郡・加美郡・牡鹿郡・本吉郡	

XII 宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科通学区域

学 校 名	種別	通 学 区 域	備考
視覚支援学校	視	全 県	寄宿舎設置
聴覚支援学校	聴	全 県	寄宿舎設置
船岡支援学校	肢	全 県	寄宿舎設置
西多賀支援学校	病	全 県	
	知	仙台市(太白区の一部)(重度重複障害対象)	※1
小牛田高等学園	知	全 県	寄宿舎設置
岩沼高等学園	知	全 県	寄宿舎設置
岩沼高等学園川崎キャンパス	知	全 県	
女川高等学園	知	全 県	寄宿舎設置
山元支援学校	病	全 県(重度重複障害対象)	入院が原則
	知	亘理町・山元町・仙台市(若林区の一部・太白区の一部)・名取市・岩沼市 ※2	※1
光明支援学校	知	仙台市(青葉区の一部・泉区の一部)	※1
金成支援学校	知	栗原市	
角田支援学校	知	角田市・丸森町・大河原町・柴田町・村田町・白石市・蔵王町・七ヶ宿町	
石巻支援学校	知	石巻市・東松島市・女川町	
気仙沼支援学校	知	気仙沼市・南三陸町	
古川支援学校	知	大崎市・加美町・美里町・涌谷町・色麻町	
名取支援学校	知	仙台市(若林区の一部・太白区の一部)・名取市・岩沼市 ※2	※1
利府支援学校	知	仙台市(宮城野区の一部)・多賀城市・利府町・大郷町・塩竈市・松島町・七ヶ浜町	※1
迫支援学校	知	登米市	
小松島支援学校	知	仙台市(青葉区の一部・宮城野区の一部・若林区の一部・泉区の一部)	※1
秋保かがやき支援学校	知	(産業技術科) 全 県	寄宿舎設置
		(普通科) 仙台市(青葉区の一部・太白区の一部)・川崎町	※1
松陵支援学校	知	仙台市(宮城野区の一部・泉区の一部)・富谷市・大和町・大衡村	※1

※1 西多賀支援及び山元支援の知的障害、並びに光明支援、名取支援、利府支援、小松島支援、秋保かがやき支援、松陵支援における仙台市の入学区域はP46のとおりとする。
※2 令和4年度入学生から、名取支援学校の通学区域に居住する者は、希望により第一次募集から山元支援学校に出願できるものとする。ただし、名取支援学校との併願は認めない。

宮城県立特別支援学校（知的障害）高等部通学区域（仙台市内）

令和７年４月以降

特別支援学校名	行政区	居住地の学校区	備考
宮城県立 小松島支援学校	青葉区	上杉山中学校区	
		五城中学校区	
		五橋中学校区	
		台原中学校区	
	宮城野区	宮城野中学校区	
		東仙台中学校区	
		東華中学校区	
		鶴谷中学校区	
		幸町中学校区	
		西山中学校区	
	若林区	八軒中学校区	
		南小泉中学校区	
		蒲町中学校区	
	泉区	南光台中学校区	
		南光台東中学校区	
宮城県立 松陵支援学校	宮城野区	岩切中学校区	
		田子中学校区	
	泉区	七北田中学校区のうち 七北田小学校区	
		七北田中学校区のうち 市名坂小学校区	
		八乙女中学校区	
		将監中学校区のうち 将監中央小学校区	
		将監中学校区のうち 将監西小学校区	
		向陽台中学校区	
		将監東中学校区	
		鶴が丘中学校区	
		松陵中学校区	
宮城県立 利府支援学校	宮城野区	高砂中学校区	
		中野中学校区	
宮城県立 西多賀支援学校 （知的障害の場合）	太白区	愛宕中学校区	重度重複障害者のみ
		長町中学校区	重度重複障害者のみ
		西多賀中学校区	重度重複障害者のみ
		八木山中学校区	重度重複障害者のみ
		山田中学校区	重度重複障害者のみ
		人来田中学校区	重度重複障害者のみ
		富沢中学校区	重度重複障害者のみ

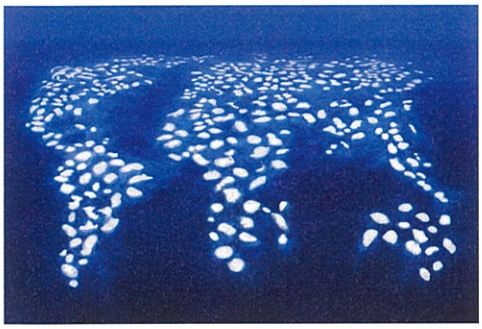
特別支援学校名	行政区	居住地の学校区	備考
宮城県立 光明支援学校	青葉区	第一中学校区	
		第二中学校区	
		三条中学校区	
		北仙台中学校区	
		中山中学校区	
		桜丘中学校区	
		折立中学校区	
		大沢中学校区	
		吉成中学校区	
		南吉成中学校区	
	泉区	七北田中学校区のうち 野村小学校区	
		根白石中学校区	
		将監中学校区のうち 桂小学校区	
		加茂中学校区	
		寺岡中学校区	
		長命ケ丘中学校区	
		南中山中学校区	
		高森中学校区	
		住吉台中学校区	
		館中学校区	
宮城県立 名取支援学校 ※令和4年度入学生から，宮城県立山元支援学校に第一次募集から出願できる中学校区	若林区	六郷中学校区	
		七郷中学校区	
		沖野中学校区	
	太白区	中田中学校区	
		郡山中学校区	
		袋原中学校区	
		富沢中学校区	重度重複障害者を除く
		柳生中学校区	
宮城県立 秋保かがやき支援学校 （普通科）	青葉区	広瀬中学校区	
		広陵中学校区	
		錦ケ丘中学校区	
	太白区	愛宕中学校区	重度重複障害者を除く
		長町中学校区	重度重複障害者を除く
		西多賀中学校区	重度重複障害者を除く
		生出中学校区	
		八木山中学校区	重度重複障害者を除く
		山田中学校区	重度重複障害者を除く
		人来田中学校区	重度重複障害者を除く
		秋保中学校区	
		茂庭台中学校区	

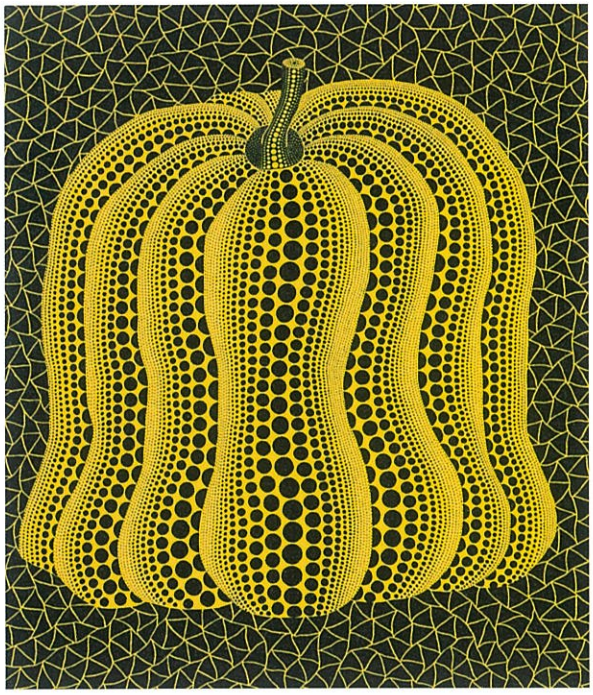
資料配布（8）

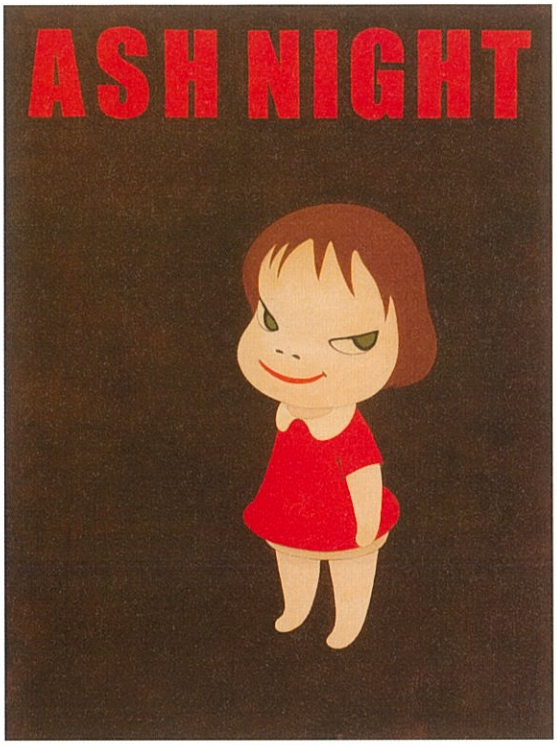
いま、私は現代アートと出会う

―草間彌生、奈良美智、村上隆、アンディ・ウォーホル、バンクシー…

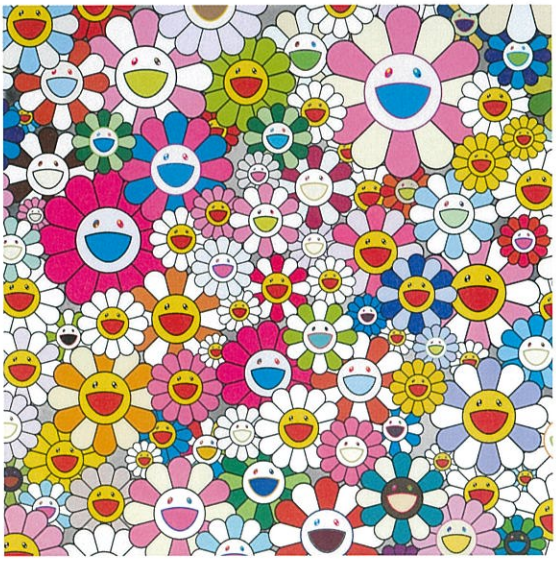

1


2


3



4


5

1. Andy Warhol《 DIAMOND DUST SHOES 》1980年　Acrylic paint and silkscreen inks diamond dust on paper、101×152cm　© 2026 The Andy Warhol Foundation for the Visual Arts, Inc. / Licensed by ARS, New York & JASPAR, Tokyo　G4414
2. Andreas Gursky《 Dubai World III 》2008年　C-print、227×336cm　© Andreas Gursky / Courtesy Sprüth Magers / JASPAR, 2026　G4414
3. 草間彌生《 A. PUMPKIN（Y）》2004年　Acrylic on canvas、53×45.5cm　© YAYOI KUSAMA
4. 奈良美智《 Ash Night 》2000年　Acrylic on canvas、204.5×155.5cm　© YOSHITOMO NARA
5. 村上隆《 お花の笑顔。》2011年　Acrylic and platinum leaf on canvas mounted on aluminum frame、100.0×100.0cm　© 2011 Takashi Murakami/Kaikai Kiki Co., Ltd. All Rights Reserved.

2026.11.14 sat — 2027.1.24 sun

開館時間　9:30－17:00（発券は16:30まで）
休 館 日　月曜日（11月23日、1月11日は開館）、11月24日（火）、1月12日（火）、年末年始（12月26日（土）～1月6日（水））
観 覧 料　一般1,500円（1,300円）、学生1,300円（1,100円）、小・中・高校生750円（600円）　※（ ）内は、前売り及び20名以上の団体料金
＊前売券取扱所　販売期間：9月14日（月）～11月13日（金）
アソビュー！、ローソンチケット（Lコード：22382）、セブンチケット（セブンコード：116-991）、CNプレイガイド TEL 0570-08-9999、チケットぴあ（Pコード：687-544）、藤崎

〈主催〉宮城県美術館、河北新報社、仙台放送
〈後援〉仙台市教育委員会、NHK仙台放送局、tbc東北放送、ミヤギテレビ、khb東日本放送、エフエム仙台
〈企画制作〉ウィステリアート　〈制作協力〉よりみち

［出品作家］ Alain Biltereyst/ Andreas Gursky/Andy Warhol/ Anish Kapoor/Anselm Kiefer/ Banksy/Cy Twombly/ Damien Hirst/David Hockney/ Frank Stella/Jasper Johns/ Jeff Koons/Joan Mitchell/ Julian Opie/Kathleen Jacobs/ Nam June Paik/Olafur Eliasson/ Roy Lichtenstein/Thomas Ruff/ Xavier Veilhan/荒川修作/ イケムラレイコ/石田徹也/伊藤存/ 植田正治/大竹伸朗/香月美菜/ 加藤泉/河原温/草間彌生/ 五木田智央/小林孝亘/ 塩田千春/白髪一雄/菅木志雄/ 高松次郎/田中敦子/中西夏之/ 奈良美智/名和晃平/村上隆/ 元永定正/吉原治良/李禹煥

The Miyagi Museum of Art
宮城県美術館

〒980-0861
仙台市青葉区川内元支倉34-1
TEL 022-221-2111

最新情報はこちらから
ウェブサイト　X



1

いま、私は
現代アートと出会う

—草間彌生、奈良美智、村上隆、アンディ・ウォーホル、バンクシー…

美術館で作品を鑑賞する体験は、ときに私たちの感情を揺さぶり、思いがけない感覚や記憶を呼び起こすことがあります。本展ではそうした「作品との出会い」をテーマに、国内外の作家による約70点の作品をご紹介します。これらは、ある一人のコレクターが「現代アートの面白さを理解したい」と収集を始めたコレクションの一部であり、草間彌生、奈良美智、村上隆、アンディ・ウォーホル、バンクシーら現代アートを代表する作家が多く含まれていますが、その表現は実に多彩です。そこで本展はその魅力を読み解く手がかりとして、色やかたち、光、人の姿、線、風景と記憶といったシンプルなキーワードを軸にして展示を構成しました。

現代アートを「いまの時代につくられたもの」と捉えると、そこには「いま」を生きる私たちと呼応する視点や問いが潜んでいるかもしれません。ときに難解で、ときに私たちの認識をも揺さぶる現代アート。本展でこれらの作品と出会うことで、アートの楽しみ方を発見するきっかけとなれば幸いです。

1. 名和晃平《 PixCell-Deer#75 》2025年　Mixed media、241.5×187.0×170.0 cm　Photo: Nobutada OMOTE Courtesy of SCAI THE BATHHOUSE
2. 大竹伸朗《 網膜/パルサー 1 》1990-2020年　Urethane resin paint on chromogenic analog print mounted on wooden panel、230×170×10cm　© Shinro Ohtake. Courtesy Take Ninagawa, Tokyo.
3. 香月美菜《 5:21:10 》2021年　Wood panel, linen, acrylic, pigment、162.0×130.3×4.5 cm　© Mina Katsuki photo by Kenryou Gu
4. Anselm Kiefer《 For Paul Celan - Poppy + Memory 》2014年　Glass,metal,resin,shellac,fabric,plaster,dried leaves and lead、210×120×90cm　Copyright : Anselm Kiefer Photo : Georges Poncet Courtesy of Fergus McCaffrey



2



3



4

■ 関連イベント

オープニング・ギャラリートーク

［講　師］南條史生氏（本展アドバイザー）
　　安岡真理氏（浜松市美術館 学芸員／本展企画者）
［日　時］11月14日（土）10:00～
［場　所］展示室1・2
※観覧券をお持ちの上、2階展示室入口にお集まりください。

講演会『「見る」から「出会う」へ ―現代アートの扉をひらく』

［講　師］安岡真理氏
［日　時］11月28日（土）14:00～
　　（90分程度、13:30開場）
［会　場］佐藤忠良記念館アート・ホール
［定　員］100名　当日先着順（聴講無料）

学芸員による展示解説

［日　時］11月21日（土）、12月5日（土）、
　　12月19日（土）、1月9日（土）
　　いずれも14:00～
※観覧券をお持ちの上、2階展示室入口にお集まりください。

＊キッズスタジオ・プログラム

〈チャレンジ・キッズ・プログラム〉11月15日（日）、12月5日（土）、1月9日（土）
〈ミュージアム探検〉11月21日（土）、12月19日（土）、1月23日（土）

＊創作室プログラム　〈トライ・デー〉11月29日（日）

※いずれも詳細は当館ウェブサイトをご覧ください。（要事前申込）

同時開催 所蔵品展　絵本原画 林明子



林明子《 こんとあき 》表紙原画 1989年
宮城県美術館蔵

※本展観覧券でご覧いただけます。

○交通のご案内

●仙台市地下鉄利用の場合：東西線国際センター駅西1出口から右（北）へ徒歩7分、もしくは川内駅北1出口から右（東）へ徒歩7分
●仙台市営バス利用の場合：仙台駅西口バスプール9番乗場より730系統もしくは739系統に乗車、「二高・宮城県美術館前」下車、徒歩3分
●るーぷる仙台バス利用の場合：「国際センター駅・宮城県美術館前」下車、徒歩3分
●タクシー利用の場合：仙台駅から約10分
●高速道路利用の場合：東北自動車道・仙台宮城I.C.より仙台市街方面（仙台西道路）に入り、仙台城跡方面を経由して美術館へ。仙台宮城I.C.より約15分



The Miyagi Museum of Art
宮城県美術館

〒980-0861 仙台市青葉区川内元支倉34-1　TEL 022-221-2111
〈ウェブサイト〉https://www.pref.miyagi.jp/site/mmoa/
〈X〉https://x.com/miyagi_bijutu

次回特別展 | 棟方志功展　2027年2月6日（土）～3月28日（日）